

小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案（橋口隆君外四名提出、第八十二回国会衆法第七号）

○橋口委員長 これより会議を開きます。

第八十四回国会、内閣提出、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案、第八十二回国会、中村重光君外九名提出、小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案、第八十二回国会、橋口隆君外四名提出、小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

以上各案のうち、中村重光君外九名提出及び橋口隆君外四名提出の両案につきましては、第八十四回国会においてすでに趣旨説明を聴取いたしておりますので、これを省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○橋口委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案（第八十二回国会、中村重光君外九名提出）
小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案（第八十二回国会、橋口隆君外四名提出）
〔本号末尾に掲載〕

○橋口委員長 これより各案の質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中島源太郎君。

○中島（源）委員 大店法、商調法について御質問を申し上げます。

この法律につきましては、すでに提案理由の御説明が通産大臣から行われまして、拝聴いたしましたわけでございます。その際お述べになりましたよ

うに、わが国の小売商業は、百六十万事業所数、就業人数は五百六十万でございまして、そのほとんどが中小零細の小売商である、特に、最近は大店の進出によって著しい影響を受ける場合も少なくない、さらに、大型店以外の中型店の進出によりまして紛争も激化しておるといふふうにお述べになっております。まことにそのとおりでありまして、なおかつ実情を踏まえてつけ加えるとするならば、集中豪雨的な出店という言葉が使われております。

実際面は、よりはっきり申せば、集中豪雨的な出店計画のラッシュと申してもよろしいと思っておりますが、出店側は数多くの出店計画、出店予定地を持ち、しかも、それがスムーズに出店できるとは限りませんので、少なくとも三つの計画を持つて、そのうち一つでも出店できればよろしいというところで、出店計画はますますラッシュ状態をもたらしております。一方、受け入れ側とすれば、一つの商圏内に二つ以上の出店計画がメジロ押しになるといふことで、危機感が増幅され、ますます出店側と受け入れ側の不信感は増しておるわけでございます。

こういう中に立つて、この調整法は重要な意味を持つと思うわけでございますが、河本通産大臣は、この改正案の冒頭に、まず調整対象面積の引き下げをうたっておられるわけでございます。細かいようでございますが、今度の改正案の大きな要点は、大店法部分を五百平米まで引き下げた、商調法部分を五百平米以下に圧縮したという形で理解いたさなければならぬと思うのですが、五百平米に引き下げた理由を簡単に申し上げますが、一応伺つて、それから質問に入つてまいりたいと思ひます。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

今回の法律につきましては、いま中島委員から御指摘がございましたように、最近いろいろ議論が出ております。それにつきまして、私もいろいろとしましては、中政審、産構審——その前に小売問題懇談会で議論したわけでございますが、その後

中政審、産構審でいろいろ御検討いただきました。関係者の意見も入れて、意見をまとめたものでしたわけでございます。その意見の中の重要な柱として、いまお話がございました店舗面積を引き下げる、その引き下げについては五百平米まで引き下げるのが適当であらうという御意見をいただいたわけでございます。

私もいろいろといたしましたのは、その審議会の意見を受けてまして今回改正をしたわけでございまして、五百平米にいたしました理由といたしましては、大体最近の実情を見ますと、いわゆる店舗の面積が五百平米ぐらゐのところがワンポイントショップと申しますか、そういった機能を充足するに足る一応の品ぞろえができる面積である、したがって、その辺を境にして顧客吸収力と申しますか、誘引力と申しますか、そういうものが高まるというふうなことが見られる。もう一つは、紛争の実態を見ましても、大体五百平米を超えたところぐらゐから、これは基準面積未達の事実上各地でいろいろ起こつておる紛争の実態を見ましても、その辺から紛争がふえておる、そういう実態を考えまして、一応五百平米というものを一つの区切りとしたわけでございます。

○中島（源）委員 中小小売商の方々は、今国会でこの法律が成立することを心から望んでおられる、このように理解しておりますが、小売商の団体の方々から、小売三法強化改正全国推進会議という名のもとに私は何回か要望書をいただいております。

その第一に要望されておりますのが企業主義の導入ということでありまして、これははなはだ法体系上から見ると不可思議でございまして、企業主義と申せば、申すまでもなく現行法千五百、三千平米以下は商調法の企業主義をとつておるわけでございまして、これが五百平米以下に圧縮されるということによりまして、いわば大店法は面積主義でありまして、企業主義が圧縮されたということ、ある意味では退歩に通じるような気もいたすわけでございます。

また逆に、商調法に關しましては幾つかの捨てがたい利点があると私は考えております。つまり、大型店、中型店が出店に際しまして、一応それは原則自由であります。既設の地元の中小売商が甚大な影響を受ける、あるいは商業活動の秩序が乱れるという場合には、中小小売商の団結と組織力によりまして調査あるいは調整の申し出をするということによって、みずからの力で出店側との調整を知事権限でもたすことができないという形を持つておりますし、また、出店後売場の業種が著しく変えられた場合に、商調法ならばこれを調整しあるいは阻止することもできたはずであります。

この部分が圧縮されたということは、商調法をつかさどつておられる中小企業庁は、ある意味では御不満ではなからうかというふうな推察もいたすわけであります。中小企業庁の方々はこの五百平米まで引き下げられたことについてどのようにお考えでございましょうか。

○左近政府委員 いま政府委員から答弁がありましたように、五百平米を超えるものというところに拡大をいたしますと、現在大規模店舗と中小小売商との間の紛争の多い事例は一応そこでカバールとされるということでございます。その点ではむしろ非常に強化されたというふうに評価をいたしております。

それから、いま御指摘の調整の問題、いわゆる商調法による調整の問題でございますが、これにつきましましては、五百平米まで引き下げられまして、いわゆる店舗面積とか大店法に定めるものの以外の調整につきましては、今後の改正法によりまして十五条のあつせん、調停というものができまします。その点では、つまり中小小売店以外の者のやる小売販売というものの調整は法律上可能になっております。したがしまして、われわれといたしましては、五百平米に引き下げられたというところをやはり高く評価し、そしてそのことによつても企業主義でやつております商調法の調整は存続し得るというふうに考えておるわけで

でございます。

○中島(源)委員 与えられました時間が一時間しかございませんので、ややペースを速めて端的に御質問申し上げますので、端的にお答えをいただきたいのですが、改正商調法は昨年九月に施行されたわけでございます。商調法部分の調整はいろいろとできるということでございますが、実際面、この商調法が活用されました実例と度数はどのくらいございましょうか。

○左近政府委員 昨年の九月二十四日に現行商調法が施行されたわけでございますが、それ以後現在までの状況は、正式に法律上の手続をなされたものについては、事前調査の申請が二件でございます。それから、商調法の規定を背景として事実上行政指導というふうな形で紛争の処理が行われたものが一件ということでございます。それから、調査の申し出がございましたけれども大店法で処理をされた、大店法の届け出をしたものでございまして、それから処理したものが一件ということでございまして、それから、現在地元の小売商から調査しない調整というものを申し出をしたいという希望があつて、各県が処理中のものも一、二件ございまして、

以上が現状でございます。

○中島(源)委員 この商調法はある意味の力を持つておると思いますが、実例から申しますと、実際には一件ないし二件というふうなことが実例だと思ひます。これは私の考える範囲で、中小小売商の方々の自覚の問題もあつたと思いますが、この商調法にかかわる指導が徹底しないまま現在まででいていくという面もあつた。つまり活用し切れない。ある意味では、この申し出団体は業種別その他の規制がありまして、それから、これがいま法人化の促進過程にあるというふうにも考えられるわけでございますが、いま長官がおっしゃったように、事前調査の申し出あるいは調整までいったものが一件、あとは大店法に移行したものが一件、こう言われておりますが、商調法の生命は、調査、調整の申し出にあるということはもちろんで

あります。

ところが、現行法にあるものを、この改正法では少なくとも調査、調整の申し出にかかわる十四条の二、十六条の二が欠落しておるといふのはなほ遺憾ではなからうかというふうには私は考へるわけでございます。したがつて、答弁を求めます前にはつきり申せば、十四条の二、十六条の二、つまり調査、調整の申し出にかかわる部分は少なくとも従前どおり入れておいてあたりまえである、これが抜けておるのは退歩につながるというふうな感じがしますので、これは従前どおり入れ込む方向が正しいと思ひますが、いかがでございますか。

○左近政府委員 十四条の二、十六条の二の規定を今回の改正法で削除することにしたいたしましたのは、大店法でこの基準面積を五百平米を超えるものというふうな改めたことに伴うものでございまして、これは結局、この五百平米を超えるところが一番従来からこの商調法でも紛争の生じやすいところであるのでございまして、その部分がこの大店法による調整が可能になったということから、法律上こちらを削除するということになったわけでございます。現実的には問題は解決をするというふうなわけにわれわれは解しておるわけでございます。

なお、問題は、五百平米以下の大企業の出店というものがございまして、御指摘のとおり今回の改正法ではカバーできないという問題が起り得るわけでございますけれども、これにつきましましては、十五条のあつせん、調停という規定がございまして、これで処理をしたらどうかというのがこの法律の趣旨でございます。

○中島(源)委員 せっかくの御答弁でございますが、やや不可思議な感じがいたしますのは、当然いまままでの現行法の商調法はゼロから千五百、三千平米まで、これを賄ひ得る調査、調整の申し出があつたわけでありまして、しかも、十五条で賄ひ得るとおっしゃいますけれども、少なくとも大店法部分と商調法部分の並びからいたしますと、調査、

調整の申し出、これは命令、罰則までいける部分でございます。これこそが中小小売商にとって頼みの綱とも言へべきものでございまして、それを、千五百、三千平米であつたものを、五百以上が主に問題が多いのだから、そこが大店法にいくから商調法部分はもうなくてもいいのだということ、いままであつたものがなくなるわけでございます。ですから、これは大変な不信感につながると思ひます。

そこで、私は再度申し上げますが、十四条の二、十六条の二はもとに戻すのは当然でありますし、なおかつ、先ほど申されたように、それほどのものがあつた時代でも一度か二度しか活用されなかつたという点は、申し出団体の規制にやや難があつたと思ひます。

たとえば、地方都市に参りますと、一つの業種別にでも事業協同組合がつくれていない、つくろうと思つてもいまその促進段階にある。同時に、横並びの商店街の方々が、これはいかに困つたときに当然商店街の横並びの団結で調査、調整の申し出がでると思つておつたところが、それができない。これがあればもつとこの商調法は活用できたであらうにということ、私は現実面から見て十分考慮されるところでございます。

したがつて、十四条の二、十六条の二はさほど必要ないとおっしゃるのは、これは逆でありまして、いまこそこれを取り入れ、さらに、スポット改正として、この申し出団体に商店街振興組合並びに連合会等の横並びの申し出団体をつけ加えることにによりましてこの商調法は初めて生きてくる法律である。私は、横並びの申し出団体をつけ加えて十四条の二、十六条の二を入れ込む、もとに戻すということ強く要求いたしますが、重ねて御答弁をいただきたいと思ひます。

○左近政府委員 先ほど申し上げましたとおり、政府案といたしましては、この大店法の改正に伴ひまして、この十四条の二、十六条の二というものの規定を削除するのがしるべしということであるわけでございます。

ただ、いま先生のお話のように、そういうふうな考え方もあり得るというふうには思ひますが、政府としての考え方は、面積的に言えば五百平米というところにやはりこの小売商における競争力という一つの限界が引けるのではないかと、そういうふうな判断をいたしまして改正案を提出したわけでございます。

○中島(源)委員 長官は、この政府改正案を中心に御答弁いただいておりますので、私の方からは再度、調査、調整の申し出並びに横並びの申し出団体をつけ加えることを強く要求いたしておきます。

同時に、話が商調法に入つておりますので、小売市場の問題に触れたいと思ひます。小売市場は、現行法では許可制になっておりますが、今度は届け出制ということになっております。これはある意味で、この事態は非常に複雑でございまして、小売市場としての建物、それに対して小売商の方々の賃貸契約その他で乱立をいたしておつたのを、何とか歯止めをかけるつたところを今度届け出ということになりますと、またまた乱立を呼ぶおそれがある、この点についても私は許可制に戻すべきであるというふうな要求をいたします。

同時に、小売市場の定義でございまして、大部分が三十平米以下の小売商、こう書かれてございまして、この実態の把握はなかなかむずかしいわけでございますが、三十平米以下ということで伝統的小売市場のどの程度の部分がカバーできますか、この点を伺つておきたいと思ひます。

○左近政府委員 小売市場につきまして、今回の改正案で届け出制にしたという趣旨は、従来、その小売市場の規制につきましては、周辺の商店あるいは周辺の小売市場といふいわば過当競争の防止という商業調整的な見地と、それからもう一つ、その小売市場に入居いたします中小小売商に関する貸付条件のチェックという、いわばテナント保護の趣旨と二つがありまして許可制になっておつたわけでございますが、今回、五百平米を超える

ものは大店法の範囲になるということになりますと、商業調整については、大店法で五百平米を超えものについてやられるということで問題はほとんど解決するというところで、今後の小売市場に対する規制というのは、主としてテナント保護、入居する零細小売商の保護ということになるというところに判断をいたしまして、そういうことであれば、類似的な法規を考えますと届け出制、しかしながら、届け出をした後必要があれば勧告をするという制度で十分ではないかということにいたしましたわけでございます。

なお、そのときに零細小売商が入居するというその線をどの程度で引くかということで、これを店舗面積、貸付面積で決めたわけでございまして、この三十平米未満というものでございまして、現在の伝統的な小売市場を調べますと、大体三十平米未満の店舗面積に区分された部分が大部分を占めております。小売市場は全体の七一%を占めておるといふことでございまして。

○中島(源)委員 せっかくのお話で、そう反対はいたしたくないのですが、七〇%強をカバーできている、私は、その意味からいけば、三十平米をもう少し上げることによってカバー範囲を大きくできるのではないかとふうに考えておられるわけでございますが、とりあえずその定義部分はおきまして、許可制に戻すことをこの際強く要求をいたしておきます。

時間も半ばでございますので、大臣が言われました第二の問題、つまり大規模小売店舗の調整問題について都道府県知事の関与を強められたわけでございます。私は、これは大変いいことだと存じております。特に都道府県知事の意見があるいは当該市町村長の意見を申し出る機会を与えられたわけでございますが、私が考えるのに、一つの大型店、中型店の進出は、商業流通の問題と同時に、都市計画上の問題あるいは地域住民の問題であると考えますし、実態を見ますとそういうふうな把握せざるを得ない。たとえば大型店が出てくることによりまして非常な交通渋滞が起こつてお

るといふことも事実でありますし、また、土地の有効利用が果たしてそれで適切かどうかということもやはり考えなければならぬと思うのです。

いままで大型店が集中豪雨的に出店してきたところの主なものは、たとえば地方都市におきましても、ボウリング場の跡地ですとか、残念ながら不況産業で撤退をいたしました工場跡地などに急激に出店計画がある。これは大型店がいかにあるいは中小小売商にとってそれが是非かという問題以外にもう一つの価値基準がありまして、地域住民からすれば、それが商業関係に使われるという以前に、たとえばそこに空き地ができたならば、これは地域住民の体育の場にした、庶民の健康の場にしたいということもあり得るわけでありま。しかし、現状では、そのような都市計画にあるいは地方行政上の観念を入れるゆとりがな

いほど集中豪雨的につづけられる、契約金を打たれる、売買されるということがあるわけでございます。まして、そういう意味を含めて地方行政の長

の意見を十分取り入れるという方向を示唆されたというふうな考へておられますが、大臣の全体のお考えをこの際伺っておきたいと思ひます。

○河本(源)大臣 都市計画との整合性の問題はどうか、こういうお話でございますが、この法律は、中小小売業の事業活動の機会を確保を図るための大規模小売店舗における小売業者の事業活動を調整する、こういううたでございまして、したがって、都市計画との整合性、いわゆる町づくりという観点につきましまして、その意味するところがきわめて多岐にわたっておりまして、本法の体系におきましては、そのための所要の手段が用意されております。また、仮にこれらの手段を取り込むこととした場合に、小売業の調整を目的とする本法の趣旨を著しくあいまいなものにする、こういうことも考えられまして、法の一貫性に欠ける、こういう問題も出てくると思ひます。しかしながら、小売業は都市機能の重要な一翼を担うものであることは、これは言うまでもございませ

そこで、本法の運用に当たりましてできるだけ町づくりという観点から配慮していくことが必要だと思ひます。また、法目的に地域商業の秩序ある発展という文句を加えなかったのは、「目的」中の「小売業の正常な発達を図り」という文言にすでに地域商業の秩序ある発展という観点も織り込まれておるからでございます。

○中島(源)委員 結構でございます。大臣の御答弁の中に、町づくりの観点から今後十分考えるという意味のことをくみ取れたと私は理解をいたしております。

さて、提案理由の中で述べられました第三点であります。これは「店舗面積に係る調整措置の強化」であるというふうにおっしゃっております。

さてそこで、その「強化」とは何かということになりますと、「一の建物の店舗面積が全体として五百平方メートルになるまで勧告、命令が可能となる」というふうにおっしゃっております。これは私は非常に有意義なことというふうに感じておりますが、大店法は五百平米以上でございまして、さて、五百平米になるまで勧告、命令が可能だということになりますと、大店法にかかわる最低限であります。

さてそこで、文言からいいますと、開店日の繰り下げ、店舗面積の「削減」というふうに改正案ではございまして。現行法は店舗面積は「減少」であります。「減少」を「削減」に直された明確な理由、そして五百平米まで勧告、命令が可能なのだとおっしゃる限りは、この「削減」というのは、一部の削減もあり得ますが、大店法にかかわる全部の削減があり得るのだということを明確に提案理由の説明に書かれておられると思ひますが、確認のために伺ひます。全部削減はあり得ますか。

○島田(源)政府委員 お答え申し上げます。いま御指摘の点でございますが、今回の改正案では「減少」を「削減」というふうに直したわけでございます。私も、現行の大店法におきましても、店舗面積に関する勧告の限度というものは

つきましては、法律的には、周辺の中小小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがあることを認めたとした場合、そのおそれ除去のために必要限度、この限度内であれば特に法律上の制限はない。したがって、極限としては個別の小売業者の店舗面積をゼロまで削減するということとは可能であるというふうに考えておるわけでございます。

ただ、従来の表現が「減少」という文言を使っておりますので、その言葉の表現の意味するところが取り方によっては必ずしも明確ではなくて、ゼロとするか含まないかではないだろうかというふうな疑義を抱く向きもあつたやに思われます。そういうことがございまして、今回の改正に当たりましては、この点を明確にするために、あえて「減少」を「削減」というふうに改めた次第でございます。

○河本(源)大臣 これは非常に大事な点でございますから、私からも重ねて申し上げておきますが、「削減」という意味は、全部または一部、こういう意味でございます。

○中島(源)委員 非常に明確な御答弁をいただきましたが、「減少」でも全部または一部と読めたんだが、読み切れないのではないかと、いとおそれがある。で、「削減」という言葉を使つて、全部または一部の削減であるという意味をさらに明確にしたということでございます。

法制局がおいでであれば、重ねてこれについて確認の意味で御答弁をいただきたい。

○別府(源)政府委員 お答えいたします。ただいま御質問のございました現行規定は「減少」になっておりますが、改正案の「削減」につきましましては島田(源)議員からの御説明そのままでも結構だと思ひますが、念のため法制局の立場から申し上げますと、島田(源)議員も申し上げましたように、「減少」ということで、当然必要な場合にはいわれるゼロ削減、ゼロまで減少するということも可能かと思ひますが、御存じのとおり、「減少」は、減らしたは少なくするということだ

と、減らして少なくしてゼロになるというところまでいくのだろうかという点が恐らくいまままで心配された点かと思ひますので、その点を、削りまたは減らすということにすれば、削るという言葉の中には全部がなくなるという言葉が入ってくるだろうというつもりで、当方といたしましては「削減」という言葉に変えた次第でございます。

○中島(源)委員 五百平米は、大店法部分でございますが、商調法部分でございますか。

○島田政府委員 お答えいたします。

五百平米を超えるということでございますから、五百平米につきましては商調法でございます。

○中島(源)委員 細かいようですが、五百平米まで勧告、命令が可能というのははなはだ不可思議なんです、五百平米は商調法部分でございますか。

それはひとつおきまして、審議官、大臣並びに法制局から明確な御答弁がありまして、全部または一部の削減であり、ゼロ削減があり得るということでございます。これはそう読めないように思われるので、「削減」となされたというのです、全部または一部の削減が読めるならば、「全部又は一部の削減」と書かれた方が明確であると思ひますが、なぜ書かれなかつたか。書かれるのが当然だと思ひますが、重ねて御答弁を伺ひます。

○別府政府委員 お答えいたします。

ただいまの大規模小売店舗法の中に「全部又は一部」という言葉が使つてあるところを念のため申し上げます、たとえば三条で「建物の全部若しくは一部」、これは「又は」と同じでございますが、「全部又は一部の用途を変更する」というような使用の方、あるいは十四条の「営業の停止」のところ、で「営業の全部又は一部を停止すべきことを命ずる」というような形で、「全部又は一部」と法制局の立場から申し上げますとわざわざ言つておきますところは、これを「全部又は一部」と書きませんと、「小売業の営業の停止」と書きますと、営業全体の停止と誤解されるおそれがある、むしろ

ろそう読まれる可能性の方が大きいということを考えて、一部の停止もあるんだというときに一部というのを入れるのが普通の用例でございます。

なお、いま申し上げましたように、建物の利用なり営業の停止の場合には、建物なり営業なりを全体としてとらえているという書き方でございますので、「一部」を入れる必要性が法律上であると当方は考えたわけでございますが、問題の七条の一項につきましては、店舗面積を減少するというところで、店舗面積は当然具体的な坪数あるいは平米といういわば数量化されたものということでございますので、建物あるいは営業の用に全体的なとらえ方をしないという点からいまして、ここに「全部又は一部」を入れることはかえつていままでの用例に反することになるというところで、「全部又は一部」を入れたかつたわけでございますが、先ほど御説明したような理由で結果的に全部が削減される、ゼロになるということが当然考えられることであれば、いままでの立法例からいいますと、「全部又は一部」という言葉を入れる必要がないという考え方をとつたわけでございます。この点、御了承いただければと存じます。

○中島(源)委員 専門家がおっしゃることなのですが、しろうとははなはだよくわからないのです。つまり、それでは一つの建物の中で小売業が営む面積というのは、どうなんでしょう、全部の場合もあれば一部の場所もあるわけでございます。一つの建物全部を小売業が使う場合もありましょう。一部の場所もあり得ます。これは当然でございます。あるいは建物の用途を変更する場合に、いままで病院だったものを貸し事務所にする場合もあり得ます。貸し事務所を小売業にする場合に、必ず全部ということもあり得ません。これは当然でございます。

そうすると、そういうことが当然あるんだから書かないとおっしゃいますか。特に、一つの建物の中の小売業を営む面積という点については、七条と同じ意味に解釈できると思ひます。しかも、はっきり言って、三条の七項には、一つの建物の中で小売業を営む面積というものは全部の場合も一部の場所も当然考えられるので、意味からすればそうだと、そうだから書かないのかと思うと、ここは書いてあるわけでございます。どこが違ひましょうか。

○別府政府委員 お答えいたします。

私の御説明の仕方にな不適当な部分があったとすればおわび申し上げますが、三条では、これは御存じのとおり、いわば建物の所有者あるいは建設者の届け出でございますので、建物全体を建物所有者が建物として見ている、あるいは先ほど例に挙げました十四条の「営業の停止」でございます、小売業の営業の停止でございますから、小売業者というところで営業全体として考えている。それに対して、七条は具体的調整の場面でございますから、一つの事業者が、出店をしようとする小売業者が利用する店舗面積、その個別の事業者の店舗面積というものは具体的に何平米なら何平米ということがはっきり決まつており、それを減らす方向で物々考える、調整するということだとすれば、はっきり数量化されたものを減らす方向でというときに、それを全部ということとを申しませんでも、今度は特に「削減」と直したところによって減少方向が、一番極端まで申し上げますれば結果的にゼロになるということが明確になるだろうというつもりでお答えしたわけでございます。

○中島(源)委員 同じことをおっしゃっているのですが、両方とも「全部又は一部」と読めるのです、三条、十四条、七条ともに。片方は面積のものだと言つて、固定の面積を減らすこともあれば全部なくすこともある。また、三条でも十四条でもそうなのですが、一つの建物の中の小売業を営む部分は、全部の場合もあれば一部の場所もある。全部もあれば一部もと読めるという点について

ては全く同じであります。ところが、片方は「全部若しくは一部」「全部又は一部」と明記してあるのに、七条は、同じに読めるのだから明記する必要はない。同じ法文の中で、片方は読めるから明記してあります、この点は読めるから明記する必要はない。どうして固執されるのでしょうか。

同じに読めるのであれば、これは大した問題ではないので、明確な御答弁をいただいておりますので、それから、明確な御答弁を明確に法文に書いた方がよりわかりやすくなるということだけであります、三条の一項、四項、七項、それから十四条に「全部又は一部」という文言があるのですから、この第七条も「全部又は一部」と書いた方が、御答弁いただいた意味を明確にただあらわすだけありますから当然のことと思ひますが、重ねて御答弁いただきたい。書いた方が親切だと思ひます。

○別府政府委員 お答えいたします。

重ねて同じようなことを申し上げることになつて申しわけございませんが、「全部又は一部」と法制局の立場で審査の際に書き添ふのは、先ほどの営業停止をもう少し例を広げますと、営業譲渡のような場合に、「営業の全部又は一部を譲渡する」というような言い方で書く場合と、「営業を譲渡する」とあるいは「営業の全部を譲渡する」という書き方をした場合とがございまして、「営業を譲渡する」と書いた場合には、普通、営業の全部譲渡とすることを考えるわけでございます。と申しますのは、営業というものは、先ほど申し上げましたように数量的に具体的などれだかということが言にくいもの、一体としてとらえなくてはならないものを「営業を譲渡する」と言つた場合には、一体としてとらえた全体を譲渡するということを考えるが、ただ一部の譲渡ということも実際にはあり得るので、一部譲渡を法律上の要件として特にそれに法律効果を付与するというような場合には、わざわざ「全部又は一部」と書くのが通例であるというふうなことを申し上げたわけでございます。

しかし、この場合、店舗面積、あるいは後で休業日数の問題が出てまいりますけれども、店舗面積の場合でも休業日数の場合でも、これは先ほど申し上げましたように、たとえば千五百平米とかあるいは休業日数が五日とかいうふうにはつきりしておらず、それを減少するあるいは削減するということであれば、当然五、四、三、二、一、ゼロというふうに順々に減っていくというところが期待できますので、その際にわざわざ「一部」ということを入れるのは、通例でございますから私も別に固執するわけではございませんが、政府提案の法律案では入れないのが通例であるという事を申し上げた次第でございます。

○中島(源)委員 この点については、私はわかりやすくするために再度——何回もお立ちになって全部または一部の削減があり得るとおっしゃる。それを中小小売商の方々に徹底させるまで何回足を運んだらわかるのかわかりませんが、そういうことならば書かれた方が一遍で明確でございますから、書かれることが親切だというふうに私はどうしても考えますので、これは御答弁いただいても、せっかくお考えになって書かれた改正案でございますから、足を運ぶのは時間のあれでございますから、私は強くそう思うということをお願いいたします。

同時に、時間がないのですが、全部削減ということは五百までというのか。少なくとも大店法にかかわる届け出について審査の結果ゼロであればこれは大店法部分はゼロであって、つまり先ほど言った五百平米以下は商調法部分に従って御自由にやっていたという新たな作動がそこに生まれるわけでございます。つまり大店法によって五百まで調整命令ができるというのはややおかしいのであって、強いて言えば五百一平米、つまり五百までならいいということではなくて、大店法にかかわる部分ではゼロなんだ、しかし、五百以下は商調法部分だから商調法部分でどうぞ御自由に、そして商調法部分に従って申し出があればそれによって調整をしていただく、こういう考

え方です。よろしいわけですか。

○島田政府委員 お答えいたします。

いまの御質問の趣旨で大体いいと思います。重ねて申し上げます、いま申し上げましたように、いまのお尋ねは建物ベースの話に——ややこしくなりますが、建物ベースで考えた場合で申し上げますと、今度の改正案で面積五百平米を超える店舗面積を有する大規模小売店舗における小売業について調整の対象とするというふうに拡大をされたので、結局、今回の場合には五百平方メートルを超えるところまでは調整は可能になるということになります。したがって、五百平方メートル以下に關しましては大店法上は自由になります。これはいまお話がございましたように、もし問題があつて商調法の要件に従つて手続がとられる場合には商調法の対象として処理がされる、こういうことだと思ひます。

○中島(源)委員 その点は明確にわかりました。さてそこで、ゼロ削減があるということとは当然のことだというもう一つの理由として、通産大臣にかかわる調整部分には、入る前におそれなしとおそれありということがあります。おそれなしという場合には全面出店を意味するわけであり、おそれありという場合には全部または一部の削減があり得る、調整があり得ると思ひわけであり、土俵というものは、やはり全面出店があれば全面削減もあり得る。その中でよりよい協議を続けていただくということで、土俵がしっかりすれば、出店者側も受け入れ側もそこに正規の土俵に入ることを否やとは申す機運はなからうと私は思ひます。しかし、その土俵ができました、取り組み時間が少な過ぎる場合には、安心して土俵に上がれないということもあると思ひます。

正規の土俵と申しますと、第五條届け出以降でございますので、現在では実際の調整期間はたつた三カ月であります。これが全部の実情を把握し、大型店、中小小売商あるいは消費者あるいは学識経験者、あらゆる部門を含めて実情を調査し、さらに先ほど大臣がおっしゃいましたように、都市計画上のリンクも考えながら、町づくりの視点の御意見も入れながら、どれがいいかという判断をするのに三カ月というのは短過ぎる。いま現在三カ月プラス一カ月、四カ月でございますが、これを大幅に延長することによりまして、土俵をさらに協議しやすい、そして清潔な論議の場をのこすことができると思ひます。これをいかにいかにしたいかという問題はいろいろあると思ひます。

時間がなくて、私の考えは、三カ月プラス一カ月というのが現行法でございます、改正法はそれにプラス二カ月というふうに言つておられますが、私は、現行法の三カ月プラス一カ月にプラス六カ月は必要である、はつきり言つて九カ月プラス一カ月、十カ月ぐらいは十分な討議期間を要するのではなからうか、これがあれば、出店者側あるいは受け入れ側がその正規の場で資料を出し、意見を開陳し、都市計画上のリンクもきき、意見を開陳し、十分とは申せませんが、安心して土俵に上れる期間がとれる、このように思ひますが、この期間の延長についてどのようにお考えでございますでしょうか。

○島田政府委員 お答え申し上げます。いまお話しのように、今回の改正案では、従来の調整実態というものを勘案いたしまして、勧告期間を三カ月から四カ月、一月延ばしたわけでございますが、さらに、今回新しい措置として、必要に応じて二カ月を超えない範囲での延長というものは可能になるというような措置をしたということはいまお話しのとおりでございます。

私もいまお話ししたことは、一応この勧告期間というものの間で実際の調整をやっていくべきである、また、いかなければならぬだらうというふうな考へております。余り勧告期間を長くするということは、逆に言ひまして、その期間中いけば新規の事業活動が制約されるわけでございますから、これは余りに必要以上に長くするということは、その面からの問題もあらうかというふうな考へます。

ただ、実際、お話のように、具体的ケースを見ました場合にはいろいろとむずかしいケースがあり、特に最近のような状況を考えますと、いわゆる店舗の大型化あるいは地方への出店の増加というふうな点を考えますと、なかなかこの調整はよりむずかしくなつていくというのには事実でございます。したがって、私どもとしましては一応そういうことで考へているわけですが、事業活動の調整というものは、やはりできるだけ関係者の円滑な話し合いということで行われることが好ましいというふうに考へますので、できるだけ早く、まあ言ひますと、関係者間の合意が得られるような話し合いというものが行われるように指導をしていくことはあわせ考へたいというふうに思つております。

○中島(源)委員 実情を踏まえての御答弁でございますので、実情はよく御存じのとおりであります。正規の土俵に上る前に、法文にはございせんが、いわゆる一般に言われておる事前商調協部分というのがございせん。なかなか時間を長引かせるということにある意味で不安がございせん。この期間の延長についてどのようにお考えでございますか、実際、事前商調協部分で二年、三年、あるいは長いところでは七年延ばされておる実例もあるやに伺つておるわけですが、私は、その点、正規の土俵に上げた場合、いろいろな御意見があるわけなんですから、それを三カ月や五カ月で切つてしまふということにはなはだ不親切である、むしろそこを延ばすことによって正規な話し合いができるというふうな考へております。

もう一つ、時間がございせんので、この大店法というものの読み方はなはだむずかしい面がある。たとえば、大型店、中型店の出店に対して商調協が持たれるわけですが、その商調協部分で商業者側が反対をする、消費者側はそれは商業者のエゴだと言ひ。消費者がもしその出店を歓迎するような言動があれば、商業者側はそれは消費者のエゴであると言ひ。利害相対立するようになつていくわけですが、強いて言へば、

出店は原則自由であつても、大型店、中型店が出店することによりまして中小小売商が甚大な影響を与えられたり秩序が乱れたりする場合に、それを待たせるといふことはあり得る。

それはなぜ待たせるといふと、現状の中小小売商では体力がそこまですべておられないので、現在近代化努力進行中である、あるいは今日たまたまから近代化努力をいたします、そして体質を強化して出店側と共存共栄ができるまで待つてくれといふのは当然なことであり、また、そうであれば消費者側も、自分たちと同じ学校に学び、同じ社会に出てきた同僚がようやく中小小売商を営々として営んでおられるのですから、その小売商が十分に成り立つまで近代化努力を温かく見守り、待つてやるということは当然だと思ふのです。

そこで、近代化努力に対して指導するあるいは力をかけてやるという条項がこの大店法にはどうも欠けておつて、どこに書いてあるのか探してもよくわかりません、たとえば、分野調整法では第十條に指導事項が書かれてございますが、これに類するものがどう見てもこの大店法にはない。むしろ規制強化の一方で中小小売商に対して温かい指導をする、そして近代化を促進させるという意味の条項が必要ではないかといふふうに私は考えております。これはお答えをいただいてもいいのですが、あと四分でございますので、それを強く要求し、私も研究をいたしたいと思つております。これは入れることは可能であるといふふうに考えます。

同時に、細かい問題でございますが、出店した後の問題をやや伺いたいと思ふのです。

スーパーその他で、目玉商品と称して不当に安い価格で物を売つておられることがあるわけですね。あるときには卵であつたり、あるときには牛乳であつたり、あるときはコーヒ、あるときはしょうゆといふことであります。生鮮食料品でも最近は大分もちます。たとえしょうゆやコーヒといふものは、販売期間に一びんなり二びん買いますと、それを消費するまで大分時間がかかりま

す。そこで、年じゅう販売をやつておらなくても、不当に安い販売時期をスーパー、大型店、中型店がやるということによりまして、そこで安い物を買われて家庭に保存されますと、当然その周辺の小売商の売り上げは激減をするといふことが起つております。

これが不当販売に値するならば公取の問題でありましようが、さて、中小小売商は、公取といつても、どこへどういふふうに通じ込めたいのか、駆け込み寺がどこにあるのかわかりません。しかも、公取がそれに相対処しようとしても、失礼ながら、その人員、陣容によりまして即座に手を打てるとは限らない。その場合、中小小売商は一体どうしたらいいのでしょうか。つまり、商工会、商工会議所に力をかけることができましようか。あるいは十五條の三を適用するとするならば、十五條の三は「紛争」と書かれておりますが、「紛争」とはどういふ事例を指すのでございませうか、これをひとつ伺いたいのです。

それを伺つておると私の時間が切れてしまひますので、もう一つだけ続けて伺ひます。

五百平米まで下げられたといふことについては、よくも悪くも了解をいたしました。商業の中には、五百平米まで下げられますととても営業が無理だと思つてしまつてしまふべき業種があるように思ひます。たとえば家具などは、ほとんどが家具売り場、要するにショールーム・イン・そのものが店舗面積でございますので、これを五百と規定されたらば、なるほどこれはおやりにくいであらうなという感じはいたします。また、自動車のディーラーなども、第二條の括弧内に修理部分も含めるといふことにいたしますと、とてもこの中に入らないわけでございます。これは運用上、実態を踏まえて適宜適切な運用をしていただくように強く要望したいと思ひます。

以上三點について、公取もおいででいらつしやいますので、やや時間超過すると思ひますが、答弁だけいただきたいと思ひますので、よろしくお願いいたします。

○妹尾政府委員 回答いたします。

独占禁止法上不正な取引方法が幾つかあるわけでございますが、その中に不当販売といふのも一つございします。不当販売といふのは、法律上は要件をいたしまして、一応一つはコストを下回るといふこと、それからもう一点は公正な競争を阻害するおそれがある、公正な競争を阻害するおそれといふのは、具体的に申し上げますと、周辺の小売業者等に非常な著しい影響があるといふ事態にならうかと思ひますが、この二つの要素が必要なのでございます。

私もどなたかしましては、被害者である小売業者等の側からそういうふうな状況につきまして報告といひますか、調査を求めるといふ報告がございました場合には、その状況によりましてできるだけ速やかに問題があるような場合には措置をいたす、こういうことになっております。その窓口は、東京の本局の審査部、それから地方に札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、それから沖縄に出先がございまして、私どもの地方事務所でございますが、その中の審査課で受け付けております。したがしまして、報告されます場合には、単にコストを下回つてゐるんじゃないかといふことだけではなくて、大変大きな影響を受けておるといふ状況もわかるようなお話を聞かしていただければ判断が容易でございますし、処理も容易である、こういうことでございます。

○田島政府委員 回答いたします。

第二問目の方のお答えでございますが、いまの家具の問題あるいは自動車の修理の問題、これについてどう考えるかといふことでございしますが、法律上はやはり他の業種の小売業と区分してそれそれについて店舗面積に例外を設けるといふことは、この法律の性格上むづかしいといふふうに考えております。

ただ、いまの家具の場合、非常に大きなものでかさばるからそれだけ店舗面積もよけいにかかると、あるいは自動車修理の場合に修理部門といふものを持たなければいかぬし、そのスペースが非

常に大きいといふような事情につきましては、私も十分実態は承知してございまして、したがしまして、具体的に調整を行う段階でこのような事情といふものをどういふふうに通じ込めたいかといふことにつきまして、通産局あるいは都道府県知事といふものを十分指導していくという方向で対処したいといふふうに考えております。

○中島委員 ぜひお願いいたします。

以上で質問を終わりますが、大臣、お聞き及びのとおりでございますので、質疑回答の中から、賢明なる大臣の御判断によりまして、運用並びに法改正につきまして一段の御努力をお願いをいたしたいと思ひます。よろしくございしますか。

終ります。(拍手)

○横口委員 上坂昇君。

○上坂委員 大店法と商調法の一部改正について質問をいたしますが、大店法制定以来、特に中小企業分野法の制定、それから商調法の改正、これに基づいて衆参両院の商工委員会で附帯決議を行つておるわけでありまして、数回の決議を行つておるわけでありまして、そのたびごとに、大店法あるいは商調法の技術的検討を進めるべきである、こういうふうになつておるわけでありまして、今回のこの改正案は、一体私たちが行つた決議の趣旨といふものをきちつと踏まえてやつておるかどうか、抜本的な改正という認識に立つておられるのかどうか、この点について初めに大臣のお考えをお聞かせをいただきたいと思ひます。

○河本國務大臣 大店法が施行されてから四年有余を経過してございまして、もうすでにその直後からこれを改正すべしといふ非常に強い御意見が出ておりました。それを受け、さらに委員会の御決議等の内容を受けまして、通産省では関係の審議会にいろいろ検討をしていただいておりますが、先般ようやくその方向が明らかになりましたので、今回改正をお願いすることにいたしましたので、今回答させていただきます。

○上坂委員 審議官にお伺ひしますが、いま大臣がお答えになつたといふことは、これはいわゆる

抜本的な改正になっているんだ、こういうふうな認識ですか。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

私も、国会の御決議等を踏まえまして、すでに御案内のとおり、昨年の七月に小売問題懇談会というものをつくりまして問題点の整理をお願いし、さらにその後、昨年、中小企業政策審議会それから産業構造審議会の合同小委員会を設けまして、その前に関係各方面の御意見を十分聴取いたしまして、ここで徹底的に御議論をいただいたわけでございます。その御議論の結果、本年の四月に意見具申をいたしまして、その意見具申を受けて私どもとしては法律を検討したという経緯でございますので、その経緯で明らかでありますように、私どもとしましては、徹底的な検討を行った上で今回の法律の改正を提出したというふうに考えております。

○上坂委員 大店法と商調法の整合性の問題については非常に前から問題になっておるわけでありますが、できるならば大店法と商調法を一本化する法律が望ましい、どうも二本も三本もありますと非常にややこしくなる。特に商調法の場合の改正は中小企業分野調整法の段階での改正だったもので、そこから、そこで、大店法とできるだけ整合性を持たせるといふ意味では、これは一本化してすっきりさせた形の方がいいというのが、私たちがたびたび指摘してきたところでありますが、今回のこの改正では、相変わらず大店法の一部改正あるいは商調法の一部改正になっているわけでありまして、これはどうして一本化した法律案が提出できなかったのか、この理由を明らかにしていただきたい。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

先ほど申しましたように、この合同小委員会におきましていろいろ検討いたしたわけでございまして、その際にも、大店法、商調法の両法の錯綜した関係というものをできる限り整理するということも含めまして、そのほかに大店法の店舗面積を引き下げる、調整に当たって都道府県知事の関与

を強化するというような内容の意見具申をいただいたわけでございます。

私どもといたしましては、この意見具申に沿って、この法案の作成作業を進めたわけでございまして、この商調法と大店法は、法律の規制の観点からそれぞれ若干法律の内容で異なる面を持っておりまして、この法体系上、これを一本化するというのは立法技術的にもなかなかむずかしい点がございます。かつ、一方、意見具申の内容、趣旨を取り込むという点につきましては、それぞれの法律の一部改正ということで十分いけるのではないかと、このように検討の結果私どもとしては考えたので、新法の制定ではなくして、大店法、商調法それぞれの一部改正というふうな方向で提案をいたしました次第でございます。

○上坂委員 先ほどの質問にもありましたように、いわゆる大型店舗の進出が非常に経済的な混乱を各地に巻き起こしているということは御承知のとおりでございます。そこで、どうしてそうなるかという点、どこでもこれを取り締まることのできない、結局届け出を出されれば最終的には認めざるを得ない、どんなに調整してもだめだということからこうした激化の問題が出てきたと思うのです。これはどこかできちんと取り締まることとが、規制をすることができなければ、こういうおそれはないわけでありまして、ところが、非常に紛争が激しくなっているというところは、これは届け出制にあると私は考えざるを得ないわけでは、どうして大店法を届け出制を許可制にできないのか。どうしてもできないという理由をお聞かせいただきたいのです。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

なぜ許可制にできないか、今回の改正の際にも現行法の制度、届け出制をそのまま残しておるといふのはなぜかというお尋ねかと思っております。いまおっしゃいましたように、中小小売商といふいろいろな紛争が非常にあちこちで起きておるといふ事態を私どもも十分承知いたしております。

ただ、全体を考えました場合に、一方では流通近代化あるいは消費者利益の保護というような点も忘れることはできない大きな時代の要請でございます。現在、流通にはいろいろな形態の店が出ております。それが多様化する消費者ニーズを充足するためにいろいろな工夫をこらして、消費者の求める方向にそれぞれ事業活動を展開しておるといふのが状況でございます。そういう状況を考えますと、いわゆる許可制、原則禁止ということとを前提にいたします許可制をとるというよりは、やはり現在の体系といふものを維持しながら、さらにその規制対象を大幅に拡大していくというふうな方向で対処するのが適当ではないかというふうに考えたわけでございます。

それで、現行法の規制体系でも、御案内のように届け出制ではありますけれども、届け出がされた場合に、今回の改正ですと、通産大臣あるいは都道府県知事が十分内容を審査いたしますし、その結果中小小売業に相当程度の影響を与えるおそれがあるというふうに認められる場合には、開店の延期あるいは店舗面積の削減等々の勧告が行える、場合によっては命令を出すというふうなところ、そして命令違反者に対しては営業停止命令もかけ得るというふうなところになっております。まして、したがって、形式的には届け出制でございますけれども、必要な規制の効果というものは許可制の場合と同じように担保されているのではないかと、いふふうに考えた次第でございます。

○上坂委員 いわゆる許可制をやらずとも事前審査で十分やっていける、いわゆる事前チェックが、と、ところが、大店法に對しての政府の説明は、事前審査制とは言っても許可制ではないのだから、これは実質的にはフリーなんだ、こういうふうな説明をしているようでありまして、そして今度、どうしても許可制にしなければだめだ、届け出制ではだめだという中小小売商に對しては、いまおっしゃったような答弁の答え方をしてきたと私は認識しているのです。そういうやり方の中

に今回の大きな紛争というものがあつたのじゃないかと思うのです。根本的にやはり大店法を本當に取り締める、規制をするという気持ちがないから、そのところをいよいよ官公的の非常にうまい言葉で適当にごまかしてきつたというふうな私たちは考えざるを得ないわけですね。こうした二重の考え方の中での基本的な問題が生じていると私は認識せざるを得ないわけでありまして、そこで、届け出制をやるといふことになりまして、この届け出制によって調整を行うということになると、これは事前審査制といふものが一番重要になってくるわけですね。これを本當に強化をしていかなければならないと思うのです。今回の改正で、この事前審査と従前の事前審査といふものとどう違うのかというところを、一体どこまで考えているのかということをお答えいただきたいのです。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

届け出がなされましてそれに対して審査をするわけでございますが、事前審査とおっしゃっている意味があるいは届け出前のいわゆる事前商調協のことを言っておられるのではないだろうかというふうにも思うわけでございますが、そういうこととでよろしうございましょうか。——そういう意味であるといつたしますと、これにつきましては、現在の大店法の運用につきまして商調協における地元の調整、特にいまお話のありました法五、六条に基づく届け出前のいわゆる事前商調協での調整というものは非常に重要な役割を果たしてきたという点は、私どももそういうふうに考えているわけでございます。

ただ、一方では、最近この事前商調協における調整が非常に長期化しておるといふような批判も一部にあるところがございます。したがって、調整につきましては先ほど申し上げましたように、調整が重要であるという認識は少しも変わっておりません。したがって、その意味で商調協方式というものは引き続きは改善を図りながら今

後も存続していきたいというふうに考えております。

どういうふうに具体的に運営していくかという点につきましては、関係者の意見も聞きながらいろいろと検討いたしておるわけでございますが、基本的には、やはり合理的な審議期間を設定した上で今後とも存続していくことが必要ではないかというふうに考えている次第でございます。

○上坂委員 届け出制になりますと、これは期限が来れば、第三条にしても第五条にしても、とにかく許可をしなければならぬというのがいまのままでしたね。そのたてまえは実際問題としては崩さないわけでありまして、ただ、面積の面で五百平米以上までに拡大をしたというだけにすぎないと思うのです。そこで、いわゆる届け出を出されそうな場合には、これはもう少し待っているというふうなところで地元を渡して、そして地元の商調協なりあるいは商工会議所なりで調べさせるわけですね。そしてそこで事前にいろいろチェックをする、これはか実際のところは方法がないわけですね。ですから、どんなに事前にチェックしようとして、どんなに通産省の方で調べようと、結局出されたものについては受けざるを得ない、こういう形のものがいままでのものだと思ふのですね。ただそれを建物で縮めたというだけにすぎない。そこそこには私はやはり根本的な問題があると思うのです。

やはりそこまでするのなら、いっそのこと許可制にしてきちんと把握するというような形にした方が、すっきりして一番いいのじゃないかと思うのです。それをやらぬというのがどうも納得がいかない。どうしてできないのか。これをやればいろいろな形で経済の運営に支障を来すのかどうか、このところはどうも私にはよくわからないのですが、その辺も一度御説明いただきたい。

○島田政府委員 先ほどお答えした答弁に若干重複いたしますので恐縮でございますが、流通は現在も非常に変化をしつつあるわけでございます。

そういう実情を考えました場合、一方では消費者の利益、それからわが国の場合特に重要なことは、流通の近代化ということが一方では必要であり、片方では、ここで種々御議論があります中小企業の、特に中小小売商への悪影響の防止という観点で政策を講じなければならぬ、そういう二つの要請というものをどういうふうなところで具体的な制度として織り込んでいくかということを経験的に検討いたしますと、やはり現在のような届け出制をベースにしながら、片方では、もし周辺中小企業に相当程度の悪影響があるという場合には、それを是正するために必要な措置が担保されているという制度をとることが一番合理的ではないかというふうに私も考えておりますので、現行制度、いまのような仕組みを考えておる次第でございます。

○上坂委員 また後でこの問題が出てくると思いますが、先に進めていきます。

現行大店法の七条の一項では、通産大臣は、届け出があつた場合に、第一番に大店舗の周辺の人口規模及び推移、中小小売商の近代化の見通し、それから三番目には他の大店舗の配置と大店舗の営業の現状などを考慮して審査をする、こうしているわけですね。これは届け出が行われた時点でこれをやるのだと思ふのですが、この事前調査というのですか、こういう調査を行った事例というのはいままで幾つぐらいあるのか、それからどの機関を通じてこの調査を行ってきたのか、また、こういう調査をやる場合には一体どのぐらいの期間を必要とするものか、この点について御説明をいただきたい。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

いまの点、やや実務的にありますが、いまの七条一項の審査を行う場合、まず実際の実務から申しますと、通産局で周辺の中小小売業に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるかどうかというのを審査をいたしまして、おそれのあるものにつきましては、基本的には商工会議所あるいは商工会に設置されております商調協で、周辺の人口あるいは

は中小小売業の近代化の見通し等々を踏まえて、店舗面積について調整を図るというふうなシステムを実際としておるわけでございます。それから、商調協で実質的な調整がつかないものにつきましては、商調協における調整経過等も十分考慮しまして、最終的には通産大臣が審議会の意見を聞いて判断をする。これはやや法の条文から外れますが、実際の仕事の流れを御説明したわけでございます。

いまだぐらゐる審査にかかるかということでございますが、これは基本的には、いま申しましたような商調協段階での調整というものにつきましては関係者間でいろいろな議論というものを踏まえて行われますので、ものによってはある程度長期にわたるといふものもあるのが実情でございます。

○上坂委員 ある程度長期というのじゃなくて、一体一番長いのでどのぐらいかかっているのか、それからすぐにできているのかどうか、これを具体的にひとつ説明してください。

○島田政府委員 通常の案件は三カ月以内ぐらゐで相当程度処理されておりますが、非常に込み入った案件の場合には一年を超えるものというものが、正確ではございませんが、大体二割ぐらゐはあるのではないかとこのように思われます。

○上坂委員 この場合、いわゆる商工会議所の中の商調協、ここで審査をするということになるのですが、現行の大店法でいけばこれは通産大臣がやることになっているのですけれども、これは商調協に任せてしまふという意味なんですか。

もう一つ、その場合、地方自治体なんかはどういうふうな役割りを果たすのですか。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

いまの商調協の問題は、法律上のたてまえとして、これは先生御案内のとおり、審議会が商工会議所の意見を聞く、その商工会議所が審議会に対して意見を述べ、その商工会議所に設置されておる商調協というところで実際上意見を尽くして、その意見を商工会議所に提出し、商工会議所がその意見を踏まえて審議会に商工会議所の意見を述べるといふふうなところになっておりますので、たてまえとして、商調協というのは商工会議所の事業活動の一つというふうなことに相なるかというふうに思ふわけですね。それから、地方の果たすべき役割り、ちよつと私、どういふふうにとつていいかわかりませんが、現在の実際の運用につきましては、御承知のように、商調協でいろいろ審議をする場合に、地方自治体は参与として出席して必要に応じて意見を述べるといふようなところで地方自治体も関与いたしておるわけでございますが、今回の改正案では、御案内のとおり、都道府県知事が第二種の小売店舗の調整権限を有することになります。これは、通産大臣の調整にかかわる第一種の大規模小売店舗につきましても、都道府県知事及び市町村長が通産大臣に意見を申し出ることでございというふうなところで措置をとつておるわけでございます。

○上坂委員 そうすると、いま私が聞いているこの審査はどこのやるのですか。

○島田政府委員 どこのやるというお尋ねでございますが、結局、届け出が出てくる、その届け出に該当する場合に、七条に規定されておりますいろいろの要件を勘案しまして、「周辺の中小小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるかどうか」という点を通産大臣が、あるいは今度の改正ですと二種の場合には都道府県知事にあります。審査をしまして、おそれがあると認めるときには審議会の意見を聞いて、しかもその場合には細かいことを省略しますが、審議会の意見を聞きまして必要な勧告あるいは命令がでる、こういうふうなところになっておりますので、たてまえとして、審査をするのは通産大臣、今回の改正ですと二種につきましてはそれに加えて都道府県知事ということになるわけでございす。

○上坂委員 これは大臣にお伺いしますが、大

臣、そういう審査をやったことはあります。審査をやるのには調査をしなければならぬから、これはだれにやらせたのですか。

○島田政府委員 大臣と書いてありますが、これは通産省という事でございまして、私どもその審査をするわけでございまして、審査のやり方につきましては、先ほど申し上げましたような実務上の流れを追って審査を行っていくという事でございまして。

○上坂委員 そこで、従来かなり審査をしてきたと思うのです。その審査の状況から、大型店の進出というものが周辺の小売業に及ぼしている影響について、一般的に傾向というものが出てくるんじゃないかと思うのです。その審査の結果そういう傾向がつかまれているならば、そういう傾向と特徴について説明をいただきたいのです。

○島田政府委員 まず、その大型店の最近の進出状況というものがつかまされて私どもが把握しております。届出状況から見ると、一般的傾向として、店舗規模が年を追ってだんだん大型化しつつあるという事、それから地方の中小都市への出店が目立っているという事が、最近の傾向として、ごく一般的な非常に概括的な言い方ではございますが、言えるかと思ひます。

〔委員長退席、中島(源)委員長代理着席〕
○上坂委員 審査をする場合、いろいろあると思うのですが、これは結局通産省がやるという事で、具体的な問題については地元の商工会議所なり商工会なり、そこら辺にやらせないかと思ひます。いままでそういうふうにしてやってきたのじゃないかと思うのです。そうしますと、商工会議所なんかではこれに対応するところの力を持つてるところもあるでしょうが、商工会などになるとなかなかこれにたえられないかと思ひます。そういう点で非常に時間がかかったりあるいはやり切れなくなったりしていたところが、実際問題として私たち現地へ行ってみますと非常に多いわけですね。通産省はこういうのは特にたまたでやらせていますから、地元は全部経費を負担さ

せてやらせているということになりますから、そこでとてもできないわけですね。そうなりますと、どうしても大店側側の調査能力にかなわない。そこで根拠が弱くなつて、商調協の意見なりあるいは審議会の意見なりもそういうふうな反映をせざるを得ない。

○島田政府委員 お答え申し上げます。商工会議所、商工会が意見を述べる、商調協で実質的にいろいろな仕事をしていたらいておる、そういう費用についてどうなのかというお尋ねかと思ひますが、現在、商工会議所等に設置されておりますいわゆるゆるゆる商調協、商業活動調整協議会の活動につきましては、この大規模小売店舗法に基づき勧告等の審査を行うための資料作成という事で委託費が出されております。この委託費につきましては、私どもも今後ともその充実が図られるように努めていくという事で、できるだけそういう方向で努力をいたしたいというふうに考えております。

○上坂委員 いま御説明にありました中小小売業の事業活動に影響するおそれがあると考えられたときには、大規模小売店舗審議会の意見を聞く、おそれがないと考えた場合には申請とおり出店ができるということになってしまふわけですね。その審議会の意見というものがすべてを決定することになってしまふと思ひます。その点で、審議会の構成とか選考方法というのが非常に重要なポイントになるのではないかと思ひます。この構成について、従来はどのような選考あるいは構成をとってきたか、そして今後はこれをどういうふうに変化をされる考えなのか、これについて御説明をいただきたいと思ひます。

それから、今回の改正に当たっては、都道府県は必ずしも審議会を置かなくてもいい、こういうふうになっております。これは条例で制定をするようにというふうになっておるわけですが、これを置かなくてもいいというふうにした理由というものは何であるか、お伺いをしたいのです。

○島田政府委員 最初の大規模小売店舗審議会の問題でございまして、いまお尋ねのように、大店法の運用につきましては大店審議会の中で立かつ公正な判断を行わなければならないということ、これは非常に大事な機関でございまして、したがって、私どももいたしましては、大規模小売店舗審議会につきましては学識経験者により構成をするという事にいたしました。従来、大店法の運用の経験にかながみまして、今後ともこういう構成は変えないでいくべきではないかというふうな考えでおります。

利害関係人の意見につきましては、法律の七条二項に規定がございまして、それぞれ申し出のあった者の意見を聞くということになっております。また、地元の事情につきましては、先ほど来御議論がございまして、商調協、それを受けて商工会議所あるいは商工会から意見が出てくるというシステムになっておるわけで、そういうような各方面の意見を反映して、中立の学識経験のある者というものによって構成される大店審議会が審議をいたしたくというのが妥当ではないかというふうに考えております。

それから、第二の問題の、都道府県の審議会をなぜいわずに任意設置にしておるかという点でございまして。今回、大店法の適用対象とした第二種の大規模小売店舗における小売業につきましては、調整事務を都道府県知事に委任をいたしてあります。委任された事務をどのようなやり方で処理するかということにつきましては、基本的に都道府県知事に任されておるかっこうになっております。したがって、場合によっては、届け出件数が非常に少ないとかあるいは調整すべき実体が

当該都道府県に余らないというような場合に、必ずしもこの種の審議会を必要としないという場合もあり得るかもしれないという理由によりまして、審議会の設置について義務づけをするという事はしなかったという事でございまして。

○上坂委員 いまの説明はわかりました。そこで、今度七条一項の問題なんです。四十九年の二月二十八日の第九十九号の通達で、いわゆる大型店の新設の際に、大型小売業者が入居しない大規模小売店舗、Aグループ、これはおそれなしと最初から決めておるわけですね。それで、この場合には意見の申し出が関係者からあつたときに取り扱う、こういうふうになっておるわけですね。

ところが、二番目になりますと、大型小売業者が入居しているいわゆる大店側では、一万平米、二万平米未満のものをBグループとして、そしてこれは地元商工会議所または商工会の意見を聞いておそれの有無を判断する、こういうふうになっておるわけですね。

すると、最初から通産省が審査をして、おそれがあるかないかという事を決める場合の審査というものは、これは大店側の中に入居する大型小売業者、大規模小売業者が入っているか入っていないかということだけを審査すれば、もうそれでおそれがある、おそれがないという事を決められるというように解釈せざるを得ないわけですね。こういう解釈でいいんですか。

○島田政府委員 お答えいたします。おそれの有無の判断につきましては、いまお尋ねのような通達が出されておるわけでございます。実際に周辺小売商への相当程度の影響があるかどうかというおそれの判断でございまして、一応これをどういうかっこうで判断していくかというための一つの基準といたしましてどういうかっこうになっておるわけでございますが、これはよくごらんいただきますと、いまもお話ございましたけれども、一応そういうかっこうでA、B、Cに分けておりますが、関係者から意見の申し出があつ

た場合には、そのおそれの判断を変えていくというかっこうの勧告になっておりますので、実際上こういうかっこうでやっていると、いままでの運用では支障がないのではないかと、いふふうに考えているわけですが。

○上坂委員 いまのAグループについて、いままでは紛争の起きた事例はありますか。

○島田政府委員 Aグループは、要するに大型小売業者が入居しない大規模小売店舗でございますので、普通われわれの頭にありますのは、中小企業からの寄り合い百貨店みたいな、こういうものを頭に置いているわけでございます。したがって、こういうものについては一応おそれなしという判断をしているわけでございますが、これについて問題が後になって起きたという意味でございますか。——こういうことで運用して特段支障はないというふうに私も考えております。

○上坂委員 大型小売業者の場合は、いわゆる店舗面積あるいはその資本系列とかなんかも入るわけですが、これが一千五百平米以上の店舗を持つ小売業者だ、こういうふうになっているわけですね。すると、これは一千四百五十平米のもので、たとえば寄り合い百貨店というふうになりましたが、三つなら三つ入っていて、非常に大きな建物でその中に一千四百平米持っているものが三つ入った場合に、これは周辺のものに影響するおそれがあると思ふのですがね。それでもやはりおそれはありませんか。

○島田政府委員 お答え申し上げます。そういうケースが仮にあったとして、実際そういう問題、そういうケースがあつて、周辺の中の小売商に影響がありそうだという場合は、当然ここにありますように、関係者からの意見の申し出があるという場合が想定されますので、そうしますと、これはAグループとしては扱われたいという事になりますので、そういうかっこうで処理がされるのではないかと、いふふうに考えます。

○上坂委員 問題はたくさんありますが、次に移ります。

百二十二号の通達、「大規模小売店舗が所在し及び所在することとなる地区に関する必要資料の整備について」というのがありますね。この通達で一体どのぐらいの資料が整備されているのかどうか、また、整備されているとすれば、そういう資料をどのように活用されているのかということについてお伺いをしたいのです。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

いまのお尋ねの件でございますが、大規模小売店舗法の運用の円滑化を図るために、同法に基づく届け出があり次第、当該店舗の所在する商工会議所あるいは商工会にその内容を通知いたしまして、その影響についての意見の照会等を行つておるわけでございます。この通達につきましては、こういう通達を照会に對しまして速やかに対応できるように、各商工会議所あるいは商工会が関係資料の整備をしておくように通達したものでございまして、現在の運用状況からいいますと、商工会議所あるいは商工会におきましては、この通達に基づきましてそれぞれ所要の資料を大体整備していただいております。

この資料はどこで活用されるかといふと、商調協でもこの資料を活用いたしまして個別案件の審査を行うというかっこうで使われておるわけでございます。

○上坂委員 この資料の内容は、一項から七項まで大変詳しくなつておるわけですね。こういう資料が各商工会議所で整備されているならば、それに基つて通産省としては非常に早く手の打てる行政ができるのではないかと、いふふうに思ふのですが、ところが、もうあつちこつちでやたらに紛争が起きてくるというところは、どうもこうした資料というものがきちんと整備されていない、したがつて、大店舗、いわゆる大型小売業者に対するところの指導もよくないといふところ、いふところの問題があるのではないかと私は思ふわけでありまして、その点についてはいかがですか。

○島田政府委員 資料の整備はもちろん必要でございますし、私も鋭意資料の整備をしていた

だくように指導しておるわけでございますが、実際に案件の処理をいたします場合には、資料が整備されているということももちろん必要でございますが、やはりそれだけでは現実には調整はできないわけでございます。具体的案件に即してそれをどういふか、いふか調整していくかということになりますと、そこにはいろいろな事情がございますので、資料が整備されていることは、確かに非常にその審議といふことが、それを促進していく上では必要なことではございますが、逆にそれだけでは調整が短期間で全部終わるというわけには必ずしもまいらないということに相なるかと思ひます。

○上坂委員 余り答えがわからないのですが、少し前に進ましてもいいですか。

七条の二項について、通産省令の十七号というのが出ております。これは施行規則ですね。この九条に基づいて、消費者またはその団体、小売業者またはその団体その他のものは意見の内容を審議会に提出することができ、こうありますね。いままではこうした意見はこうした各関係団体からのくくられて出てくるものか、こうした申し出があつたか、そのことについてお伺いをしたいのです。

それから、こうした申し出に対して、これは全部審議会に任せようとしたという形で来たのかどうかということについてお伺いしたいのです。

○島田政府委員 お答え申し上げます。いまの意見の申し出でございますが、これは大規模小売店舗法施行規則第九条に基づきまして、官報公示後二週間以内に大規模小売店舗審議会に於て提出するということになっておるわけでございます。

運用の実態から申しますと、何件くらいあるかといふのはちょっと私も手元に数字がございませませんが、個別案件の状況を見ておきますと、相当数の意見申し出がなされておることはございませう。そして、これをどう扱うかにつきましては、その審議会で、会議の席上こういう意見が出てお

りますということを紹介いたしましたして、委員の判断材料としてこれを供している次第でございます。

○上坂委員 今回の改正案で、先ほど問題になりましたが、大規模小売店の届け出対象を五百平米以上とした根拠をもう一度説明願ひたいのです。それからもう一つ、従来中型店と呼ばれていたものがありません。この中型店といふのはどの程度の面積を指しているのか。

それから、都道府県知事の扱う第二種大店舗、これはいわゆる従来の中型店といふものであつて、大型店は含まない、こういうふうになつていふのかどうか、これを御説明いただきたいのです。

○島田政府委員 現行の大店法は、御案内のように、千五百平米以上ということになつておるわけでございますが、法制定後のわが国の経済の安定成長への基調変化というふうな状況の中で、小売業を取り巻く環境というものが次第に厳しさを増しておる状況でございます。現在、基準面積未満の店舗をめぐる紛争も非常に増加してきておるという傾向にございまして、したがって、今回、先ほど申し上げました審議会というものを検討いたしまして、そういう意見も踏まえまして検討いたしました結果、これを五百平米を超えるといふかっこうで五百平米まで引き下げることにいたしましたわけでございます。

なぜそうしたかといふ点につきましては、先ほど申し上げたとお答えいたしました。一つは、最寄り品中心の店舗で見ました場合に、五百平米で大体一応の品ぞろえが可能になるということでございます。したがって、ワンストップショッピング機能を発揮し得るということから、大体五百平米くらいを境にしまして店舗の顧客吸引力が高まる、したがつて、逆に言いますと、周辺中小小売商への影響が大きくなると考えられる。また、現実を見ましても、最近の基準面積未満店舗の紛争件数で見ましても、五百平米以下のものは余りございませぬ。五百平米を超えるところから

いろいろ紛争の件数が増えておるといふことでございます。したがって、そういう事情を勘案いたしまして、今回五百平米というところを一つの線として考えたわけでございます。

それから、中型店というのをどういふふうに考えるかでございますが、通常地方あたりで使われている中型店という意味ですと、私の理解するところでは、いまの千五百以下五百平米ぐらいのものを指して言っておられる場合が多いのではないかと考えます。

○上坂委員 五百平米未満のストアなりショッピングセンター、いろいろございますが、小型店と

いうのですか、こういうものはいまのスーパーの戦略展開に入っていない、こういうふうな認識を持っておられるのか。スーパーなんかは、法律で決まると、必ずその法律に抵触しない盲点をついて出てくるのじゃないかと思うのです。実に巧妙にやってくるのじゃないかと思うのです。そういうところは、五百に下げたからといってそれで安心できないので、五百に下げると、また五百平米の範囲内、それ以下の中で戦略を展開する、そういうおそれが私は多分にあるのじゃないかと思う。

特に商調法の改正の方でいわゆる特定販売——企業主義が抜けてしまふのと、特定品目の販売項目がなくなってしまう。そうなりますと、小さくても、五百平米以下でも十分企業戦略を展開することができるよう余地を政府側が認めてしまふというふうな結果になりはしないかということ、非常に恐れるわけでありまして、商調法ですと、いま申し上げましたように企業主義ですから、売り場面積にかかわらず大企業の進出というのはいずれの対象になったのですね。ところが、今度はならなくなる。野放しになる。ここに問題があると思う。

それから、同一町内あるいは同一地域内で五百平方メートル未満の店舗を二つ以上つくっていく。これは俗に双子店といふかっこうで、道路をはさんだり駅をはさんだりして出している店舗が

非常に多いわけですね。これを四百九十九でやりますと、一千平米近くになってしまいます。三つ出せば一千五百近くになってしまいますね。そういう形で、そこへ今度は品目を変えていけばいいわけですね。A、B、Cとあったら、Aのところへは二十品目、ここのBにはそれと異なった品目を三つ置く、こういうかっこうでいけば戦略的には十分できるのじゃないか、土地ももっと安くなるのじゃないかと思うのです。そういうような形の進出の方法が出てくるのじゃないか、私はそう思うのです。そうなるかと紛争がまたひどくなる。そういうことは考えたことはありませんか。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

流通の場合はいろいろな店舗展開というのがあり得るわけでございますから、いまお尋ねのようなケースが絶対ないのかという御趣旨だとすると、これは私も多少なりとも現在までのところちょっと承知してはいないわけでございます。

ただ、一般的に私もこの法律改正のときに考えましたときには、先ほど申しましたように、五百平米というのが顧客吸引力というものの一つのメルクマールとして考えられる、したがって、いま申し上げた場合には、先ほど申しました、一般中小小売商に比べて顧客吸引力に優位な差があるというふうにも考えられないし、また、従来の紛争の実態からいいますと、そういうものがあるとは、屈け出制をとる本法の対象とすることは適切ではないというふうに考えたわけでござい

ます。また、仮にそういうものが生じた場合には、先ほど中小企業庁長官からも御答弁がありましたが、商調法に基づくあつせん調停規定により対処することも可能でございますので、大店法、商調法の両方の法律によりまして十分な対処ができるのではないかと考えている次第でございます。

○上坂委員 十分対処できるだろうと考えているだけの話で、実際対処できるかどうか、実際に当

たつてみなければわからなくなってしまうのですね。そこで紛争のおそれというのが非常にあると私は思うのです。紛争がもし数多く起こった場合は、これはまた大変なことになってしまふ。そこで、地方自治体がこれを規制をしあるいは調整を行ふということが必要になってくると私は思う。そこで、こうした場合には条例規制を置いて地方自治体の方でこれを取り締まることができるといふ事項を一つ加えるべきではないか、こう思っているわけですね。それでないと、また地方自治体が負担をこうむってしまう。そういう考えはありませんか。

○島田政府委員 条例でというお話がござい

ますが、私も先ほど申しましたように、大店の法は商調法という体系もございまして、それを活用していけば十分対処できるといふふうに考えておるわけでござい

ます。○上坂委員 条例で規制をしても私はいいと思うのですが、しない方がいいというふうに考えているのですか。

○島田政府委員 現在、条例につきましては、基準面積よりもいまの千五百平米以下で条例を設けておるところが相当数あることは御承知のとおりでございます。五百平米以下を対象にしておりま

すのが十四市町村でございますか、ござい

ます。○上坂委員 審議会を置く場合には、これは都道府県の自主性に任せるといふことで条例化をして

置く。それと同じで、地方自治体といつたて果もあるし市町村もあるわけでござい

ます。○島田政府委員 お答え申し上げます。

条例を定めることがいいか悪いかという議論になりますと、いかなる内容の条例を制定するかというところとの関係抜きで議論ができません。いかにというふうに思っております。

○上坂委員 五百平米以上のものについてはそういうおそれがないから、これは大店法で十分できるから必要がない。しかし、五百平米未満のものについては、いま言ったように、紛争のおそれは多分出てくるわけでござい

ます。○島田政府委員 条例を制定できるかどうかという点につきましては、これは都道府県の問題でございますから、それを私どもがそういうものは制定できないとかできるとかいう議論ではないわけ

でござい

のかどうかという点につきましては、私どもは、現在の状況からしますと、大体大店法、商調法で対処し得るというふうに申し上げておるわけでございます。

○上坂委員 そうしますと、その点については、これは地方自治体の裁量といえますが自主性に任せる以外にはない、こういうお答えだと思ふのです。ですから三百平米、四百五十平米にするかどうかはわかりませんが、地方自治体がやっても、そのことについては通産省としてはとやかく言えるものはない、こういう答弁だと認識していいですか。

○島田政府委員 私どももいたしましては、繰り返して恐縮でございますが、実態的には今回の改正による大店法、商調法で対処できると考えておりますので、そういう体系に類したかつこうで各自治体が個別に条例なり要綱を制定するということは必ずしも好ましいものではないというふうに考えておるわけでございます。

○上坂委員 好ましくないけれども、やればできる、こういうことですね。

私たち社会党は、今度の改正をする場合、抜本的な改正においては五百平米以上の店舗については許可制にすべきである、それから未満のものについては分野法の制度を導入して、そして調査、申し出による勧告、命令を出せるようにすべきである、こういうふうに考えているわけなんです。が、この点は実際問題としてはこの法改正には出てこなかったわけでありまして、そこで、基準面積による規制だけが今度の改正で存続をしているわけでありまして、大資本の本店を規制する何物もないわけなんです。この大資本の本店というものを規制しなければならぬのではないかと、いうふうに思っているわけでありまして、その点はどうでしょう。

それからもう一つ、許可制にしないで届け出制にするものだから、一千五百平米までは知事とか、それ以上は通産大臣だなんてめんどうなことをやらなければならぬってしまふのじゃない

かというふうに思ふのです。どうせやるならば全部都道府県知事に任して、都道府県知事の許可可事項ということにした方がすっきりしていい。実際に先ほどの戦略展開から見ても、一般的な傾向は中小都市の方にどんどん向いてきているということが言われているわけでありまして、その方が実情に即していると思ふのですが、その点はいかがですか。

○島田政府委員 お答え申し上げます。最初に、いわゆる企業主義と申しますが、そういったものを導入して規制する必要はないかというお尋ねでございますが、御承知のように、大店法はそうじゃなくて、面積主義を採用しているわけでございます。なぜ面積主義をとっているかという点につきましては、私どもは、一般的に大きな店舗面積を有する建物における小売業というのが、店舗全体として見ました場合に、やはりそこが品そろえが豊富である、あるいはワンストップショッピングの機能を持つという大きな意味で、大きな店舗面積を持つということが大きな顧客吸引力を有する、したがって、周辺小売業の事業活動に大きな影響を与える蓋然性があるというふうに考えられるに對しまして、小型店舗の場合では、それが仮に百貨店等の大企業が経営する場合でありまして、その影響というものは、それほど広範な地域に影響を与えるものではないというのが一般であらうかと思ひます。また、従来の実績から見まして、問題となったケースがほとんどないわけでございます。そういう状況からしまして、中小小売業の保護という本法の目的につきましては、こういった面積主義というのが妥当であらう、また、面積主義をとることによりまして、百貨店法時代に問題になっておりました脱法というものも防ぐことができるというふうに考えているわけでございます。

この点につきましては、今回の中小企業政策審議会と産業構造審議会の意見具申の中でも、小売業の事業活動の調整に当たっては、中小小売商に對し影響が生ずる蓋然性が基本的には店舗面積の

大小に依存することから、店舗面積に着目して調整すること」というような指摘がなされているわけでございます。私どももその考え方に従っているわけでございます。

それから、なぜ通産大臣と都道府県知事と二つに分けてののか、こういうお尋ねでございますが、小売商業の調整の問題につきましては、一方では流通近代化施策との整合性にも配慮しなければいけませんし、また、最近の傾向としまして、広域な影響のあるような店舗展開というようなものも見られますところから、全国的な視野に立つて調整を行う必要性が高いというふうに考えております。また一方では、小売業というものが地域的な性格が強くて、先ほどもお話しございましたが、いわゆる商業施設というものは都市機能の重要な一翼を担っているというような点を考えました場合に、地域政策的な観点というものが必要になってまいるわけでございます。したがって、比較的大規模のものにつきましては通産大臣が調整する、それより規模の小さいものにつきましては都道府県知事が調整する、それから、大きなものにつきましても、都道府県知事経由、意見を述べるというかつこうで、地方自治体の関与も強めるというかつこうで調整をとるというようなシステムにしたわけでございます。

○上坂委員 先ほど出しました七条一項のおそれの有無の審査基準というもので、これは今後とも生きてくるのかどうか。

それから、この中に入っている大型小売業者は一千五百平米以上の店舗を有する小売業者、こうなっておりますが、これはそのまま生きてくるわけですか。

○島田政府委員 今度の改正法を成立させていただいた場合、その施行に当たっては、一応従来の運用通達等々については見直しをいたしたい。ただ、どういふ結果にするかは別にしまして、一応検討はいたしたいというふうに思っております。

○上坂委員 見直しをするということでありまして、見直しをする場合、面積規模だけでなく、い

わゆる企業規模、それから市場の占有率、こういうものを勘案する必要があるだろうというふうに思ふのです。基準を一千五百平米にするか、一千平米にするか、その辺は五百平米との関係で決まってくると思ひますが、やはり店舗を全国的に五店舗なら五店舗以上持っているという者については、これはいわゆる大型の小売業者、こういうふうな形のものでこれはひとつ検討をしていただきたい。

それから、大型小売店の場合は、いま行われている戦略というのは、人口増加地域、それから地域の開発予定の地域、あるいは区画整理の実施されている地域、こういうようなところに出ていくわけでありまして、それらの地域に必ず問題が將來起こってくる。そこで、どういふ基準になるかわかりませんが、大型小売業者、特にナショナルスーパー、ナショナルチェーン的な企業に対しては、これは最初から一体どのくらいまで拡張をするのか、年次別で出店などのくらしい計画があるのか、このくらしいことを先にきかせておくことが紛争解決を図るに非常にいいし、それから、先ほどから問題になっているいわゆる都市機能といいますが都市計画といいますが、そういうものと非常に関連をしてくるわけでありまして、これからの将来の国土計画あるいは生活圏構想とか何かいろいろあるわけでありまして、そういうところから資するためにもこうした出店計画というものが必要になってくる、これを出させておくことが必要だ、私はこう思っているわけでありまして、その点について考えを述べていただきたいと思ひます。

それからもう一つは、面積で二万平米あるいは四万平米というところが新しいニュータウン等のところに進出する、こういうようなことが出てくるわけでありまして、その場合には単に建物の面積だけで抑えるのじゃなくて、やはり駐車場なんかもその中に入れて、そして抑えていくというところが必要じゃないかと思ふのです。本当のところを言いますと、一千五百平米あるいは二万平米にして

も、駐車場を抑えていくと、それは非常に中小企業に与える影響を少なくしていくことができるのではないかと私は思っているわけであります。この辺についてはいかがですか。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

最初の大型店の出店計画の将来計画をあらかじめとっておくというところにどうだろうかという点につきましては、大店法の行政としてそういう点にかかっているかどうかというの、私は、いまの大店法のシステムからいいますと、それとの関係で考えるというのには非常にむづかしいのではないだろうかというふうに思います。ただ、将来のわが国の流通というものを考えた場合に、一体各流通業態のものが将来どういうふうな発展していくかというふうな傾向をたどっていくかどうかというふうな傾向をたどっていくことは当然必要であると思いますので、なお私もいろいろな検討、勉強させていただきたいというふうに思います。

それから、駐車場の問題についてでございますが、一応先ほど申しましたように、現在の大店法におきましては建物の店舗面積に着目して規制をしているわけでございまして、その理由は、あるものが基本的には店舗面積の大小で決定されるという考え方によっておるわけでございまして、いまの駐車場につきましても、確かに顧客吸引力を左右する点もあり、これを規制対象に加えるべきではないかというふうな考えかと思っておりますけれども、その辺につきましても、たとえばエレベーターとか食堂とか娯楽施設その他店舗の併設施設というものの関係等々考えますと、それと同じような意味で顧客吸引力との因果関係というのはやや間接的になるわけでございまして、駐車場の面積を上げまして店舗面積に加えるというふうなことは、いかがであらうかというふうに私どもは考えておる次第でございます。

○上坂委員 エレベーターなんかは建物の中に入ってしまうわけです。それから、娯楽施設なんかは大体入るのが普通であります。ただ、表の駐車場の場合には、建物をつくって雨にぬれないようにするわけじゃありませんから、これは非常に自由になって、このところを大きくすればするほど、吸引力というものは大変なものになるわけですね。ですから、その点については今後ひとつ十分検討していただきたいと思うのです。これはそういう検討はしませんか。

○島田政府委員 この駐車場の問題につきまして一言申し添えておきますと、ただ個別のケースを考えると、周囲中小小売店にどの程度の影響を与えるかというところで調整が行われる場合につきましては、そういう駐車場のありかとかないかというふうな問題、もちろんそれだけじゃございませんが、そういうものの全体を含めまして、総合的に当該大規模小売店舗の周辺への影響というふうなものがある議論されるわけでございまして、そういう現任組織の中で中小小売業の事業活動を確保していくことができないのではないかと、いろいろに考えておるわけでございまして、

○上坂委員 前へ進みます。

この七条で、三カ月以内の変更勧告を四カ月に一カ月延ばしたですね。この理由と、それでどのような効果を予想しておられるのか、この点について一点。

それから、先ほど問題になりました店舗面積について「減少すべき」というふうに改めた理由であります。これは先ほどお話がありましたように、全部または一部という形でありまして、この全部といった場合には、五百平米のところまで、あととところは五百平米以下ならば、これはもう構わないのだ。ですから、まあ六百平米出しても、四百九十九平米であるならば、これはもう構わなくなっちゃいます、こういう意味なのですか。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

最初の、変更勧告の期間を三カ月から四カ月にした理由は何かというお尋ねでございます。

今回の改正でそういうような改正にいたしておるわけですが、これは最近の大規模小売店舗の出店規模が大型化している、あるいは郊外に出店の増加というふうなことから、周辺の中小小売店に及ぼす影響も非常に広域化している、あるいはその影響も複雑化している、それからもう一つ、都道府県知事の意見も十分考慮する必要があるというふうな点から、審査に長期期間を要しますので、現行の勧告期間をさらに一カ月延長するというようにいたしましたわけでございまして、

それから、いまのお尋ねでございますが、もう一度繰り返して申し上げますと、いまの店舗面積に関する勧告の限度でございますが、法律的には、周囲中小小売店の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、それを除去するために必要限度内であれば特に制限はないというふうな考え方でありまして、極限としては、個別小売業者の店舗面積をゼロにすることも可能であるというふうな考えであります。

五百平米との関係でございますが、建物全体として見ました場合には、五百平米を超えるものが今回の大店法の二種あるいはもつと大きくなれば一種ですが、直接的には二種になるわけでございまして、したがって、建物面積全体として五百平米以下になりますと、これは大店法上の届け出を要しないものになりますので、それはもし問題があるとすれば、商調法の方の体系であつせん、調停というふうなことで処理されるべきもの、こういうことにならうかと思っております。

○上坂委員 ところで、現在も紛争はとどまらないうで、ずっと続いているわけですが、現在紛争中の出店計画については、今度の法ではどういうふうな措置をとられるのか。特にダイエーの熊本店の出店問題については、これは商調協がゼ口回答をしているわけです。こういうものに対してはどのような措置をとるべきだと思えるのか、お答えをいただきたい。

○島田政府委員 いまの熊本ダイエーの件につきましては、経緯は繰り返して改めて御説明いたします。

ませんが、現在地元で商調協で審議が行われている最中でございます。私どももいたしましては、その動向を注視している段階でございます。商調協で公正妥当な結論が出されることを強く期待をしておるというのが現在の状況でございます。

○上坂委員 一般的な紛争については……

○島田政府委員 現在、一般的な紛争の案件につきましましては、これは先国会におきまして国会で決議もなされております。したがって、そういう決断の趣旨も受けて、現在の大店法の趣旨のつとめて円満に紛争が調整されるように指導をするという方針で今後ともいくつもりでございます。これがいまの段階でございます。

○上坂委員 そうしますと、いま駆け込み出店なんか大分あったわけですが、二万平米なら二万平米あるは一万五千平米という人が人口一万か二万のところへも出店計画を出しているわけですね。そこで紛争が起きているという場合には、これはぎりぎり締め切られて五百平米まで縮めることができる、こういうふうにするわけですか。この法律はいつから改正されるかわからないけれども、それまでの経過の措置として、第一点どうするか。

それから、この法律が成立をしたら、その時点で、いままでの紛争も一切含めて、先ほど申し上げましたように、五百平方メートルまで縮めることができるのだ、こういうふうな考えでいいですか。

○島田政府委員 お答えいたします。

この法律が施行になるまでは現行法が生きておるわけでございまして、現行法では千五百平米、あるいは政令都市につきましては三千平米というものが基準面積になっております。したがって、いまお尋ねのように、それを五百平米まで削減するというような調整は、現行法ではできないわけでございまして、

それから第二点の、法律が施行になった段階ではどうか。解釈は先ほど申し上げたとおりでございます。

います。問題は、個別案件に即しまして、実際にそういった大規模小売店舗の店舗面積というのが、あそこ七条の要件に書いておられますような事項を勘案しまして、周辺小売事業者への相当程度の影響を及ぼすおそれがあるかないかという判断をして対処をしていくことになるわけでございます。

○上坂委員 それじゃ次に、第五條の届け出について質問をいたしますが、施行規則の第七條で、一つは、株式会社では株主の氏名、名称、持ち株数、二番目に、当該店舗の配置、三番目に、主として販売する物品の種類、四番目に、物品の種類ごとの販売額の予定、五番目に、兼営する事業の概要、こういうものを提出させる、こういうことになっておられますが、これを提出させていままでもどういうふうな参考にしたのか、その点を御説明いただきたいのです。

それから、この届け出を提出させた場合には、この提出をした方の大店側が、この内容について、届け出たものについての程度まで守る義務があるのか、義務というよりも社会的な責任のようなのだと思いますが、その点についてはどういうふうな考えでおられるのか。まあ、こういうものは参考だから、出させても、後、内容を変えることは勝手なんだ、こういうふうな考えなのかどうか、その辺についてお答えをいただきたい。

○島田政府委員 お答え申し上げます。再々申し上げておきますように、大店法は、大規模小売店舗の吸引力により買客の流れが変わってくる、それで中小の小売業者が影響を受けるというふうな場合に、それを調整の対象にしておるわけでございます。したがって、特定の物品の販売業者間の事業活動の調整を目的にしないというところでございます。したがって、販売商品とかあるいは営業形態というものは、法律上の届け出事項には含めさせていないわけでございます。

ただ、販売商品、予想売上高等につきまして実際にこの添付書類で七条でとっておりますのは、

周辺の中小小売商に対する影響の及ぼし方にそういったものが密接に関係しておりますので、届け出の添付書類として調整を行う場合に一つの判断材料としておるわけでございます。したがって、添付書類に記載された事項につきましていわずに法律上の遵守義務があるということにはなっていないわけでございます。

じゃ、実際にそれがその後変わった場合どうなるのかということでございますが、これにつきましては、一般にその小売業における業種が変わったという場合に調整手段としてどういうようなことがあるかということになるわけでございます。で、商調法十五條のあつせんあるいは調停というようなことで対処をしていくことになるかと思ひます。

○上坂委員 藤沢市で、志澤デパートというところが倒産という経営が行き詰まっております。そこで、西武グループがこれにてご入れをして、五十三年の二月に三條の申請を行ったわけでありまして、すでにこれは店舗ができておつて、それを引き受けるわけでありまして、面積は一万一千平米です。地下二階で地上八階の建物なんです。当初五條申請のときには、通産省の指導によつて商工会議所に提出をした資料について、六階の部分については呉服、寝装具というふうになっておりました。これが千三百七十一平方メートルになっていました。こういう説明をしていた。したがって、それについては四月の事前商調協では了解をしまして、そして五月に五條の申請を受け付けたわけでありまして、ところが、六月末になつていざ開店をするという段階になりますと、この呉服、寝装具売り場がすっかり変わつてしまつて、書籍売り場八百二十五平米を設置するという通告が来たわけでありまして、

そこで、地元のおける書店業界は非常に驚きまして、これに対してクレームをつけているわけでありまして、この西武の西友ストアの書店の面積は、現在の藤沢市の書店の組合加入三十五店、売り場面積二千四百平方メートル、実にこの

三〇％に達するわけでありまして。したがって、これは非常に大きな影響を持つということでありまして、

デパートの場合、御承知のように、書籍というのは人寄せになるし、それから目玉商品にもなる。価格はどこで買つても同じものだ。したがって、どこのデパートあるいはスーパーでも書店を設けるような傾向にきています。

この点を考えた場合に、この事前の商調協に提出した売り場の構成、その内容が営業開始時では違つてくるということになりますと、商調協の判断というものが間違つてしまふというふうに思うのです。この判断を正しくしなければ紛争というものが起こってくるわけでありまして、紛争をなくすという場合には、やはり正確な資料で、その提出した資料に基づいて営業を開始するというのが、いわゆる大型小売店とそれから中小零細小売業との共存を私は促進するものだと思う。それをなくしてしまふということは、非常にこれは問題があるのではないかとこのように思ふのです。こういうやり方をさせていただきますと、これはどうにもならぬ。

そこで、いわゆる売り場の内容、それから取り扱う商品、これは非常に重要な役割を果たしてあると思ふのです。面積でばかり規制をされるようでありまして、実際に周辺の小売業が困るのは、同じような品物を安く売られたり、あるいは大変な宣伝力を駆使してこれを売られたり、それから非常に便利でそこで子供まで預かるような、あるいは冷暖房完備というふうなところで同じ商品が扱われるというところに一番困る問題があるわけですね。商店街にはいろいろな種類の商店があるわけですから、一つ一つの商品そのものが当然問題になつてくる。そこが競合の問題になつてくるのです。単に売り場面積が小さくなれば何を売つてもいいのだという形だけでは、これはおさまらない問題が出てくると思ふのです。

したがって、私は、どうしてもこの販売品目についてきちんとしていくというところ、

のものにしていくか、あるいはまた届け出た販売品目については内容を変更したり何かしない、よくよくのことでなければ変更ができないというふうな形の制限をやはりすべきではないか、こう思ふわけですが、その点はいかがですか。

○島田政府委員 いまのお尋ねの点につきまして、要するに個別の物品ごとのところまで含めて規制をしたかどうかという御趣旨かと思ひますが、若干繰返しになって恐縮でございますけれども、大店法の場合には、要するに全体として一つの売り場の大きさとしようものが吸引力の点ですぐれている、それが中小小売業の経営に影響を及ぼすという蓋然性というものに着目して構成されておるわけでございます。

一方、いまお尋ねのようなかっこうでやるといった場合に、個別にやつていくとしました場合、たとえば総合小売業のような場合ですと、物品の売り場ごとに調整をやつたといつても、消費者の需要の動向の変化に應じているという経営の方としてはそれに対応していく必要がございます。したがって、それを完全に固定してしまふということになりますと、最近におけるその時に應じた消費者の需要、好みに応ずるかっこうの商品の配置というものができないということになりますし、それからまた、最近はどうにかといひますと、店舗内の売り場構成というものがいわゆるニーズ中心になつておりました、物品の種類ごと

に売り場を設けるというかっこうから変わつてきておるといふような状況でございますので、物品ごとに面積を調整していくというふうなかっこうは厳密にはむずかしいのではないかとこのように考えております。

ただ、添付書類といへども、実際に出されたものにつきましましてはなるべく正確なものを出されるのは当然のことでございますし、そういうことではなければならぬというふうに思つております。

現実には藤沢のケースにつきましては、いまお話しのようなケースがあつたわけでございますが、これにつきましましては当省も行政指導を行いまし

て、商店、店舗組合との間で話し合いを行わせて解決をするというようになつてしまつたわけでございます。問題が実際に起きた場合にはそれに即して現実的な対処をしていく、それで、先ほど申しましたように、法律的には商調法の規定が活用できるというふうに考えておるわけでございます。

○上坂委員 藤沢の西友ストアの場合ですが、いわゆる書籍売り場を設けたわけでありますが、これが八百平米以上なわけですね。そうしますと、五百平米以上の売り場になりますね。そうすると、建物の中に入つてしまつていゝから販売品目を変更してももうどうにもならない、こういうことになつてしまつと、いまあなたが商調法の方ではこれは取り締まることができ、こう言つたけれども、商調法の方では企業主義がなくなつてしまつて、特定販売事業に対する届け出も削除されてしまふわけでしょう。そういう発想でしよう。そうしたら、これは持つて行きどころがないではないですか。どうにもならぬではないですか。そうしたら、野放しで、これでははち巻きでも締めて反対をするしかない、こういうことになつてしまふ。そんなことやつたつて、建物がつくられて、その中が変更されて、そこに一千五百平米を持とうと二千平米の書籍を持とうと構わないう、こういう矛盾が出てくるのではないかと私は思ふのですが、その辺はいかがでしょう。

○島田政府委員 いま私が商調法と申し上げましたのは、商調法のあつせん、調停の規定でございます。これを活用し得るのではないかと、こういうふうに申し上げたわけでございます。

○上坂委員 そうした場合にこれが活用ができるのですか。具体的にはどういうふうにするのですか。

○左近政府委員 商調法の十五条は、今回御審議願つております案でも、十五条の三号で「中小小売商以外の者の行い一般消費者に対する物品の販売事業に關し、その者と中小小売商との間に生じた紛争」ということについてはあつせん、調停の対象になるということでございます。大企業がいゝやりますような販売について、周辺の中の小売商との間のトラブルについてはやはりあつせん、調停の対象になるということ、この部分では企業主義が残つておるというふうにわれわれは解しておるわけでございます。

○上坂委員 それでは間違った企業主義が残つておるわけですか。企業主義は全部排除してしまふというところで、今度は企業主義が出てきたり、どうもその辺が明確でないものだから心配してしまふのですよ。われわれが心配するようなことのないような法律をつくつてもうすることが必要だし、そういうようなおそれのないような形であるところを整合性というものが出てくるのではないかと申すのです。商調法では企業主義を廃止してしまつて、特定物品の販売まで廃止するやうなやり方だが、こつちではちゃんと残つていゝんだ。ところが、大店法ではもう最初から企業主義といふのは入つてないわけですね。そうしますと、企業主義が商調法の中に残されていゝ、こういうことなんですか。

○左近政府委員 あつせん、調停に關しては、企業主義が残つておるということでございます。

○上坂委員 それでは、どの条文のどの条項だといふことを、もう一度きちんと指摘してください。

○左近政府委員 商調法の十五条でございます。本文といたしましては、「都道府県知事は、次の各号の一に掲げる紛争につき、その紛争の当事者の双方又は一方からあつせん又は調停の申請があつた場合において、物品の流通秩序の適正を期するため必要があると認めるときは、速やかに、あつせん又は調停を行ふものとする」といふことでございます。その各号が並んでおりますが、その第三号に、先ほど申しましたように「中小小売商以外の者の行い一般消費者に対する物品の販売事業に關し、その者と中小小売商との間に生じた紛争」といふことが挙げられておりまして、いまのようなスパーといふようなものはやはり中

小小売商でございますから、そういうものと中小小売商との間に生じた紛争についてはこの十五条が生きておるということでございます。

○上坂委員 はい、了解。

そうすると、いまの問題については、これは都道府県知事のあつせん、調停の問題である、したがつて、そこへ申し出をすればあつせん、調停を受ける、こういうことになるわけですね。

そこで、次の問題に入りますが、いま言つたやうに、あつせん、調停ができるという形のもの、これはきちんとしてどこかでしておく必要があると思ふのです。

そこで、第五号の届け出に關して、施行規則の第六号といふのがあつてですね。その中に、さつき言ひましたやうに「主として販売する物品の種類」といふのが入つていゝわけですね。この施行規則も見直す必要があるだろうと思ふわけでありまして、その場合に、これは何とかここで、大店法の中に入れられないと、実際に競合するのは小売業者の販売品目なんだから、その販売業者の競合する販売品目については、これは出店を審査したりあるいは届け出を受理したりするときに一つの要件である、こういうふうになりなしてもらいたいと思ふのです。それでないかと、やはりどうしても不安が生ずるわけです。その点に對するお考えをひとついただきた。

○島田政府委員 お答え申し上げます。先ほど申しましたやうに、大店法での調整の考え方といふのは、あくまで要するに売り場面積といふものに着眼いたしまして、その面積の大小といふものが顧客吸引力の大小といふ点になつてくる。それで中小小売業の経営に影響を及ぼすおそれがあるかどうか、こういう判断をしていくわけでございます。いまの個別物品についての調整を行つたという考え方は、大店法ではやはりどうしてもしこはとり得ないのではないかと、いふやうに考へていゝわけでございます。

ただ、実際に全体としての影響があるかどうかという判断をする場合に、そのお店がどういった事業活動をやつていくかといふことを考へて判断をするわけでございます。その考へる際に、そういう点にも配慮をして運用をしていくということになるのではないかと、いふやうに思ふわけでございます。

○上坂委員 前へ進めますが、いまの点についてはひとつ今後前向きに検討してもらふやうに要望をいたしておきます。

そこで、第九号の閉店時刻と休業日数についてありますが、最近、ナイトスパーなんといふものが出てきていゝ。これはアパート街であるとか、共働き世帯、それから夜間勤め人の多いやうなところに出てきていゝわけでありまして、こういうものがどんどん出てくるということになります。これは問題になるわけですが、この点は、どういふやうに今後取り締まつていゝか、この点について非常にトラブルが出ていゝわけでありまして、したがつて、このトラブルをなくするやうにするのはどういふところに基準を置いていくことが必要なのかといふことについてお伺いをいたしたい。

○島田政府委員 閉店時刻、休業日数の問題につきましては、大店法の九条に規定があるわけでございます。この法律の立て方といたしましては、閉店時刻、休業日数につきましては、省令で定める時刻以後あるいは省令で定める日以下の休業日数という場合には届け出をして、その届け出に基づいて、閉店時刻あるいは休業日数が周辺中小小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるかどうかといふことを審査をして、必要があるれば勧告、命令をするといふ体系になつていゝのは御承知のとおりかと思ひます。したが、いまして、そういうやうなことで個々の事情に應じてしまつて、商調協での検討を行つておるわけでございます。

閉店時刻、休業日数の問題につきましては、いろいろの業態、地元の商店街の実情あるいは立地場所等々いろいろな関係でなかなか一律には議論

しがたい面もございます。したがって、そういった点を考慮しながら現在七条で個別に審査をしているということでございます。

○上坂委員 閉店時間を何時にするか、あるいは休業日数一年に幾らをとるかというようにすることは、まだ固まっていらない、こういうことです。

○島田政府委員 どのような閉店時刻あるいはどのような休業日数というのが望ましいかというようにものになりますと、先ほど申し上げましたようにいろいろな点を考慮しなければなりませんので、慎重に検討する必要がありますかと思ひます。

○上坂委員 次に、商調協についてお伺いをいたしますが、百二十三号という通達がありまね。

これは「商業活動調整協議会の運用について」ということであります。この商調協がやらなければならぬ仕事というのは、先ほど出ましたが、なかなかむずかしいわけですね。「当該届出都市（商調）と類似都市（商調）の人口・店舗面積比の比較」、あるいは「届出対象都市及び届出対象商調の人口動態、小売売上高の動向、購買力の増加見込み等」、三番目には、「周辺の中小小売業者に及ぼす影響の程度と対応策の有無」、それから、「周辺の消費者等にもたらす便益の程度」、五番目には、他の大規模店の配置と小売業の現状、こういうことを調査しなければならぬので、これを審議をする場合、大審の方では商調協にかけて、商調協は三週間以内にこれを出す、こういうことになっておりますね。それから、先ほど問題になったBグループについては二週間以内に提出しろ、こういうことになっておるわけでありまね。

が、これは地域の商調協の力、それから商調協に出ている人は、一般消費者あるいは学識経験者もおりますが、小売業者の代表とかという人たちが出ているために、こうしたものを調査をするということは非常に困難だと思ひますね。三週間以内や二週間以内でこういう意見が一体提出できるものかどうかというところに私は疑問があるわけですね。そういう点は先ほど指摘をされていたと

ころだと思ひます。

それからもう一つ、これは周辺の実態調査をやるということになれば、ここでもやっぱりかなり金がかかるわけですね。これがなかなかできないもので、結局のところ、いわゆるスーパ、大型小売店の調査にかなわない、こういう問題があると思ひます。

こういう調査が行われるようにするにはどんなふうな配慮が必要なのか、通産省としてはどういうふうな措置をとるべきなのかということについて、お考えをお聞かせいただきたいのです。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

審査の期間が短いではないかという点が一つかと思ひますが、これにつきましては、先ほど申し上げたとお答えいたしましたけれども、できるだけある程度早目から実地上地関係者で話し合いというふうなものが行われるということも必要であるかと思ひますので、ただこれが余りに長くならないというのには片方で問題がございますが、そういった点も考慮しながら、どういうような運用をしていくかということをお考えいただきたいというふうに思ひます。

それから、いまのいろいろな資料の問題でございますけれども、いろいろな実態調査につきましても、もちろん今後ともどういふかっこうでやっていくか十分検討しなければなりません。現在でも、たとえば商工会議所とかあるいは地方自治体等でもいろいろな地域の商業実態の調査というふうなものも行われるようにだんだんできておられますので、そういう資料も大いに活用していくということも考えたいというふうに思ひます。

○上坂委員 この商調協は会議所に設置されることになるわけですね。そして委員は会議所の会頭とかあるいは商工会の会長が委嘱することになっているわけですね。この会議所等によって委嘱されるということよりも、都道府県知事とか市町村長が委嘱するようにした方がいんじゃないかと私は思ひます。

というのは、どうもあつちこつちの実態を見ますと、商工会議所の会頭は大型店の進出には大賛成なんですね。そしてその下にいる人たちが皆反対なんですね。そういう傾向がほとんどなんです。まあごく小さな町で商工会の会長がみずから反対の先頭に立っているという例もありますけれども、大体は先ほど言ったような状況なんですね。

ですから、どうも商工会議所の置かれている状況と、それから利害関係といひますか、そういうものと商調協のところが食い違つてきている点が多いので、私は、会議所の会頭や商工会の会長に任せるんじやなくて、これはいわゆる地方自治体の長が委嘱するようにしてはどうか、こう考へておられるわけでありまね。その点について御意見をいただきたいと思ひます。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

いまお尋ねの商調協の委員の構成の問題でございますが、これは御案内のように、通達によりまして、商業者、消費者、学識経験者の代表のうちから、相互に均衡のとれるように考慮して選定するということに指導をいたしているわけでございます。また、小売業者あるいは消費者等各層を代表する委員につきましては、そういう人たちの総意を正しく反映するように留意するというように指導をいたしているわけでございます。

ただ、それは申しましたも、実際になかなか現実にはむずかしい問題もあるわけでございます。が、この点につきましては今後とも一歩一歩改善の努力を積み重ねていく必要があるかと思ひます。具体的にどういふふうにしていくかという点についてはなお検討をする必要があるかと思ひますが、ただ、この商調協というのは商工会議所あるいは商工会に置かれるわけでございますから、任命につきましては、やはりその商工会あるいは商工会議所が任命するということにかつこうにはなるのではないかと。ただ、それを人選についていか

にチェックしていくかというふうなことをさらに検討する必要があるかというふうに思ひます。

○上坂委員 都道府県に置かれる審議会というのは、これは都道府県の自主性に任じて条例なり何なり設けてやれるということになっておるわけですから、商調協についてもこれは同じ方式をとつたらいいがどうか。その点いかがですか。

○島田政府委員 お答えします。

もしお尋ねのようなことになりましたと、むしろ商調協ではなくして、審議会の何といひますか部会と申しますか、そういうふうな部会に構成してはなるかと思ひます。私も考へておりますのは、やはりその地域の商工業者の団体である商工会あるいは商工会議所の意見を聞く、その意見を聞くに際して公正にその意見が形成されるようなシステムということで商調協というの

は考へておられるわけでございます。それはそういう観点からしますと、先ほど私が申し上げましたような構成になるのではないかとこのように思ひます。

○上坂委員 この商調協の運用について、先ほど言ったようないろいろな調査をやらなくちゃならぬわけですね。こういう調査があるので、これは大変なわけでありまね。そこで私は、いま言ったようないろいろな調査もやらなければならぬということになる、商工会議所だけで委任をしたらなんかしら、これは一方的になってしまつたらあつたら検討すべきだ、こういうことを言っているわけでありまね。その点については時間がありませんからなお質問いたしません。が、ひとつ検討していただきたいと思ひます。

最後に、商調法の問題についてお伺いします。この第一条の二の一、小売商の定義、それから二項、三項と、こうなりますが、特に三項ですね、これは全文削除されておるわけですね。なぜこれは削除になったか。

それから第三条ですね、第三条の許可事項をなす届け出事項にしたか、この二点についてお伺いをいたしたいというふうに思ひます。

それから、第四条と第五条も削除になっているわけでありまね。小売市場の場合、一つの建物

であつて、その建物内の店舗面積の大部分が三十平方メートル未満の店舗面積に区分されている、それが十以上の小売商の店舗の用に供される、こういうふうな今度変わったわけでありますが、先ほどの答弁では、大体いまの市場の構成というのが三十平方メートル未満、その程度のものであらうというふうにしたのだ、こういうわけでありますが、今度はこうした三十平方メートルなら三十平方メートルというものをきちんと出したということは、どういふ理由があるのでしょうか、この辺について御説明をいただきたいと思うのです。

○左近政府委員 まず最初に、商調法的一条の二の第三項を削除した理由から御説明申し上げます。本件につきましては、特定物品販売事業の調整に関する規定が昨年挿入されたときに、それに必要な大企業者の定義を定めたわけでございますが、今回大店法の改正によりまして、五百平米を超えるところまで基準面積が引き下げられましたので、この特定物品販売事業に関する規定を削除することになりました。そういたしますと、大企業者という定義も必要がなくなりますので削除したということでございます。

それから第二点の、三条の許可制を届け出制にしたという理由でございますが、これについては、いま申しましたように、大店法の改正でこの基準面積が大幅に引き下げられました、それによって調整の対象が拡大されました。そういったこと、従来商調法の小売市場に関する規制の目的といたしておりました周辺の中小小売業者との商業調整という点では大店法で行うことができるということになりましたので、今後は小売市場に対する規制につきましては、当初からの目的のもう一つの目的でございました小売市場に介入して取ります零細な中小小売業者の保護というものを残していただくというのを残していただくことにいたしましたわけでございます。そうしてその分を残しますと、これは他の類似の法制との均衡から見まして、許可という厳しい制度でなくとも、貸付

条件等につきまして届け出をし、必要があれば勧告をするという制度で十分ではないかということ、で、こういう形にいたしましたわけでございます。

それから第三点の、三十平米というものを取り上げた理由でございますが、いま申しましたように、小売市場の規制についての規制目的を零細な中小小売業者の保護、つまり入居テナントの保護ということにいたしました、どこかで零細というものの線を引かなければいけないということになったわけでございます。その点をしっかりとせよというところで、現在の小売市場の中で約七割くらいをカバーし得る程度ということで、まあ三十平米という数字を考えて、これで抑えれば小売市場の目的、つまりテナント保護という目的を達するには十分であるということ、この三十平米という数字を出したわけでございます。

○上坂委員 時間がありませんから、もう一点だけ伺いますが、五百平米に下げたから大丈夫だと、こう言うのですか。ところが、たとえば二十九平方メートルで十一店入れたとします。そうすると、これは三百九十九平方メートルになるのです。そうすると、五百平米以下ですから、これはもう野放しになつてしまつてしまふ。野放しになつてしまつて、既存の小売市場との競合関係というやつがやはりあちこちに出てくるんじゃないか、そういうおそれがあるわけですね。市場ができないうち、これは必ずしもないのであつて、五百平米以下ならば幾らでもつくつていいというふうなやつになつていけば、これは小売市場をどんどんつくることのできるわけですね。

特に小売市場の場合には、むしろ不動産業者が市場をつくらせて、その中にテナントを入れて、そしてそこから高い権利金を取つたり、それから借地料を取つたり、いわゆる賃貸の非常に高いのを取つたりしているわけですね。そういうものがどんどんできたら、これはもう今度は市場同士の問題になつてくる、そういう問題が出てくると私は考えざるを得ないわけですね。そういうことを防ぐためには、どうしてもやはり許可制にしないと、

届け出制にしておけばこれは防ぐことができないわけでありまして、この辺のところを非常に心配をするわけでありまして、そういう心配がないというふうな考えでいらっしゃるのかどうか。私はあるだろう、こう思つておられるわけでありまして。

それからもう一つは、調査の申し出団体の中に、むしろこれは届け出制でなく許可制にして、そして小売市場の協同組合なんかやはり加えていく。先ほどもこの点は出てきたと思ひますが、そういうことによつて過当競争を防いでいくというところの方がむしろこの法律を生かすことになるのではないかと、私はこう考えますが、長官、いかがですか。

○左近政府委員 小売市場が今後どんどんふえて、その辺の過当競争についてどう措置をするかというふうな御指摘でございますが、これにつきましては、先ほどちょっと申し上げましたように、五百平米を超えるものについては大店法の適用があるわけでございますが、現在新設されます小売市場につきましても、ほとんどが五百平米以上というふうな現状でございますので、われわれといたしましては、その現状から見て、この大店法の規制の範囲の拡大ということで、大店法の措置でその調整は行われ得るというふうに考えておるわけでございます。

それから、後段のお尋ねでございますが、実は今回提案をしております政府案では、例の特定物品販売事業に関する調整の規定を削除いたしておるものでございますから、御指摘についてはどうかというお答えをいたしかねるわけでございますが、もし仮にそういう現行法のような調整をやつておる場合に、現在の申し出の団体の範囲を拡大する必要があるかどうかというふうな点を考えてみますと、それについては、現在の規定で十分であるかどうかということについては検討の余地があるかどうかというふうに考えております。

○上坂委員 時間が来ましたから私はこれで終わりますが、どうも五百平米以上がほとんどだからと——いまの時点ではこれは五百平米以上がほと

んどでしようけれども、さつき言つたように、これは五百平米以下のものをつくることのできるわけでありまして、その点について十分検討されて対処されることを希望しまして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○中島(源)委員長代理 午後二時十分から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時四十二分休憩

午後二時十七分開議

○橋口委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。中村重光君。

○中村(重)委員 私は、午前中しばらく別の委員会の方へ行つておりました、こちらへお戻りましたから、同僚委員の質問と若干重複するところが出てくるであらうと思ひますが、その点はあしからず御了承いただきます。

五百平米までを調整の対象とした理由については、審議会の答申がそうであつたからといったようなお答えであつたようでありまして、その提案者である通産省としては、積極的な理由というものがなければいけないと私は思ふ。だから、あなたの方で全く語問がないのに審議会が独自の考え方でお答えを出したということには考えられない。

やはり第三次産業というものが不況の關係もありまして非常にふえてきています。雇用も同様に製造業から第三次産業の方へ移つてきています。円高不況の關係だけではないで、申し上げたように過当競争その他の關係によつて非常に増加している。今後ともそうした傾向は相当強まるであらうというふうにも考えなければいけないと私は思ふ。いま日本経済を非常に混乱に陥らしている円高不況、あるいはまた円高による輸入が非常にふ

えてきている、そういった現象のみではなくて、構造的な問題というものが多分にあります。考えられて、力の弱い中小零細企業には大きな打撃というものが及ぶであろうというように私は考える。そういうようなものもあつて、五百平米までを調整の対象とする必要があるという考え方の上に立つて諮問をされたんだらうと思うのでありますけれども、その点どうなんですか。

○中村(重)委員 本日の委員会は時間的な調整がありまして、実は私は一時間以内というふうな連絡を受けたわけでして、意見を申し上げることをできるだけ避けて、端的にお尋ねをいたしますから、お答えもそういう方向でお願いをいたします。

要は一翼を担つておる、そういう意味で地方政策に非常に関係がありますので、そういう意味で都道府県知事というものがその行政の任に当たるといふようなことが適当であらうというふうに考えまして、第二種につきましては、従来の調整実績、行政効率等も勘案した上でそういうふうにしたわけでございます。

りますから、今後の運営について、運用がうまくいくというように確信をお持ちになつていらつしやるのかどうかという点、それぞれお答えをいただきます。

いまお尋ねのように、最近のわが国の安定成長への基調変化という中で、小売業を取り巻く環境というものは非常に厳しくなつてきておるわけでございます。一方、大型店の出店パターンというものはだんだん変化してきている、こういう状況で、したがって、基盤面積未達の紛争というものも増加する傾向にあるということであるわけでございます。したがって、今回の法律の改正につきましても、そういう事情というものをいろいろ検討いたしまして、基盤面積の見直しをいたし、もちろん審議会にも諮つたわけでございますが、五百平米まで引き下げたということでございます。

この五百平米以上のいわゆる第二種中核店舗を都道府県知事に調整権限をゆだねた理由というのは、自治権の尊重ということであらうと思つておりますが、中小企業政策ということになつてまいりますと、残念ながら国の専権事項みたいなことになつて、都道府県が半分その費用の負担をしなければならぬのにもかかわらず、国が決めたことに對して右へならえというふうな形である。そのことがやはり地域の実態というものを無視した中小企業行政というものが行われてきたというふうに考える。そういう面では、私もかねて主張してまいつておりましたように、できるだけ地方自治体に中小企業政策というものを積極的に取り組んでもらうなければならぬし、国もまたそういう方向で権限を移譲できる点は移譲していくということが望ましいということを考えてまいりましたから、また政府に向かつてもそういうことを強く求めてまいりましたから、この点は評価をしたいと思つたのです。申し上げたように、この自治体の尊重というふうなことであるのかどうかという点が一点。

それから、いまの審議会につきましては、一応調整事務を都道府県知事に委任しているわけですが、委任された事務をどういうふうに行つていかうかということについては都道府県知事にお任せをしたいというふうに考えまして、いまのような規定にしたわけでございます。

都道府県知事が意見を述べる場合にどのような意見内容かということでございますが、これにつきましては、その当該小売店舗における小売業の事業活動がその周辺の中小企業者の事業活動に影響を及ぼすその影響等についての意見を述べることとでございますが、そういう点につきましては特に制限を設けていないわけでございますから、都道府県知事としての見解を十二分にお述べいただきたいということでございますし、私もその都道府県知事の出でた意見というものを尊重をするということでございます。

なぜ五百平米にしたかという点につきましては幾つかの理由が挙げられるわけでございますが、第一点は、最寄り品中心の店舗というものを考えました場合に、大体五百平米程度で一応の品ぞろえができる、したがって、いわゆるワンストップショッピング機能というものを発揮し得る面積であるという意味で、店舗の顧客吸引力がその辺から高くなるということであらうかと思つて、したがって、それだけ周辺中小企業への影響というものもあるというふうに考えられる。それからまた、実態から見ても、最近の基盤面積未達の店舗に関する紛争件数を見ますと、大体五百より上のところである紛争のケースが多い、それ以下につきましても比較的件数が余り見られないというふうな実態にあるというふうな点を考えまして、五百平米ということを一応決めたわけでございます。

もう一つは、都道府県が条例で審議会を設置することができるといふように、強制規定になつていない。この点もまた自治権尊重ということに設置するといふように国が規定してしまふことには問題があるのでありまして、それから、そういうふうに理解をしてよろしいのかどうかという点であります。

それから、中小企業庁長官、当然あなたの方と合意をされて提案ということになつたんでありますし、直接中小企業政策については都道府県とのかの接合はあなたの方でおやりになるわけであるのかお聞かせをいただきたい。

それ以外に、その第二種店舗の調整につきましては基礎的な資料を整備するというために、余り大きな額ではございませんが、来年度予算につきまして第二種大規模小売店舗実態調査委託費として約千三百万でございましたか、要求を行つておるところでございます。

○左近政府委員 中小企業庁といたしましては、小売商業問題については、従来とも調整問題あるいは振興問題につき都道府県等の自治体と密接な連絡をとつてやつてきたわけでございますが、御指摘のとおり、今回も法律が改正されますと、大店法の運用について都道府県知事のウェイトが

○島田政府委員 簡潔にということでございますので、できるだけ簡単に申し上げます。

第一点につきましては、いまお話しのように、小売の問題というのは非常に地域的性格が強い、したがって、これまたその施設が都市的機能の重

○島田政府委員 お尋ねの点にお答えいたします。

非常に高まります。したがって、そういう点につきましても従来以上に密接な連絡をとりまして、この法の施行に遺憾なきを期したいと思っております。実は、こういう法律の改正を議するに際しましては、われわれとしてはそういうつもりでこの法律改正についても省内でも意見の一致を見たわけでございます。

○島田政府委員 予算の関係でございますが、ただいま御指摘がありました大店舗関係の予算七千数百万のほかに、流通合理化関係として約一億一千万の予算を要求いたしております。

○井上説明員 都道府県における所要経費の問題でございますが、今回提案されました法律によりまして都道府県知事の調整事務等がふえるわけでございます。これに伴いまして、府県におきましても所要の経費が新たに必要となるわけでございますけれども、これにつきましては、所管省におきまして国費で所要の財源措置が講ぜられるよう最善の努力をされるものというふうに承っておりますわけでございます。都道府県はこの措置によりまして所要の経費を賄うべきものであるというふうに考へておる次第でございます。

○中村(重)委員 大臣、特に御留意いただきたいことは、今回の第二種の調整事業を都道府県知事に委任をするということは、私は非常にいいことだと思ふのですが、せっかく政府が中小企業政策を進めていく、非常にいい政策、制度というものを推進していくという場合、都道府県の財政事情ということもあるわけです。たとえば高度化資金、特別高度化資金なんというのはいい制度なんです。ところが、ある県では全くこれを活用しない。自分の県のことを言うのはどうかと思うのだけれども、わが長崎県におきましては、この特別高度化資金の制度ができてからたしか四年以上になるんだらうと思うのですけれども、きわめて最近ただ一件だけこれを活用したとか活用しようと言っている。したんだらうと思うのでありますけれども、そういうこともありましますから、やはり財政的な関係というものは十分今後

配慮していく必要があるということと、せっかく制度をつくってこれを推進していくとするならば、ただ意気込みだけでなくて、点検もやって、いい制度を活用していかない、生かしていかないという都道府県があるならば、その原因は何かということも十分調べて、そして実情に応じて対処していくということになりませんか、同じ国民が平等な扱いを受けるという形になってまいります。そのことはまた地域経済に及ぼす影響というものも、悪い影響という形に及ぼす影響というものも、府県のある方によってずと変わってまいりますから、その格差が拡大をするという好ましくないような傾向に流れる可能性もなしとしません。

したがって、今後都道府県に中小企業政策をゆだねていくという方向はさらに強まってくるだろうと考えますから、今後どういう態度で臨もうとされるのか、大臣の見解をひとつ伺いしておきたいと思ひます。

○河本國務大臣 御指摘の点は運用上きわめて大事な点でございますから、十分注意をいたします。

○中村(重)委員 大規模小売店舗法とそれから小売市場を対象とする小売商業調整特別措置法を今度の改正で一本化しようとしているのですが、なぜにこれを一本化するのか、この点がどうもはっきりしない。なおまた、その一本化に当たって、私は、小売市場、中小零細企業者に非常に好ましくない影響というものを与えていくような感じがしてなりません。

けれども、百貨店法の許可制が今度は届け出制という形に変わった。これは、百貨店というのは許可制であっても届け出制であっても、その後営業時間であるとか休日とかいったような状況を見ますと、届け出基準の月四日、年四十八日、それから閉店時間の六時というものを実施しているのが八〇%以上は達しているのです。ですから、百貨店は許可制、届け出制というものは、そうした点においては何も影響はない。ところが、スーパーが年中無休というところもあつたり、相当遅くまで営業しておつたといったような点等も勘案されて、そして届け出制という形に変わられた。

それでは中小企業が大変圧迫されるという形になるのではないかとということで、当時審議会の答申もあつたわけでありましても、私も通産省というところと折衝いたしまして、事前届け出制という、当時は事前届け出というものは実質許可制になるのだというように説明もありましたし、まさか通産省が私どもにもうそれを言うこととはなだらうと思つて、それを信頼して事前届け出、実質許可制という扱いをされるだろうと思つて、たわけですが、その運営の問題においてはそのうたことになつていない。したがって、大規模小売店舗法を許可制に戻してくれ、これは私もただけではなくて、政府に対しては猛烈な陳情というのか要請が続けられてきていると思ひます。

ところが、そういったような方向に、許可制の方向に進めていくということではなくて、現在許可制であるところのこの小売商業調整法までも一本化することによって届け出制に後退させる。とんでもないやり方だと私は思ふ。大体そうしなければならぬという積極的理由というものはどこにあるのです。まず簡潔にその点お聞かせください。

○左近政府委員 現行の商調法の小売市場の規制、これは許可制になっておるわけでございまして、これについては二つの目的があるということですが、われわれは解しております。一つは、周辺の中小

小売商業あるいは小売市場自身等との調整、いわゆる商業調整の観点と、それからもう一つは、小売市場に入居しております中小小売商に対する保護といひますか、いわゆるテナント保護の観点、この二つがあるわけでございまして。

ところで、今回の大店舗法が改正されて、規制対象が五百平米を超えるものまで拡大されます。そういったしますと、実は小売市場の開設に際して必要な商業調整という点については、この大店舗法の範囲で、ほとんど大店舗の拡大によってカバーできるというふうに判断をしたわけでございまして。しかしながら、零細な小売商が入居しておるといふ事実から、そのテナント保護ということにはやはり維持しなければいけないということになりまして、この小売市場の規制はテナント保護を目的としてやるということにしたわけでござい

ます。そういったしますと、このテナント保護という観点から見ますと、他の法制度のバランスその他から考えますと、やはりこれは貸付条件等の事前届け出制ということではバランスがとれるのではないかとこの形になりましたものでございまして。したがって、改定をいたしましたわけでございまして。ただ、実態はそういうことでございまして、大店舗法が強化されたので、商業調整の目的は依然として大店舗の方で確保されておるといふふうにわれわれは考へておるわけでござい

ます。○中村(重)委員 いまあなたの答弁を聞いていますと、説得力がないんだ。産業政策局は、これは大規模小売店舗法の所管だ。あなたの方は商調法。少なくとも中小企業庁長官が小売商業というものが不利益になるようなことを同意するなんというところは、小売商業の利益を守つていこうとする立場の上に立っていない。私は、俗な言葉で言うならば、なぜに中小企業をこんなにいじめのかと言ふんだ。零細企業を守つてやるといふような考え方の上に立って対処していくのでなければならぬ。わざわざ二本ある法律を一本にして、そうして許可制を届け出制に後退させるといった

ようなことは、いまのあなたの答弁の中からはこれに納得できないわけだ。私もこの点は同意できないということをはっきり申し上げておきたい。

それから、この点も同僚委員から質疑があったように思うのですけれども、小売業における分野調整規定の第十四条の二と第十六条の二から十六の六、これを削除しようとしているのです。それは何か正当化しようとするようなお答えがあるのだからと思うのですけれども、それはそれなりに何うのでもすけれども、どう考えてもこれを削除するということは妥当ではない。これは当の直接この法の適用によって経営をやっているところの市場関係の零細業者だけではなくて、中小企業全体がなぜこんなばかげたことをやるのかとて反対をしている。こんなことをしなければならぬという積極的な理由はないじゃありませんか。

私も、議会は議会の立場からこの問題に対しては処理したいこうと思っておりますから、長々としたお答えは聞こうとは思いません。同僚委員の質問に対してお答えがあつていようでありますから、それで大体考え方はわかるのですけれども、その答弁をしておられるのをメモしているのを読んでみても、説得力がないというように考えます。したがって、端的にもう一度この点をお答ええただきたい。

○左近政府委員 今回、商調法の特定物品販売事業に関する調整の規定を削除いたしました理由は、大店法の調整対象面積が広がったということとで現在起こつております紛争は大体解決ができるという判断、それから、法律上そういう大店法の強化ということで、このバランスからいって削除すべきである、こういうふうな理由からこうなつたわけでございます。

ただ、十五条、いわゆるあつせん、調停の規定は残つておりますので、五百平米以下の問題につきましては十五条の方でカバーできるといふふうになつておまして、以上、要するにこの法律上

のバランスという形でこういう形に相なつたといふふうになつておられます。

○中村(重)委員 小売商業調整特別措置法というのが制定されてから十七、八年になる。

これは、この法律が過当競争の中で相当活用されなければならぬにかかわらず、大して活用されていないというのです。むしろこの法律があること自体を知らない零細企業というものが非常に多いということ。なぜこれが活用されないのかということについての追跡調査ということをおやりになる必要がある。そしてこの法律が本当に動くようにおやりになることが中小企業庁長官としての当然の責務だと私は考える。にもかかわらず、ますます役に立たないような形の、骨抜きとまで言ひませんけれども、かえつて期待ができないような形に改悪をするということとはよろしくないといふことを申し上げておきたいと思ふ。

なお、同僚委員の質問に対して、トラブルというふうなものはこの五百平米以下については起こつてこないといふようなお答えをされたようでありましてすけれども、そういうような甘い見方というものは私は正しくないといふように考えますから、この点も納得できないといふことは申し上げておきます。

それから、今回の改正法案の柱といふのは出店規制であつたといふように思ふのです。許可制に反してない。だがしかし、中小企業者の要求といふもの、許可制にせよといふ要求も十分理解できるといふことで、審議会でも相当長い期間この点が一番問題になつたと私は思ふだけども、相当長い時間をかけて意見をお聞きになつた、その真摯な態度といふものは私は評価いたします。いたしますが、どうも最終段階になつてくると、それを許可制といふことを取り入れないで、そして出店規制、中止といふようなことも、私も審議会の審議の途中で何回も御説明を受けましたが、そういう方向で行きたいといふお答えであつたわけですが、でも、「中止」といふのは消えて、「減少」であつたのが「削減」といふように改められ

ている。

法制局にお越しをいただいておりますが、「減少」といふことは、減す、「少」がありますから、何か少し残るといふことになる。「削減」といふことになつてくると、削り減らすといふことだからゼロになるといふように解釈されないでもないんだけれども、何かやはりゼロにするといふことについては相当無理が出てくるのではないかと。だから、ゼロにすることに相当反対する発言といふのが、審議会の中においてもあるいは商調協の中においても出てくるというように私は感じられる。だから、許可制にするのを許可制まで行けない、だがしかし、中小企業者の言うこともわかるから、だからして今回の改正が出店規制といふようなものを大きな柱としてやつたのだから、もう余りこの点については将来の運営に混乱が起らないように、「中止又は削減」とするの、「全部又は一部の削減」といふようにするのか、明確に規定されることの方が私は適当であらうといふように考えるわけでございます。

また、この点は法制局と十分お話し合ひになつていられるのでございましょうから、解釈の問題にもなりますから、法制局の方からお答えいただきます。

○別府政府委員 お答えいたします。

まず、今度の改正の趣旨は、通産省の方からいまでも申し上げておるとおりでございますが、その際に、ただいま中村委員の御指摘になりました七条一項のいわゆる変更勧告につきましては、当方で法律案の審査をしました際には、いま中村委員御指摘のような点が問題になつたことは確かでございます。

したがって、若干審査の経緯に於いて申し上げますと、実体的には勧告の内容として出店面積とあるいは増加面積がゼロになるような結果が生じるといふことがあり得るといふ点につきましては、政策問題でございますから、私の方は別に反対はいたしません。それを法律上どう表現するかという点でございますが、ただいままで、現行法

では「店舗面積を減少すべきことを勧告する」と書いてございしたので、減らしたり少なくなつたりするといふことではあると残るじやないかという疑問が一般にはあるといふような話がございます。これはまたそういうような意見が出てくることも当然考えられる、それでは減らしたくない、削つたり減らしたくないといふ言葉を使えば、削ると言へば全部ゼロになるということも当然含意として出てくるだろう、そういう言葉を使うのはどうだろうかといふことで、最終的に「削減」といたしたわけではす。

その次に、中村委員御指摘の「出店中止」といふような言葉を使うことが適当かどうかといふ点についても検討いたしました。御存じのように、七条の変更勧告の前提になつておりますのは五条ないし六条の届出でございまして、五条の届出事項としましては、開店日と店舗面積といふことがはっきり法律上うたつてございまして、それを受けまして、変更勧告のところでは、開店日の繰り下げまたは店舗面積の、現行規定だと「減少」と書いてあるわけでございますけれども、そういうような実体的な言葉を使うのは、その部分だけが全体の関連からいいますと浮き上がつてしまつていふことで、これは法制局的な考え方だといふ御批判を受けるかもしれません。出店中止」といふ言葉をここで特に使うことは不適当であらうといふふうな考え次第でございます。

それからさらに、「全部又は一部の削減」といふような表現を使つたらどうかといふ御質問に對しましては、実は「全部又は一部」といふことを言うような場合には、たとえば「営業の全部又は一部の譲渡」といふような言葉を法律用語としてたびたび使つておられるわけでございますけれども、営業はいわば全体として一体として把握されるものであるから、「全部又は一部」といふと、一部の営業譲渡といふものが入つてこないといふ考え方が法制局の立法審査の際の通例でございます。

が、今度の場合のように、出店面積と申しますのは何平米という具体的な数量がはつきりしておりまして、それを削りまたは減らすということであれば、その出店面積がゼロになる、店舗面積がゼロになるということは当然考えられることであるから、わざわざ「全部又は一部」という用語をむしろ使わない方が、当方の立場から言えば適当だろうという判断をいたしましたわけでございます。

○中村(重)委員 それじゃ、ここで提案者の方から——いま法制局としての解釈はわかったわけですが、「全部又は一部の削減」と書いても、ただ「削減」と書いても同じである、ゼロということとは当然あり得るということなんですが、問題は、私が先ほど指摘したように、全部の削減というようにびちっとなっていないわけだから、また全部の削減ということとをびちっとすることは問題もあるのではありませんか、要は、今回の改正の柱であった出店規制ということとを相当頭において作業してこれた、その趣旨ののちとて今後これをどう運用していくこととお考えなのかということをお聞きしておきたい。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

いま法制局の方から御説明がありましたように、現行法でも、店舗面積に関する勧告の限度というものは、法律的には、周辺中小小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがあると認めるときには、そのおそれを除去するために必要な限度であれば特に制限はない、したがって、極限としては個別小売業者の店舗面積をゼロにすることも可能であるという解釈をとっておいたわけですが、しかし、文言が必ずしも明確でないということ、これを明確にするために今回「削減」というふうに改めたということでございますので、私どもの考え方としては、そういういかつこうで今度改正をしたということは「減少」を「削減」と直したということによって明確になったというふうに考えておるわけでございます。

○中村(重)委員 その文言だけの問題でなくて、

これは今後運用していくわけだね。ゼロにするか、ゼロというものは全部だからそうするか、あるいはそうではなくて、申請をある程度削っていくか、そういう場合に、「全部または一部の削減」とあるのと、ただ「削減」とあるのと、やはり審議の中、商調協の中での響き、受けとめ方というものは相当影響があるというふうに考えられなければならない。これは政治論ということになるのかもしれないけれどもね。

それから、いま法制局としては「全部又は一部の削減」というのも同じなんだから、普通「削減」ということになっているんだからそれでいいというふうな意味のお答えなんだけれども、いろいろの立法例を見ると「全部又は一部の削減」というのが数多くあるのです。だから、この際だけそれを——この際だけと申し上げていいのかわからないけれども、ただ「削減」というものもあるかもしれないから、私が調べた限り、「全部又は一部の削減」という立法例があるから、だから、こういって場合は、今回の柱であったという点と審議の経過ということからして「全部又は一部の削減」という形で書きあらわすべきであった、こう私は思うのです。それをことさらにどうも避けたという感じがしてならないのだね。

これはそうすることに相当な圧力もどこからか知らないけれどもあつたんじゃないかと思うのだけれども、審議官、どうなんです。同じであるなら書いた方がよろしい、明確にした方がよろしい、その方が運用上混乱が起らない、こう私は言いたいのです。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

何か意図的にとか運用上の配慮からどういふ表現をとるかというふうな、たとえば「全部又は一部」という表現をことさらに避けたということではございませんで、全く法律の用語の使い方として「減少」と「削減」というふうに改めたということとだと私どもは了解いたしております。

○別府政府委員 簡単に御答えたいたします。

うなものは、法制局の場合には全然ございませぬ。なお、もしも七条で「削減」を「全部又は一部の削減」というふうに書きますと、実はまたこれもきわめて法制局的だということおしかりを受けるかもしれないが、九条の三項にいま「休業日数の減少」と書いてあるところがございしますが、休業日数の場合は、「休業日数の全部又は一部の削減」というようなことを言わなくても、たとえば五日を四日、三日、二日、一日、ゼロにするというふうなことは恐らく考えられるということでございますので、休業日数のところまで「全部又は一部」というふうなことを書くのは、法制局的に言えばいわけが足らぬということも考えまして、この法律の全体の体裁から言えば「全部又は一部」は要らないというふうに考えた次第でございます。

○中村(重)委員 それだけ御説明をいたしておきますと、これはもう御提案になつていくわけですから、修正をするか原案のとおりでいくかというところについては私どもの判断で決めることですから、それはいまのお答えの程度で承っております。

それから、この運用の問題なんだけれども、仮にゼロになる場合というものは、いろいろなことを予測されたらどうかけれども、どういふ場合が考えられます。——時間がないので、早く答えてくれよ。

○島田政府委員 お答えいたします。

結局、この法律では、中小小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがある場合に、そのおそれを除去するために必要な限度ということですから、もし面積をゼロにしなければ周辺小売商への相当程度の影響を及ぼすおそれというものを排除できないというふうな判断になれば、それは当該個別小売業者の店舗面積がゼロという判断が出てくるんじゃないか。あくまでその周辺小売商への相当程度の影響を及ぼすおそれというものの関係で判断されるべきものと思ひます。

○中村(重)委員 今回の改正法案をお出しになるに当たって、総量規制の問題、いま議論されておりますような問題の扱いといったような点等から、物差しをどこに置くかということで、これまた相当あちこち実態調査をやったりして、慎重な取り組みをされたというふうに伺っているわけでございます。そうした資料も差し支えない限りひとつ御提出をいただきたいというふうに思ひます。あります。調整に当たって、人口や交通密度、地域の経済状態、中小企業に与える影響といったこと、それから、立地の場合の都市計画や交通混雑など、そうしたことがこの調整基準、いわゆる物差しになるんだらうというふうに思ひます。それから、自治体の方からいろいろな意見が出るということに対しては、その意見をできるだけ尊重するように努めたいというお答えがありましたから、その物差しの一つにはなるのであります。一口に言つて、あなたが答えになつた以外に、いま私が一つの例を挙げましたが、これらの点がやはり一つの物差しになりますね。

○島田政府委員 影響の判断をする場合には、いまおっしゃつたことの大體繰り返すことになると思いますが、たとえば店舗の立地地点とかあるいは周辺の中小小売業の状況とか周辺の人口規模あるいはそれがどう推移していくかというふうな要因、さらに、場合によってはいまおっしゃつたような周辺の交通の状況等、そういったすべての状況を考慮しながら判断をしていくということになるかと思ひます。

○中村(重)委員 既存の商調協と審議会との関係というものはどうなるのかということ。法的には審議会が正式の諮問機関であるわけですが、したがって、審議会というものが果たす役割りというふうなものは、相当権威ある見識を持った委員の構成であり、かつまたその審議の内容でなければならぬ、結論でなければならぬと私は思ひます。

それらの点について、商調協と審議会との関係

ということ、構成、運営の問題を含めて、時間の関係がありますから申し上げると、審議会や商調協の構成とか運営というのが当を得ていないと私は指摘したいくらいであります。中小企業や当該店舗で働くところの労働者の意見というものが反映しない、時間とかあるいは休業日数という問題だけではなくて、建築基準法の関係等にもなるのでありますけれども、災害防止といったような点等についても、働く労働者等は、これは必ずから生命と健康の問題ということから相当関心を持つべき立場にあると考える。また、これはお客の生命、健康の維持は言うまでもありません。

以上申し上げたようなことに対して、今後どう商調協それから審議会の運営、構成をやるうとお考えになつていらっしゃるのか。

○島田政府委員 最初に審議会と商調協の関係でございますが、これは申すまでもなく、審議会が案件が上がつてまいりまして検討する場合に、案件の所在する商工会議所または商工会の意見を聞くというふうな商調協の意見を聞きまして、それを尊重しながら審議会として最終的に判断をしていく、こういうことに相なるうかと思ひます。

そこで、審議会、あるいはお尋ねは商調協も含めてかもしれませんが、審議会の委員の構成その他でございますが、私どもといたしましては、審議会の委員の構成につきましては、これが公正妥当な運営ができるように、専門の学識経験者によつて構成される審議会というものを考えるべきだといふふうに、いまそういうことで構成されておりますが、今後ともそういうふうな運営されていくべきであらうといふふうに考えております。

また、商調協の委員の構成につきましては、御案内のように、商業者、消費者、学識経験者の代表者の中から相互に均衡のとれたかつこうで、それを考慮して選定をし、またそれぞれの委員がそれぞれ各層の総意を正しく反映するように留意するということになつておるわけでございます。実

際にこれをやつていく場合、なかなか現実にはむずかしい問題もございまして、私どもとしましては今後とも改善の努力を積み重ねまして、公正妥当な運営が図れるように配慮をいたしたいといふふうに思つております。

最後に、労働者の意見が反映されるように何か検討すべきではないかという御趣旨かと思ひますが、私どもといたしましては、労働代表を委員とすべきかどうか、たとえば商調協の委員にすべきかどうかという点につきましては、現在の商調協がいわば中小企業と大型店との調整ということになつております。それで、小売業内部における労働条件等々の問題につきましては、非常に関係はあるわけでございますが、その関係は直接的ではないといふふうに思ひますので、現在のところ、従来のような構成でいくのが適當ではないかといふふうに考えております。

○中村(重)委員 おつしやるとおり、後段のお答えはそれとおりだと思ひます。商調協の中で店舗面積の調整の問題については、労働者も入りたくないといふことだらうと私も思ひます。しかし、審議会等においては、そうした問題だけではなくて、いろいろな問題が議論されるということがある。そういう場合はその職場で働く労働者の意見も何らかの形で吸い上げていくといふような配慮がなされるべきであるといふことは申し上げておきたいと思ひます。

それから、広域商調協というのが今度新たに入つてくるわけなんだけれども、従来は商工会議所に商調協が設置された。私は当委員会において、これは都市の市にしか商工会議所はないわけだから、町と市のほんの境目みたいなところに大型店舗が出ていく、商工会の人たちはこの商調協に行つて意見を述べることができ、単なるオブザーバーといふこともよろしくないといふことで、この点は充分配慮されて通達等もお出しになつたといふふうに思ひます。ところが、それではいけないといふので、今回は広域商調協というので明文化しようとしておられる。これは評価をいたします

が、問題は、商工会議所の中だけではなくて、商工会にも商調協を設置されるということもあるだろうと思つておられるわけですね。そうしたことに對しての考え方を伺ひたい。

それから、調整の対象には、総面積は変わらないけれども、テナントが入つて、そのテナントが変わる場合とか、それから入つてくるテナントの使用面積の増減の場合、そのいずれも調整の対象になるんだらうと思ひますが、そのとおりであるかどうかといふことをお答えいただきたい。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

広域商調協の運営につきましては、現在どういふ考え方がいかに、いろいろ検討をいたしておるわけでございますが、いづれにいたしましても、商工会議所のみならず商工会の場合も、たとえば商工会と商工会議所とで、たとえば商工会地区に大型店が出ていく、あるいは商工会議所の隣接地区に商工会があつて、その商工会議所の地区に大型店が出て、それが商工会の地区にも影響があるといふような場合、もし広域商調協を構成するとすれば、商工会、商工会議所の区別なくやつていくといふ考え方がございまして。

それから、いまのテナントの入れかえ等々につきましては、これは法律上届け出が必要になりますので、届け出された場合は一応調整の対象になります。ただ、中小企業のような場合には、実際上影響がないといふことであれば、実際上調整を行つたかどうかは別の問題でございまして。

○中村(重)委員 それから、これも先ほど上坂委員の方から質疑がなされましたが、あえてお答えをいたしたくなくとも意見だけを申し上げておきたいのは、勧告のための審査期間といふのは四カ月、それでなかなか話がつきにくい場合には二カ月延長することができ、プラス二カ月でもつて六カ月といふことになる。なかなか複雑な問題の際には、これは話がつきにくいんだ。ところが、届け出制といふことになつてくるものだから、その期間が来ると、それは熊本もその一つの例だらうと私は思ふんだけれども、強引に出店しようとする

ものは臨んでくることになる。そうすると、結局は弱い者が抑えつけられるという結果になりかねない。

そこで、この勧告期間といふものは、私は、二カ月ではなくて、六カ月ぐらいにすべきであると思ふんだけれども、審査期間そのものが四カ月であるのに、延期する期間がそれよりも長いということは問題だらうと思ふんで、これは四カ月プラス二カ月ではなくて、四カ月というぐらひにはしないといふべきだらうと私は思つておられるわけでございます。

国会の中でこれはどうするかといふことを話し合うわけでありまして、われわれの方で、これは実情からいつて何とか改めなければならぬといふことについては改めて御意見を伺ひますが、抵抗をなさらないように御注文申し上げておきたいと思ひます。

それから、最後になります。閉店時刻と休日について、意見という形で申し上げて、お答えも聞くことにもなりましようが、この届け出基準に年間四十八日と六時、こうなつておるわけなんです。四十八日以上であり、六時以前であれば届け出の必要はない。この規定の趣旨をどう認識をしていらっしゃるのかといふことであります。

この規定を入れたらといふことは、こうあることが望ましい、適當であらうといふ考え方の上立つてこういう規定、いわゆる四十八日、六時といふことを明定されたとは私は思ふ。ですけれども、地域的な事情その他によつてそうばかりいかないこともあるのだから、四十八日ではなくてそれ以下の場合あるいは六時以降の場合は、ひとつ届け出をしてもらつて調整の対象にしなければならぬといふことになつておるわけだ。して見るならば、通産省としては、みずから提案されて法律の中に明定している四十八日、六時といふことが実施されるような方向にできるだけ努力なさる必要がある。ところが、残念ながら、どうもそういう方向に努力をしておられるといふふうに見受けられる点がない。

実は百貨店法から大店舗法に改正をいたします際に、さてどうするか、通産省が商調協に対してどうあるべきかということを示される必要があるということでも私どもに御相談がありましたのは、当分の間、閉店時間七時、それから盆、正月の売り出しを含めて休みは三十日ということで通達をお出しになった。ところが、いただいておりました資料を見ますと、まず閉店時間については相当比率は——百貨店の方はほとんど先ほど申し上げたようなことでありますが、スーパーの方もたしか閉店時間七時というのは八〇%以上になつてゐる。休日たしか五〇%内外というようになつてゐる。実はなつてゐる。そうになつたことについて全く努力をなさなかつた、私はそこまで強くは申し上げませんが、どうも積極的なものがない。当分の間というのは、私どもそのときの考え方としては、一年くらいであらうと思つてゐた。ところが、当分の間で三年もそのままほつたらかされてゐるということは、私はいかかなものであるかというように思ひます。

ともかく日本は、御承知のとおり、円高不況という一時的な問題だけではなく、構造的な面からいひましたとしても、失業者というものは相当ふえる可能性が有る。雇用問題というものが、どの内閣が政権をとろうとも、私は最も重要な政治課題であるというように考えるわけです。また、藤井労働大臣も、週休二日制というものを積極的に推進したいということも表明しておられる。また、世界的な傾向でもある。それらのことを考えてみますと、少なくとも届け出基準とされた四十八日、六時という方向にこれが実施されるように努力される必要があるのではないかと。

さて、消費者の問題はどうか。日曜祭日は、中小企業の場合には言うまでもなく、百貨店とかスーパー、大規模小売店舗が休んでおるといふ事例はないと私は思ひます。日曜祭日は休みたいでしょう。ですけれども、消費者の利便を考へて休まないで営業しておられる。ならば、閉店時間というものは、弱い中小企業者の利益を守るといふ点か

らいつても、働いてゐる労働者の健康保持という点からいつても守るべきだ。さらにはまた、店が休むときは自分たち労働者も休むということで、ときにはレクリエーション等をやつてお互いの親睦、有和を図つていく、そういうことが店全体の空気をよくして、サービスもさらに向上して、お客さんを喜ばせるという形になつていくのではなからうかと私は考へる。

それらの点に対してどう考へになつておられるのか、その点をひとつ伺つてみたいということが一点。

もう一つは経過措置であります。いまの大型店舗というものは、その届け出基準によつて申請をして、そうして商調協の調整基準によつて認められてゐる。ですけれども、今回のこの改正法案の——私どもは当然これをびしつと法定すべきであると思つてゐる。御提案の中にはそれはございせん。したがつて、私どももいたしましては、百歩譲つても政令で閉店時間あるいは休業日というものをばつきり明定すべきであるというように考へてゐるわけでありま

す。そういつたようなことになつてまいりますと、申し上げたように、経過措置、既存の店舗はどうなるのか、一たん調整の対象として営業してゐるわけでありまして、この法律の改正案が出たからといって直ちにまた再申請をしないというわけにもまいりますまい。ある一定の経過期間が必要になつてくるのでありましよう。さらに、五百平米から千五百平米の新たにこの法律の対象となります。すなわち中大型店と申しますか、こういうものは既存店舗とみなすのかどうか、新設店舗という扱いをすべきなのか、これらの点は経過措置との関連というものも出てくるであらうと私は思ふのであります。

早口で申し上げましたけれども、以上申し上げたことに対しての考へ方を聞かせただきたい。これは非常に重要な問題点でありますから、大臣からお答えをいただきます。

○河本國務大臣 前段の問題につきましては、今後十分参考にさせていただきます。後段の問題につきましては、政府委員から答弁をいたします。

○島田政府委員 相当広範囲の御質問でございまして、ずつとお答えすると非常に大変でござい

ますが、要点だけ申し上げます。現在の法律で閉店時刻、休業日数について規定をいたしておりますのは、現在の法律では、その閉店時刻以前あるいは休業日数以上であれば、本法の目的である周辺中小小売商に対して相当程度の影響を及ぼすおそれがあるといふこと、で、本法の調整の対象とすることはあり得ないであらうといふ意味で、届け出を要しないといふふうにしたものと、私も考へておるわけでございます。

それから、その次の御質問は、百貨店法以来の経緯等いろいろお話がございましたけれども、現在の法律では届け出制になつておりますので、全体のバランスを考えました場合に、店舗面積、閉店時刻とこのバランス等を考えますと、閉店時刻、休業日数等につきまして、そこだけ法定遵守事項にするといふことは、本法の体系上バランスを欠くといふ意味で問題があるのではないかとこのうな感じがいたすわけでございます。

それから、既存店舗の問題につきましても、今後この新設店舗について、閉店時刻、休業日数についてどのような措置をとるかとの関係になるわけでございます。そういう何らかの規制が行われるといたしまして、既存店舗につきましても一応従来正常に営業活動を行つておるといふことでござい

ますので、そういうものにつきましてもさかのぼつて何らかの措置をするといふことになりま

す。これはよほど慎重な検討が必要になると思つたわけでございます。

○中村(重)委員 これで終わります。いづれにいたしましても、中小企業、零細の経営が苦しいのですから、やむにやまれずやつておられるのだから、思うのでありますけれども、日本は長時間労働、遅くまで営業してゐるといふところはどこにもありません。ヨーロッパに参りましても、イタリアのような経済的に比較的力のない国ですら夜の営業はない。そして年間二週間なり一週間なり、店を閉めて観光旅行をするといふようなこともやつてゐる。これらのことを考へますと、少なくとも大規模小売店舗というものは、いわゆる立法の趣旨を生かす、それに速やかに近づける、そうしたようなことで対処してい

かされるのであれば、みづから提案した立法の趣旨を尊重しないといふことになつてまいりますと、法の執行者としての見識を疑われるだけではないで、資格そのものを問われかねないといふことを申し上げておきたいと思ひます。

この点については良識を持つて措置をしていただきたいといふことを強く要請しておきます。が、この点はひとつ、最後のお答えでござい

ますから、大臣からお願いをしたいと思ひます。○河本國務大臣 法の運用上貴重な意見として拝聴いたしました。○樋口委員長 西中清君。○西中委員 今日、流通部門の動きというものは、流通戦争と言われるようにまことに激烈な競争が行われておるわけでございます。それに対応して、今回また大店法、商調法の改正といふこととございまして、非常に経済不況の中で大型店の進出というものは中小小売店にとっては致命的な打撃になつておるわけでありま

思います。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

大店法が制定されましたのが四十八年、四十九年の三月一日から施行されたわけでございます。その後、約四年半ぐらゐ経過したわけでございまして、この間幾つかの要因変化があると思ひます。

一つは、経済成長がいわゆる高度成長から安定成長へ基調が変化してきたということ。それから、そういった中で大型店の出店が非常に増加する傾向が見られるということ。それからもう一つは、出店のパターンにつきましても、最近では郊外立地あるいは地方中小都市への出店という傾向が見られる。それからもう一つは、中型店と申しますか、基準面積未満の、それよりも少し下のところの店舗というものをめぐる紛争というのが増加する、こういったような現象が相まちまして、最近いろいろな流通で各地に紛争が起きておるといふふうな実態ではないかというふうに思ふわけでございまして。

○西中委員 法の中にはいわゆる調整ということが大ききポイントになっておるわけですが、現在アメリカにおきましては流通部門の伸び率が若干鈍化をしておる、こういうことも聞いておるわけですが。大型店はどんどん進出する、それにつれて小型店が倒れていく、縮小される、結局また過当競争の結果双方が非常に体力が弱まる、こういう形であれば、私は迷惑をこうむるのは消費者であらうと思ひます。この不景気を迎えて今日まで過剰設備に悩んでおる大企業も非常に多いわけだと思ひますが、野放しの認可といひますか大型店の建設ということで将来そういった今日の大企業の設備過剰と同じような姿が出てくるのではないかと、このようにも一方では考へておるわけだと思ひます。

○河本国務大臣 先ほど政府委員も答弁しておりましたが、四十九年の春からこの大店法が実施を

せられまして、実は実施直後から改正すべしという議論が早々と出まして、その後、私どももいろいろ検討いたしておりましたが、第八十国会におきまして委員会の決議等もございまして、積極的に対応しなければならぬということで現在まで対応してまいりました。

いまお述べになりましたことは、消費者の利益、小売業者の利益、この二つの調整をどうするか、こういう御意見だと思ひます。流通部門を合理化いたしまして消費者の利益を図るといふことはきわめて大事でありますけれども、何分にも日本の場合には小売業が百六十万もありません。それに従事する人が五百六十万あるわけでございまして、この利害の調整を図るということはきわめて重大な課題でございまして、でありますから、事前によく関係者等の間で話し合つてコンセンサスを得るといふことが何よりも肝心だと思ひます。そういう観点に立ちまして今後法の運用を図つてまいりたいと思ひております。

○西中委員 それでは、具体的な問題について伺ひをいたしたいと思ひます。

今回の改正によりまして、大規模店舗における小売の事業活動について調整の対象になる床面積、店舗面積の下限が五百平米、こういうふうになり下げられて第二種大型小売店舗、こういう形になったわけだと思ひます。千五百平方メートル以上は第一種、こういうことですが、第一種大型店も含めまして、都道府県知事を經由して届け出がされて、そして通産大臣に意見の申し出を行う、こういった処置をとられるようになりました。一方、大型店の所在する市町村も、市町村長が大型店の内容について都道府県知事に意見を申し出ることができるようになった。こういった点については、地方自治という点からいひまして若干調整権限が拡大された、これはある一定の評価をいたしておるわけだと思ひますが、それだけに行政責任の一端を市町村長なり都道府県知事が負わなければならぬ、同時に事務処理費もふえてくる、こういう形になってまいりました。

ここで、調整する立場の皆さん方の話をいつも伺つておりますと、問題になるのは、やはり調整の判断、その基準はどういうことを基準にすればいいのかというのが一番困つた問題で、面積をこれだけ小さくしろというのはどういう論理的な発展によつて削減するのか、こう反問されると大体答えようがなくて非常に困る、一例を挙げますとそういうようなお話が多いわけだと思ひます。ですから、この問題は判断基準がないために双方納得できる調整が困難だ、そういうことであらうかと思ひます。

この点について通産省としてはどういう考え方を持っておるか、判断基準はどういうところになるのか、まず伺ひをいたしておきたいと思ひます。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

いま御指摘の点は、確かに法の運用をしていく場合に最も重要な点でございまして。問題は、七条の「大規模小売店舗における小売業の事業活動がその周辺の中小小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるかどうか」、この辺の判断をいかにするかということだと思ひます。その判断ができるような明確な基準というものができれば問題の解決を非常に容易にしていけるといふ点は、私も全く同意でございまして。

ただ、実際にそういうおそれの有無を判断をしていく場合には、御承知のように、そういった大型小売店舗の進出に伴う中小小売業への影響というものを考えますと、あるいは大規模小売店舗の立地点、あるいは周辺中小小売業の状況、あるいは周辺の人口の規模、推移といったようないろいろな要因というものを考慮して判断しなければならぬということになります。したがらしまして、どういった場合でも適用可能な一つの物差しというふうなものをつくるということは、こういった性格からいひまして非常にむづかしいというふうに私も考へております。

しかしながら、何かそういうものが欲しいという点を私どももかねてから感じておりますので、

そういったいろいろな要因を抽象した上で、ある程度の判断の目安になるようなものがつくれないだらうかということで、鋭意検討をいたしておるわけだと思ひまして、昨年春から大規模小売店舗審議会に審査指部会というものを設けまして、現在鋭意検討を続けておるといふのが現状でございまして。

○西中委員 検討が続いているということだと思ひますが、目安としてはいつごろまでにこれをやろうというお気持ちでしょうか。

○島田政府委員 お答えいたします。

何分にもいままで前例のない試みでございまして、現在いろいろケーススタディーなどいたしまして、その結果をまとめながら検討を進めようということだと思ひます。したがらしまして、いつまでということはいまはつきり申し上げられませんが、できるだけ早く、といひますのは、それが一日も早くできることが紛争解決に資するわけだと思ひますので、私どもとしては最善の努力を尽くしたいというふうに考へております。

○西中委員 いまお答えにならないようでございしますが、ここで確認をしておきたいのですが、従来行われておりました事前調整、これは今回勧告期間の延長等という新しい動きになるわけですが、こういう事態があつても、従来どおり事前調整というものは行われるものであるかどうか、この辺は御心配の向きもあるわけだと思ひます。それとも改正後、この事前調整については何らかの変更を行おうとしておられるかどうか、お答えをいただきたいと思います。

○島田政府委員 事前調整とおしやる意味は、恐らく五条あるいは六条に基づく届け出前の、いわゆる事前商調協における調整を指しておられるのであらうかと考へておりますが、従来の運用では、これが実質上非常に重要な役割りを果たしてきていたわけだと思ひます。

ただ、一方におきまして、最近この調整が余りに長引いているということで、いろいろ批判も出ておる現状でございまして。したがらしまして、一方

では、私もどなたかしましては、商業調整につきましては、私どもは地元の利害関係者の話し合いによる解決が重要であるという考えからしまして、この方式は非常に重要であるとは考えておりますが、一方いろいろ問題が出ておる点も何とか改善しながら存続をしていきたい。どういふふうにしていくかにつきましては、現在いろいろ関係者の意見も聞きながら、現在考え方を整理しているところでございます。

以上でございます。

○西中委員 いまの御発言、午前中も同じようだったと思いますが、若干気になるのは、事前調整が長過ぎるということについておっしゃっております。長いのは、作務的に長いのもあるでしょうが、しかし、大半はそれだけの理由があつて長引いておるというのが実態ではなからうかと思つております。その点について、早い方がいいと考へる立場に立つて、どうも長過ぎるから短くしよう、こういうようなことを今度の改正に合わせて通達なり何なりを出すようなお気持ちがあつたのでは、ちょっと問題があるのではないかと。

私は、その点もう一遍確認をしておきたいのですが、これを従来より制限をつける、期間を限る、こういうようなことは考へてはないだらうと思つていますが、どうでしょうか。

○島田政府委員 先ほど申し上げましたように、いろいろな御意見がございますので、私もどなたかしましては、今後どういふふうにかつこれを運営していくかという点について、関係者の意見も十分今後聞きながら、合理的なやり方を検討してまいりたいというふうに考へております。

○西中委員 そうしますと、現在皆さん方は、この事前調整について何が問題だとお考へるか。

○島田政府委員 商調協の運営につきましてもいろいろ議論がございます。その一つとしていま問題になっておることは、先ほどもちょっとお話が出ましたが、広域商調協の問題でございます。現在その出店の地点を地域とする商工会または商工会議所の商調協で審議を行うことになつてい

けですが、最近の出店の大型化あるいは複雑化等から、影響が広範囲に及ぶというところから、その周辺の商工会の意見も聞くべきではないかと。そういうような意見、そういうところから広域商調協というふうなものを考へたらどうかというふうな御意見もございします。それから、商調協の運営について、そのほかなお改善すべき点はないかという点につきましてもいろいろ御意見もございします。そういう点を含めまして総合的に検討したいと考へておるわけでございます。

○西中委員 ですから、勧告期間の延長等について、後で十分時間はいまでもよりもとつてあるのだから、前の方は若干の制限をつける、こういう発想であつては困ると思つております。その点は十分要求をしておきたいと思つております。

そこで、いわゆる店舗面積の下限五百平米というところでございますが、これに関連をいたしましてお伺いしておきたいのですが、店舗について面積を下げるとか下げないというふうないろいろな調整が行われるその過程において、全体としてたとえば一万平米の店舗があつて、調整の結果これを五千平米なら五千平米まで下げられた、こういう調整をされたとしても、その店舗内にたとえていいますと五百平米を超える大型の単品の店舗を出す、たとえば書店であるとか電気器具店であるとか。こういうふうに調整の段階では予測しない姿で、調整に応じて面積は狭くしたけれども商品構成については何らの規制がないというところから問題が起つておる。

要するに、その店舗の中に大きな五百平米を超える単品の店が一つできる、そうしますと、その周辺の中小小売店に影響が起きます。藤沢の例なんかでもそれだと思つていますが、こういう場合には、新たに開店してから気がつければ周りの影響が大きいということでも紛争になる。

紛争になった場合にはどういふ処置をおとりになるのか、お伺いしたいと思います。

○島田政府委員 大店舗法は、御案内のとおり、小売業ごとに五条の届け出で調整をしてい

てございします。いまのお尋ねは、その一つのお店の中のある売り場で売つてゐる品物が、たとえば相当大きな面積の売り場で品物を売つてゐるために、その品物を売つてゐる周辺の他の小売業との間にトラブルが起きた場合どうするかという御趣旨だと思つていますが、私もどなたかしましては、それは大店舗法では調整はむずかしいというふうに考へておられます。

というのは、店舗面積の調整というのは、その一つの店舗面積の中でさらに売り場の単位でいろいろ物を考へていくことになりまして、実際上いまの総合小売業の店舗の実態からいいますと、その調整をすることは大店舗法のシステムではむずかしいと思つております。

したがしまして、そういう場合に、それでは何かの手段があるのかということになりますと、私どもの考へ方では、小売業におけるそういう一つの業種がある事業をやつた分はほかにかわる、たとえば新しいことを始めたことによつて周辺の小売商とトラブルが起きますというふうな場合には、商調法十五条の「あつせん又は調停」という手段で対処し得るのではないかと。いふに考へておられます。

○西中委員 十五条の「あつせん又は調停」ということですが、この条項についてはいままでも余り発動しなかつたのじゃないでしょうか。その点はどうか。

○左近政府委員 商調法十五条の従来の運用の実績について御報告申し上げます。

これについては、正式なあつせんというものは、つては、従来の調査をいたしますと大体九件と。いうこととございしますけれども、実はこの条文がございしますと、この条文をいけばバックに、都道府県がいろいろ実際に問題が起つたときに実際に行政指導をやつておられます。これを調査をいたしますと、大体百三十六件というふうな件数に上つておられます。したがしまして、従来ともこの十五条の規定は、もちろんその規定を直接適用したものはいま申しましたように少数ではござい

ますが、この規定があることによつて事実上の解決を見ておるといふものは相当あるというふうにわれわれ考へておられます。

○西中委員 認識としては間違つてゐるのかもしれないが、これが余り発動しておらぬ、私たちはそういう認識をいたしておられます。

同時に、これが今後強力に適用されるということ、これは行政上の問題として非常に大きいと思つていますが、実際上これは都道府県知事に任せてあるというのが実情だと思つております。

調停員というものをつくつておるわけですが、この調停は、これはどの拘束力を持つておるのか、この辺もよくわからない。言いかえると、調停を拒否した場合これはどういふ処置をとるのか、この辺のところを明快にしたいだと思つております。

○左近政府委員 十五条では、都道府県知事が調停またはあつせんということを行うわけでございますが、十七条といたしまして、これは「勧告」という規定でございしますが、これについては、やはり先ほどの十五条であつせん、調停をやるようなケースにつきましては、それだけではうまくいかないという場合には勧告をするという規定がございします。したがしまして、命令というところまでいきませんけれども、事実上勧告というところで、ことに都道府県知事の勧告ということとございしますれば、事実上の相当な拘束力はあるというふうになつておると思つておられます。

○西中委員 相当な拘束力があるということは、拒否してもやむを得ない場合もあり得るということですね。

○左近政府委員 法律上は確かに勧告でございしますから、この勧告を拒否することは可能でございします。しかしながら、現実、対象がやはり商店でございしますから、府県がやりました勧告というものが従わなかつたというふうなことが一般にわかれば、これについてそういう商店としては経営をやることについて非常にむずかしいという事

実上の判断がございませう。したがって、命令ということではございませうから、法律的にはそれに従わなくともいいことになりませうけれども、事実的には、先ほど申しましたように、法律に基づかない行政指導でも実態上都道府県知事の指導に従っているケースが大部分でございませうから、実態上は差し支えないというふうにわれわれは解釈しておるわけでございませう。

○西中委員 こういう点について、十四条の二、十六条の二、これは削除されるわけでございませうけれども、いまのお話を聞いておりましたも若干危惧を持っておるわけでございまして、これは五百平米以上の店舗、五百平米以下の店舗、すれすれのところ、いろいろな問題があるわけですけれども、そういう点で私どもとしては、やはり削除された部分については存続すべきである、このようにも考えておるわけでございませう。これは答弁を要求いたしません、ただいま確認をいたしました部分で、いま現実問題としてこういう問題で紛争しておる個所もあるわけでございませうから、かなり問題の多い点だろうと私は認識をいたしております。

それから、大臣にお伺いをいたしますが、大型店の出店ということ、単に中小小売商や地域経済に影響を与えるというだけではなくて、都市の再開発、町づくり、こういう点にも大きなかわり合いを持っておるわけでございませう。この点について本法律改正案ともどういう整合性を考えておるのか、まずそういう点ではほとんどお考えがないというふうな感じを私どもは持っておるわけでございませう。

現在、この法の基本精神が、いわゆる面積主義というか店舗の面積だけを問題にしておる。これに対していろいろな考え方がやはりあるわけでございませう、言うならば地域主義といひますか、そういう観点から見直さなければならぬ諸問題がやはり大型店の進出によって各地で起こっておるわけでございませう。ですから、それに対応して地方自治体は振り回されると言ったら言い過ぎ

かもしれないけれども、都市整備のためにいろいろ苦心もしなければならぬ。もちろん調整の段階で十分できておればいいけれども、現在の法律内においてはやはりこの関連性というものについてそれはほの拘束性があるわけでございませうから、私はこれ全部賛成ではありませうけれども、たとえばこれは一つの例として、西ドイツなどは地域主義というふうな考え方を導入しておる、それで大型店の進出規制を試みておる。たとえば自己の行政区域の地域計画として、市町村は建設基本計画を策定しなければならぬ。策定は市民参加によって行われる。建設基本計画においては地域の用途指定を行わなければならない、大規模小売店舗の立地は都心地域が特別地域に限られる。大規模小売店舗進出の可否及び条件は、建設基本計画に照らして市町村が責任を持って決定する。あといろいろありますが、こういう観点からやはり大型店というものを考えなければならぬいんじやないか、少なくとも町がさま変わりをするところは間違いない事実でございませう、そういう点で通産省としてはどういう考え方を持っておるのか、お伺いをしたいと思います。

○河本國務大臣 法律の性格上、いまお述べになりました町づくり、都市計画等につきましては直接関係のある条文はございませう、しかしながら、スーパードーがでけるといふことは、結果的には地域開発と非常に密接な関係にございませう。今回は知事の権限等も非常に強化されておりますので、運営の面におきまして、町づくり等につきましてはよほど慎重に考えていく必要があるかと考えております。

○西中委員 都道府県知事に今度ばかりの権限を与えているということもございませう、都道府県としても果たして短い期間でそれに対応してというふうなことができるかどうか、これは当然地方財政にもかかわってくる問題でございませうから、そう簡単なものじゃないと思ふのです。ですから、将来的にはやはり十分お考えをいただきたいと思ひますし、でき得れば当面問題になる幾つ

かの点、これを取り上げていただいて、通達なりなんなり考えていただきたいと思ふのです。

たとえば言いますと、一番顯著に目につくのは大型店に面する道路の問題でございませう、非常に交通渋滞を起こしておる例があるわけですが、一つの例を挙げますと、たとえば私の住んでおります京都で言いますと、九号線という国道がございませう。つい最近でございませう、大型店が進出をいたしました。これは京都の最も中心になる幹線でございますが、中心になる幹線ではあるけれども二車線、片側で一車線、こういう道路であります。これは府警本部に聞いてみたのですが、一日交通量は二万二千から二万八千台。往復で二車線です。こういう狭い国道ですが、そこに面してずばっと大型店は建っております。

この店舗の面積は四千五百七十七平米、商調協の調整の段階では付帯意見がつけられて、この店舗面積であるならば最低三百五十台から三百六十台の駐車スペースが必要であるということが付帯意見としてつけられておる。しかし、実際現在のところ六百六十台のスペースしかないわけでありませう。ですから、駐車場のあくのを待つて国道に渋滞をしておる、その横を通過するためには長く待たなければならぬ、こういう問題です。これはひとりの場所だけではなくて、私どもの行き来しております範囲の中でも何か所かやはりあるわけでございませう。

こういう点について、これも商調協の調整の段階でこういう意見はつけられておるけれども、現実にはこういうふうに行行されたい、こういう問題があるわけですが、ですから、やはり一つの店舗をつくる上においての基準の問題、こういう条件が必要だということと同時に、こうした都市の交通問題についてもこういうふうな配慮していかねばならぬ、もう少しこういう面の積極的かつ具体的な指示が必要ではないかと私は思ふのですが、どうでしょうか。

○島田政府委員 お答えします。調整を行う場合に、七条ではいろいろの要件を

列挙しておるわけでございませう、実際上商調協でいろいろ検討される場合には、そういうものの関連におきましていまお話がありました交通渋滞の問題等々も、そういうことが心配されるケースについては議論になるということをお私どもも承知をいたしております。

現在、駐車場につきましましては、御案内のように、駐車場法に基づきまして、条例によって、一定規模以上の店舗を有する建物の新増設につきましては、駐車場の設置を義務づけることができるようになっておるわけであります。そういうような法律もございませう、そういう点も勘案いたしまして、大規模小売店舗ができることによって地域の消費者の利便あるいは近隣の小売商との調和という点も勘案して、問題のないように、そういう設置ができるように私どもの方も指導いたしたいというふうに考えております。

○西中委員 次に、変更勧告、変更命令、こういう点についてお伺いをしますが、「店舗面積を減少すべきことを勧告することができ」という現行法の言葉が「削減」というふうに変わったわけでありませう。これは再確認の意味でございませう、この削減というのは大店法における削減でございませうから、五百平米までのことを言っておるのだと思ふのです。その点は間違いないのかどうか。

それから、事実認識からいって、出店はますますいんじやないかという判断も含んで考えていた方がいんじやないかと思ひますが、その辺はどうでしょうか。

○島田政府委員 お答え申し上げます。大体いまお尋ねのようなことでよろしいかと思ひますが、誤解のないようにもう一度申し上げますと、店舗面積の削減につきましては、法律上は、大規模小売店舗における小売業の事業活動がその周辺の中小小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがあると認められる場合に、そのおそれを除去するために必要な限度であれば、おそれを除去するために必要な場合にはゼロまで

削減の勧告ができるようになるわけでございます。ただ、建物全体で見ました場合には、今回の改正によって千五百から五百平米まで拡大されたわけでございますので、店舗の総面積五百平米を超えるところまで削減ができるということになるというところでございます。

それから、お尋ねは出店をやめたらどうかというようなことができるのかということかと思っておりますけれども、いま申しましたように、問題は、そういう小売業の店舗というものが周辺の中小小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼす、そのおそれを除去するためには、結局面積をゼロまで持っていくかなければおそれが除去できないという場合に、面積がゼロになるという結果實際上でなくなるといふことはあり得るわけでございます。そういう解釈かと思えます。あるいは建物全体として五百ということになれば、事実上それはむずかしいということ、その案件についてはそこへの進出ができなくなる、こういうことが現実問題としてはあり得ることだと思えます。

○西中委員 そうしますと、五百平米以下でなければまずい、仮にこういう判断が出たとした場合に、それは一たんまた商調法にかけて一から作業をすることになるのですか。判断としてその辺はどうでしょうか。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

制度としては、一応五百平米というところが一般的に周辺の中小小売商へ影響を及ぼすおそれが蓋然性が強い、こういうことで五百平米というところで切っておるわけでございますから、逆に言いますと、五百平米以下の場合には、一般的に言えばそういうおそれは多分ないであろうというところで、制度としてそこは自由に認められるたてまえになっておるということでございます。

ただ、個別のケースについて、五百以下であっても事業活動の内容いかんによって周辺中小小売商との間で紛争が生ずるということであれば、それは商調法の方で別途措置が行われる、こういうことにならうかと思えます。

○西中委員 そうしますと、くどいようですが、それ以下については申し出があるまでは関与しない、こういう考え方でいいわけですね。

○島田政府委員 お答えいたします。

そういった場合には、商調法による申し出といえますか、あつせん、調停の依頼と申しますか、そういうことがあつて行われることになるわけでございます。

○西中委員 それから、変更勧告の期間の延長でございますが、先ほど来いろいろと御意見があつたようにございまして、やはり期間を伸ばした方がいい、こういう私も公明党としての立場も同じような立場におるわけでございまして。この辺、御意見があれば伺いたいと思ひます。

○島田政府委員 お答えいたします。

今回の改正では、従来の期間に一月プラスしまして、さらに必要があるときには勧告期間を二ヶ月を限度として延長ができるということにいたしました。したがって、従来の審査期間に比べますと、いわば相当程度期間の拡大と申します。また、延長を図つたわけでございまして。したがって、私もとしましては、そういうことによつて必要な措置をその期間に対処し得るよう努力をしたいというふうに考えておるわけでございします。

○西中委員 それから、店舗面積の下限を五百平米に下げられたために、書店であるとか家具販売店であるとか自動車販売業、こういった商売は性質上どうしてもこれを上回る面積が必要だ、こういう場合にやはり大店法によつての届け出をどうしてもしなければならぬのかどうか、例外措置はとれるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思ひます。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

いまお話のありました家具販売店あるいは自動車の販売店というようなものにつきましては、扱っている商品が大ききゅうございまして、あるいは自動車の修理のような場合には修理施設が一緒にあるという関係もありまして、比較的店舗面積

が大きいのが通常であると私も承知しておるわけでございます。ただ、こういったものにつきまして、他の業種と区別して適用対象になる店舗面積として例外を設けることの可否でございまして、私も、私もそれはやはりむずかしいのではないかとふうに考えております。

その理由としましては、法律の構成がまず建物設置者の届け出という三条から始まるわけでございまして。この建物設置の段階では具体的にどういった業種に使われるかということを法律のたてまえとしてあらかじめ想定し得ない、こういうことで、三条の建物設置の届け出をいたしておるわけでございまして、その段階で業種別に異なつた適用対象面積を設定するのはむずかしいのではないかと考えてございします。また、仮にその問題は別にいたしまして、実際に流通の場合にはいろいろなケースがあるわけでございします。で、各業種によつて適用対象面積を異ならせることにいたしますと、どういった場合にはどの程度の面積がいいかという設定を行うのは現実問題として非常にむずかしいございします。また、複数の品物を販売するというケースを考えますと、ますます事態はややこしくなつてくるわけでございします。したがって、特定の業種について例外とするということは制度的には困難ではないかというふうに考えております。

ただ、実際にはそういった実情にあるということは私も承知いたしておりますし、そういう場合には恐らく周辺中小小売商へ相当程度の影響を及ぼすおそれもないということが考えられますので、調整の段階でそういった事情を配慮していくように指導していくことにしたいと思っております。

○西中委員 次に、店舗面積が五百平米に満たないすれすれの中型店といふか、これを一定地域に大量に展開するといふケース、そういうことも将来想定した上でいま申し上げておるわけですが、特定の地域に集中的にそういうものをたくさんつくる、これは企業といつても大きな企業でな

ければできぬことですから、当然一定規模以上の大資本、大企業というものがそういう店舗の展開をしていく、こういう場合にどういふ対応を考へておるのか、いまの法律ではどういふ条項でこれを規制するのか、それとも、いや、それはしょうがないのだと野放しにしておくのかどうか。いま、流通戦争といふのは、単にこういう大型店だけではないで、いろいろな業態のものを想定しておかなければ、やはり頭がいいですから、次から次へと進出を図つておられる、流通部門の拡大を図つておられる。

それから、たとえば一つのビルで単品の商品を扱うもの——単品と言へるかどうか、電気製品なら電気製品、書店なら書店、別の経営者が各階に出店をする。個々の面積が全部五百平米以下である。しかし、これはかなり五百平米に近い、地方にすれば大型とも言える店舗がつくられる。これは悪く言えばなかなか頭を働かせながらそういう形に出てくるというようなケース、こういう場合には何か調整の対象たり得る根拠があるのかないのか、この辺のところをお伺いしたいと思ひます。

○左近政府委員 いまお述べになりましたような各種のケース、これはいづれも店舗の面積が五百平米以内といふか、以下といふか、であつた場合ということでございますが、その場合は、やはり先ほど申しました商調法十五条の適用があるというふうに考えております。商調法の十五条では、府県知事があつせん、調停を申し出によつてやるわけでございしますが、その場合に、大企業がそのようなことをやる場合には十五条の適用があるということになっておりますので、その具体的な事例に即して、あつせん、調停によつてこの問題の解決を図るといふのが当方の考え方でございます。

○西中委員 ビルなどというような形をとられまして、実際開店してから問題が大きくなるというようなこととございしますが、事実上これを廃棄させるとかというようことはなかなかむずかしい

ですね。こういう調整、勧告で十分いけると思いますが、もう一度。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

先ほど二つの設例を挙げられましたが、前者の場合は中小企業庁長官がお答えしたようなかっこうで対処することになると思いますが、もう一つの後の方の想定されましたケース、すなわち一つの建物の中に五百平米をちょっと切るようなかっこうで別会社でいろいろなお店をずっと並べて、それぞれのお店は全体として五百平米以下であるというような場合どうなるのかということですが、これは建物の総面積が五百平米を超えていることになり、その場合には大店法の対象になるということになります。そしてそれぞれのお店はそれぞれの中に入る小売業者ということになるわけですが、大店法によりまして所要の調整が行われるということになります。

○西中委員 もう少しの点で伺いたいのですが、要するに全部が小売店舗になるビルでない、たとえば上の方がマンションである、それから事務所も入っている、こういう場合も最初から建設の届け出をしなければならぬという判断ですか。

○島田政府委員 お答えいたします。

その建物の一部に、要するに店舗以外の用に供するたとえ事務所だとかなんとかというものがあっても、店舗面積で五百平米、今度の改正であれば五百平米を超えるという場合には本法の対象になるということになります。

○西中委員 五百平米以下の場合には、やはり商調法でということになるわけですね。

○島田政府委員 さようでございます。

○西中委員 その辺のところは非常に微妙なところだと思ふのです。そういう戦術で資本が開店といますか、店をつくっていく、こういうケースもやはり将来ないとは言えない。しかもそれが総面積で抑えられない範囲でスタートをして、途中から総面積を超えていく、こういうことも考えておかなければならぬ。そういう点でやはり若干

問題があるのではないかと私は思っております。

その点については御答弁をいただきますが、そういうことも含めて、零細な中小小売店にとっては五百以下の店がいろいろな形で出てくるというところは非常に厳しい。そこへ大型店も入ってくる、こういうことになりまして、いわゆる流通競争になる。一番最初に大臣にも御質問いたしましたけれども、そういうところから店舗面積の総量規制といいますが、総量調整、こういう措置を考える必要があるのか、これはどこまでが適切な店舗面積であるか、こういう問題も一つあるわけですが、これは非常に大きな問題でございまして、これは非常に大きな問題でございまして、そういう点で総量調整、総量規制、この点については通産省としてはどういう考えでおられるか、お伺いしたいと思います。

○島田政府委員 いま御指摘のように、相当大規模小売店舗の進出が行われるところで総量規制という議論が行われているところを私も承知いたしておりますが、考え方といたしまして、やはり総量規制という方式をとった場合にはいろいろ問題があらうかと思ひます。

考え方として、やはり総量規制ということをやりますと、地域の小売業というのを固定化してしまふということ、長い目で見て小売業の発展、あるいは地域経済の健全な発展というものを阻害するおそれがあるのではないだろうかという懸念がいたします。

また、実際問題といたしまして、じゃどういふ範囲でそれを考えるかということになりますと、区域の設定一つとりましても、一つの商圏といふものをどうとらえるかといふのは御案内のようになかなかむずかしい問題でございまして、商圏自身がまたいろいろ要素、たとえば交通事情ですとか、あるいは場合によつてはそこに新しいお店、あるいはそれ以外に顧客を吸引するような何らかのものというものができるとによつて商圏が変化していくということもございまして、技術的にも非常にむずかしいこととござい

す。

それから、もう一つ懸念されますのは、もし総量規制というようなかっこうをとりますと、逆に大型店の駆け込み的な出店というものを誘発するおそれもあるというふうな点も懸念されますので、私どもは、考え方として総量規制というふうな方式をとるのはいかがかというふうにいま考えておるわけでございます。

○西中委員 時間も大分なりましたので、大臣にお伺いをしたいのですが、当委員会には特定不況地域対策臨時措置法案、これがかつておるわけですが、これに該当するような地域というのは、現在地元の小売商、非常に厳しい状況に置かれ、現実に売り上げも相当落ちておるといふのが実情でございまして、こういう地域に大型店が進出をする。私の方の選挙区でも、舞鶴では特定不況地域の指定にもなっておりますが、せんだつてこの大型店が一店進出をいたしました、やはり商店街等につきましましては非常に脅威になっておるわけでありまして。

この指定をされました地域、最終的に何地域になるかわかりませんが、この地域には大型店の進出は一時見合わせる。ともかく経済の事情がもう少し安定的な状態になるまでというふうなことで結構ですが、大型店の新増設については一時凍結を、こういうような施策をお考えにならないかどうか。現に金融面につきましても税制上の措置についても手当てはいろいろなされるようございまして、そういう処置をとったにしろ、現実には大型店が進出するような事態が生ずれば、こういう地域はもう一たまりもない。零細小売商は大変な打撃を受けるわけでございます。

そういうお考えを大臣はお持ちでないかどうか、また検討はしていただけるかどうか、お答えをいただきたいと思います。

○河本国務大臣 今度の特定不況地域に対する救済法は近日御審議を始めていただくことになっておりますが、この法律は、構造不況業種がその地域の中核産業でありまして、そのために関係する

中小企業が非常に大きな打撃を受けておる、あるいはまた雇用問題も非常に深刻になっておる、こういう場合に地域指定をいたしまして、その地域の中小企業全体を救済していくというこのためいろいろな対策を総合的に進める、こういう考え方でございます。したがって、困っております中小企業は新しい積極的な対応策によりまして救済を図るつもりでございます。でありますから、これは大型店舗の問題とはやはり別に考えていく必要があると思ふのです。

大型店舗の問題は、消費者の利便ということもやはり考えなければなりません。それからまた、雇用問題から考えますと、必ずしもマイナスの面ばかりではない、私はこういう感じもいたします。かつまた、新しいスーパーが出ていきました。これは、地域社会の合意、コンセンサスというものが前提条件として当然必要であります。だから、不況地域の地域指定をしたからといって、当分の間スーパーの進出を規制する、ストップさせる、これは私は少し行き過ぎであると思ひます。おのずから別個の問題として考えていきたいと思ひます。

○西中委員 大型店が進出することといたしまして、不況とはちょっと性質が違ふのだ、こういうお話でございまして、雇用の面でもというふうなこともありますけれども、現実問題としては、きょう残念ながらここに、手元に資料を持っておりますが、中小小売店の大半がそういう形になっておるわけでございますが、造船の不況によりまして大変な打撃を受ける。これの落ち込みが単に造船の不況だけなのか、大型店が進出したことも加味されてこれだけ落ち込んでおるのかというところが、地元でもいろいろ分析をしているようござい

ますが、進出したことはほとんど影響ないという立場ではない。それから、小さな商店ばかりですから、実際これが経営が行き詰りますと店員を解雇しなければならぬ、こういう関係にもなってくるわけでございますから、きちんとした、絶対出さないというような規制はむずかしいかもしれま

せん。しかし、行政面の指導というかそういう点で、やはりこういうところは気をつけるべきである、進出する地域としては余り好ましくないという立場で、通産省としてはその立場を明確にしたいだきたい、このように私は思うわけでございます。

いま大臣からはそういう御答弁でございしますが、いずれ特定不況の法案も審議されると存じますが、その期間までもう一考していただきたい、このことを要望しておきたいと思ひますし、大臣からもう一度重ねて御答弁をいただきたいと思ひます。

○河本國務大臣 具体的な案件が出てまいりますと、御相談をいたします。

○西中委員 以上でございます。

○橋口委員長 玉城栄一君。

〔委員長退席、山下(徳)委員長代理着席〕

○玉城委員 大規模小売店舗法並びに商調法改正案に対してあわせて質疑を行いたいと思ひます。午前中からいろいろな角度から質疑が交わされてまいっておるわけでありますけれども、私も重複する点もあるかと思ひますが、私の立場からまた改めて伺ひたいと思ひます。

まず最初に、大店法の第一条についてでありますけれども、この点につきましては、先ほどの西中委員の御質疑に対する大臣の御答弁があつたわけであります。また私ちょっとわかりかねますので、審議官の方からもう一回改めて伺ひたいわけですが、この第一条の「目的」につきまして改めて確認しておきたいわけでありませう。

「この法律は、消費者の利益の保護に配慮しつつ、大規模小売店舗における小売業の事業活動を調整することにより、その周辺の中小小売業の事業活動の機会を適正に確保し、小売業の正常な発達を図り、もつて国民経済の健全な進展に資することを目的とする。」このようにあるわけですが、私よくわかりませんのは、何か全然性格の異なる事例が一種の並列的にこの「目的」の中に入っている

ような感じがしまして、これは後ほど伺ひたいわけでありませうけれども、いろいろな紛争の問題等に関連しまして、やはり第一条の「目的」といふものは改めて明確に理解しておかなくてはならないのではないかと。したがって、法の運用の立場からどこにポイントを置いて運用しておられるのか、特に「消費者の利益の保護に配慮しつつ」とはどのような御理解のもとにこの大店法の運用をしておられるのか、まず最初にこの点から伺ひたいと思ひます。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

いまお尋ねのように、この法律では「消費者の利益の保護に配慮しつつ、大規模小売店舗における小売業の事業活動を調整することにより、その周辺の中小小売業の事業活動の機会を適正に確保し、」こういう書き方になっておるわけでござい

ます。本法は、中小小売業の事業活動の機会の確保を図るために大規模小売店舗における小売業の事業活動を規制するということになっておるわけでございしますが、その調整を行う際に、一方、消費者の利益ということに配慮して行うということをお言っておるわけでございまして、その旨を法律の「目的」で明らかにしておる、こういうことと

ございします。したがって、どこにポイントがあるかということになるわけですが、この法の運用に当たりましては、結局消費者の利益の保護、それから中小小売業の事業活動の機会の適正な確保、このバランスというのを絶えず考えながら運用していかなければいけない、こういうことに相なるうかと思ひます。

○玉城委員 消費者のサイドに立つのか、あるいは大型店のサイドに立つのか、あるいは周辺の中

小小売店のサイドに立つのか、どっちにポイントを置くかというわけではなくして、バランスをとりながら、そしてな根底には消費者の利益の保護があるのだ、そういう意味だろうと思ひます。

○河本國務大臣 四十八年に法律がございまして、翌年三月から施行しておるわけですが、この法律を施行いたしました直後から幾つかの問題点が表面化した。一番大きな理由は、昭和四十八年の秋に石油ショックが起りまして日本

の経済の姿が一変をした、流通面における動きも非常に大きな変化をしたということも一つの大きい理由でなかつたかと私は思ひます。社会情勢、経済情勢の変化、これが施行直後から改正すべしという議論を生んだ大きな背景であつたと思ひます。

しかしながら、制定当時はあの内容が一番いい、こう思つてつくつたわけでありませう。今回の改正も、現時点では一番よろしい、こう思つていま御審議をお願いしておるわけでありませうが、何分にも社会情勢、経済情勢は激動期でありまして、世の中が激しく変わつておりますので、それではこのままですとこれが一番いい法律で終始できるといふと、これは私は断言できませう。

○玉城委員 抱える問題が非常に複雑な問題であるだけに、この法を運用される立場とされては相

い、こう思つてつくつたわけでありませう。今回の改正も、現時点では一番よろしい、こう思つていま御審議をお願いしておるわけでありませうが、何分にも社会情勢、経済情勢は激動期でありまして、世の中が激しく変わつておりますので、それではこのままですとこれが一番いい法律で終始できるといふと、これは私は断言できませう。

○島田政府委員 お答えいたします。地域別というお尋ねでございましたが、全体の数字をちょっと申し上げますと、紛争というものをどういふふうに定義するかというのはいささかむづかしいと思ひますが、一応調整があつたものと申します。あるいは商調協にかつたものを紛争があつたというふうに一応考えまして調べてみますと、五十二年度中に大店法に基づいて調整をしました新設の案件、増設の案件というのは、延べにして約六百件というところでございませう。

○玉城委員 紛争という定義の中に入る六百件です、その紛争のトラブルのポイントといひますか、これをちょっとわかりやすく御説明いただ

たいと思ひます。

○島田政府委員 お答えいたします。紛争のポイントと申しますか、原因と申しますか、これも一件一件事情がそれぞれ全く違ひますので、概括的には非常にお答えしにくいのでござ

い、こう思つてつくつたわけでありませう。今回の改正も、現時点では一番よろしい、こう思つていま御審議をお願いしておるわけでありませうが、何分にも社会情勢、経済情勢は激動期でありまして、世の中が激しく変わつておりますので、それではこのままですとこれが一番いい法律で終始できるといふと、これは私は断言できませう。

います、直接の答えにならないかもしれませんが、ちなみに東京通産局管内で大型店の進出反対ということであるという言われた場合の要因、なぜ反対かということを書かれた要因を調査した結果がございしますが、それによりまずと大体三つぐらいに分かれますが、一つは、オーバーストアになるという意味で反対である。それから二番目は、大型店の立地場所が中心商店街と離れているという点が理由になっている。それから三番目は、大型店の出店に伴いいろいろな意味での環境悪化が懸念されるというところ、この三つぐらいが主な原因として挙げられているようにございます。

○玉城委員 こういふ問題の紛争の原因というのはいろいろなケースがあると思うわけでありまして。そういうことで、大店法並びに商調法という法律に基づいてその紛争調整というところで、過程の中でいろいろな問題が出てきていると思うわけでありまして、これは一つの事例ですが、大店法の違反事件として新聞に報道されていたものを私読んだだけでありますけれども、大店法の十四条の罰則を適用するということは、全国的に同じような紛争を抱えている地域に対する波及効果というか、影響が大きいので、そういうことは、それに該当する事件であったにしてもやらないというようにもあつたということが報道されておつたわけでありまして。それは何も罰則を適用せよという意味では決してありません。ただ、通産省のこういう問題解決に当たる基本的な姿勢が非常にいいと思いますか、さきにも私、一条の問題、「目的」から少し申し上げたわけでありまして、何か逃げ腰と申しますか、責任転嫁と申しますか、そういうことが感じられてならないわけです。決して介入するということの意味ではなくして、法の運用者としてもっと誠意を持って問題の解決に当たるべきではないかという感じがしてならないわけです。

商調協へ上がっていつて、また差し戻すというふうな事例もあるわけですね。非常に無責任なと申しますか、これはこういう報道がされております。非常に無能ぶりを示しているんだというふうなことでですね。これは後の商調協との関連でもう少し伺ひたいわけでありまして、中央の審議会がまた地元で差し戻しをする、そういう審議会と地元の商調協あるいは商工会議所、商工会とのあり方、問題が宙に浮いたままになっているわけですね。それでいいのかどうか、その辺の御見解を承りたいわけでありまして。

○島田政府委員 お答えを申し上げます。現実には各地でいろいろな紛争があるわけでございます。私も、この大店法という法律の仕組みに従ひまして、現実には起きているいろいろな紛争を解決していかなければならないという立場にあるわけでございます。もちろん、このケースは千差万別でございますので、どういふやり方をしているかというのにつきましましては、いろいろなやり方があるかと思ひますが、私も、いろいろいましては、地元で関係者が非常に心配を、いろいろ議論をされている問題につきまして、その問題が一日も早く解決するという姿勢でこの法律の運用をしていくという気持ちであることには変わりがないというように申し上げたいと思ひます。

それから、いま御質問のありましたのは、恐らく熊本ダイエーのケースであつたかと思ひますが、これにつきましましては、経緯を一つ詳しくは御説明をいたしませんけれども、結局地元で、熊本で五十年の三月に最初に三条の受付が行われたそのすぐ後、五十二年に再度申請が行われ、そして五十三年度の六月に五条の届け出が出されたというところで、地元の商調協の答申がございまして審議会上がってきた、こういう経緯になっておるわけでございます。審議会では、この問題につきまして五十三年度八月から九月まで慎重に検討いたしましたわけでございますが、審議会といたしましては、商調協の審議が数字的検討を含めてなお検討すべき点が残されている、それから審議会も、論

点が多岐にわたっており、十分な議論を尽くすに時間的余裕がなかったというふうなこともございまして、当事者がそういう事情を勘案して一度届け出を取り下げて、関係者でもう一遍よく相談をしてほしいということに審議会の要望がございまして、それに従つて取り下げが行われ、現在地元の商調協で審議が行われておるということでございます。

これは決して審議会として責任を回避したという意味ではなくして、あらゆる角度から本問題を検討いたしました結果、本件の経緯、本件の事情というものを勘案すると、やはりそういうふうなかつこうにするのがあの段階では最も適切な措置であらうというふうに考へて、そういう要請をしたものでございまして。審議会としてはそういうように要請をされたというふうに私も理解しておりますわけでございます。

○玉城委員 きわめて悪く解釈しますと——今回のこの大店法の改正の二番目の柱になつていましていわゆる都道府県知事に調整権を与える、そういう要請があることは事実です。しかし、悪く考えますと、何か政府の責任逃れのような感じがしてならないのですが、これもちょっと後で伺ひしてまいりたいわけですね。

そこで、商調協これは法文上から出てこない、制度の形式的な面からは出てこない、一つの組織とも言えないし、しかし、実質的にこの機関が調整の段階で大きな役割りを果たしていることは事実であるわけですね。したがって、商調協の現在の状態につきましまして、そのとおりでいいとお考えになるのか、もっとこの改正に伴つて現在の言われている商調協のいろいろな問題について改善すべき点があるとお考えになつておるのか、ないとお考えになつておるのか、その点、商調協のあり方について伺ひたいと思ひます。

○島田政府委員 お答え申し上げます。商調協というのは、実際問題として現在大店法の運用上非常に重要な役割りを担つておるわけでございます。したがひまして、商調協の運用

あるいは構成というものにつきましては、私もは絶えず検討しなければいけないと思つておるわけでございますが、最近におきましていろいろ議論になつておりますのは、先ほどもちょっと申し上げましたが、一つは、最近店舗が大型化したということから影響する商調協の範囲が広がつたという点に關連しまして、一つの商工会議所あるいは一つの商工会の商調協で審議をするには範囲が広がつたために、他の商工会議所、商工会の商調協とも一緒に審議をしないという結論が出ないのではないか、あるいはそういうところの意見を十分組み入れるようなことを考へなければいけないのではないかといったような、いわゆる広域商調協というふうな考へ方についてどういふふうに考へたらいいかという議論がございまして。

それからまた、商調協の委員の構成等につきましても、いままでも十分商業者、消費者、学識経験者の代表者、相互に均衡のとれるように考へして選定をするようにいたしておるわけでございますが、こういった構成、人選等につきましてもさらに改善する余地はないだろうかというふうな問題等々ございまして、私も、いろいろ問題につきましましてできるだけ改善をしてまいりたいというふうに考へておるわけでございます。

○玉城委員 現在の調整システムの中において商調協のあり方、いまおっしゃるとおり非常に重要な役目を果たしている、そういう御認識のもとに、先ほど申し上げました審議会からも一回地元で再審議をしないかというふうなこともしていらっしゃるわけですね。そういう商調協のあり方については改善をしていきたいということをおっしゃつておるわけでありまして、そこで、従来商調協の意見というものは、もちろん商工会議所が聞きましてそれを審議会に出すわけですね。その意見というものはほとんどですか、あるいは半分、とにかく最大限に尊重されておるわけですか。その点をお伺ひいたします。

○島田政府委員 やや運用の実態に即して答弁申し上げますと、現在の大規模小売店舗審議会のやり方につきましては、たとえば法五条の届け出あるいは九条一項、二項の届け出で、会議所で商調協に諮ることも要しないもの、いわゆる軽微な案件でございますが、につきまして、会議所から商調協に諮ることもなく届け出どおり認めて差し支えないというようなかっこうで答申が出てきた場合、それから商調協で出席者全員の意見が一致した場合で商工委員所からも同じ内容の答申が出されていくというようなかっこうでございまして、これは原則として、審議会の方は審議会を開くことなくして会議所の意見と同内容の答申を出してもいいというような運用をいたしておるわけでございまして、そういう場合には商工委員所の意見というものをそのまま審議会としても採用していくというようなかっこうで運用がなされているわけでございます。

ただ、実際問題として、商工委員所、商調協でいろいろ意見が分かれるというようなものもございまして、そういう場合にはつきましては、今度は審議会ですらに審議をするというようなかっこうになるわけでございます。

○玉城委員 その場合に、商調協の意見というものは、全会一致あるいは賛成、反対あります。あるいはまた中間的な意見もあるでしょう。そういういろいろな形の結論が出ると思うのです。その意見は従来はどういうふうに出ていますか。それとも、これからはその商調協で出た結論、意見というものはどのような形で出ていいのかわどるか、その辺をお伺いいたします。

○島田政府委員 法律の七条に、商調協と申しますか商工委員所と大店舗審議会との関係が規定されておるわけでございますが、申し上げますと、大規模小売店舗審議会は、通産大臣が勧告をするという場合に意見を審議会に聞くわけでございまして、審議会に意見を聞かれた場合に、その意見を自分が決めるようとするときには、今度は「商工委員所又は商工委員会の意見及び消費者又はその団

体、小売業者又はその団体その他のもので通商産業省令で定めるところにより申出をしたものの意見をきかなければならない」というかっこうになっているわけでございまして、したがって、審議会が商工委員所あるいは商工委員会の意見を聞く、それから同時に、それ以外の者でも意見のある人は申し出ることができ、そういうものが今度審議会に上がつてまいりまして、審議会はそういう意見を尊重しながら審議会としてどういふような結論を出すのが適当かということ審議するというのが、法律のたてまえになつておるわけでございまして、したがって、私もどもいたしましては、この法律のそういう趣旨に従いまして運用を行つていくということにならうかと思ひます。

○玉城委員 問題は、審議会というのは、地元の商工委員所、当然商調協の意見を聞き、それがまた審議会に出ていくわけですが、一方、賛成と結論が出た意見であれば簡単、あるいは反対だという結論が出た意見であれば簡単ですが、賛成もあつた、反対もあつた、あるいはどつちつかずもあつた、これは当然そういう審議機関ですからいろいろ意見は出てくると思うのですが、そういういろいろな賛否両論ということについては、審議会としてはそれを尊重されるのですか。

○島田政府委員 お答えいたします。それはどれをという立場にはないわけでございまして、その案件で、たとえばAという意見、Bという意見、Cという意見というものが商工委員所あるいは商調協の結論として出てきたという場合に、審議会は、実際に審議する場合には、商調協の審議の経過、それからそのときの検討の状況というものを詳しく聞きまして、そしてそういうもののをもとにして、審議会としてどういふ意見のどういった意見をとるべきか、あるいはそれらの意見を総合してどういふ意見をとるべきかということ審議会として独自に判断をすることになるわけでございまして。

○玉城委員 結論としまして、商調協の意見とい

うものは審議会は尊重するが参考だ、こういうふう理解していいわけですね。

あわせて、従来の審議会、大店舗の調整決定を不服として民事裁判に持ち込まれた例があるのかどうか、その点をお伺いいたします。

○島田政府委員 お答えいたします。審議会の決定と申しますか、法律的に言えば審議会の意見を聞きまして通産大臣が勧告するわけでございまして、勧告し、それに従わないときは命令を出す。これに対して不服であるとして訴えを起されたというケースはございせん。

○玉城委員 そうしますと、大臣の諮問機関であるところの審議会の調整決定、結論に至る経過というものは従来公表はされておらないし、あるいは今後はそういう審議会の審査の過程というものは公表されるのかしないのか、その点をお伺いいたします。

○島田政府委員 審議会の結論というようなものはもちろん表に出るわけでございしますが、詳細な内容を一々公表するというふうにするのは、審議会の運営を円滑、公正にやっていくという意味から適当でないと考えております。

○玉城委員 次に、今回の改正で、第二種については都道府県へ調整権能が付与されるわけでありますけれども、この点につきましては午前中から各委員の先生方から御質疑があつたわけでありますが、この調整というものは非常に複雑で厄介な問題を抱えるわけですね。

それで、従来は国がやっていた、しかし、第二種については都道府県でひとつやってもいい、こゝろいうことですが、当然事務量もふえますし、伴つて行政責任というものも都道府県は負わされるわけであります。午前中の質疑の答えの中で、当然それに要する財政的あるいは予算面については地方交付税の算定の対象にする、あるいは委託費につきましては一千三百万ですかの予算を要求しておる、こういうお答えがあつたわけでありまして、それで間違いないかどうか、お伺いいたします。

○島田政府委員 それで結構でございますが、地方交付税の基準財政需要額の単位費用算定の対象とするというのは正確でございまして、していただくように私の方としては関係省にお願いをしたいというふうに考えておるということでございます。

それから、委託費の方につきましては、千三百万で間違ひございせん。

○玉城委員 責任も事務量の面においてもこれだけの問題を地方自治体に負わすわけですから、今後は都道府県が矢面に立たされてくるわけですね。ただでさえいま地方自治体は大変な財政状況で、財政的には非常に逼迫し、事務量も多く、問題を抱えているわけですね。そこでこういう問題が今回の改正によつて負わされてきて、その予算についてはこれから自治省にお願いをして地方交付税で考へてもらおう、委託費についてはたつたの千三百万というところで、これでいいのかわどるか。たとえば委託費の一千三百万といふものは、どういふ算定基礎で一千三百万となつてくるのか、お伺いをいたします。

○島田政府委員 お答え申し上げます。第二種大規模小売店舗実態調査委託費というのは、まさにこのとおりでございまして、第二種の大規模小売店舗の実態を調査するということを都道府県にお願いをいたしまして、そのための費用を委託費として計上するというかっこうになつておるわけでございまして。

算定の積算基礎は、ちよつといふ手元に持つておりませんのでございまして。

○玉城委員 私が申し上げたいことは、これだけの調整の権能を移譲するわけですから、それに伴つて当然政府としてはそれ相応の財政的な手当てがあつていかなければならぬと思つたわけですね。しかし、いまお伺いしている範囲ではそれ相応のものではない決しないわけですね。それでいいのかわどるかという大きな疑問がまだ残つておるわけですね。そのことについてもう一回、お答えがありましたらお答えしていただきます。

○島田政府委員

と同時に、もう一点は、やはり地方自治体に第二種関係についての調整が負わされていくわけですから、その判断の基準と申しますか、そういうもの等につきまして通産省としてはどういう行政的な指導方針を持つておられるのか、それをお伺いしたいと思ひます。二点です。

○島田政府委員　まず、予算の方でございますが、私どもは先ほど申し上げましたようなかつこうでいまいお願ひをしておるわけでございまして、まず当面——これはいづれも要求になっております。要求しておるわけでございまして、この要求の実現に全力を挙げたいというふうに考えております。それで十分かという御指摘もあろうかと思ひますが、私ども今後とも努力をしていきたいというふうに思ひます。

それから、地方で調整をやる場合にどういうふうな指導をするかというお話でございますが、実際にこれから法律が通りました段階で具体的にどういうふうなこの法律を運用していくかという点につきましては、これは都道府県とも十分相談をいたしまして、やはり混乱の生じないように、何といひますか、連絡をとりながら必要な指導をするという体制で臨みたい。そのためには、いろいろな実施の細目につきましてこれから検討して決めていかなければならないと思ひますが、具体的にどういふかっこうにどういふたものをたとえば通産を出すかというところまでは、現在のところまだ検討中でございます。

○玉城委員　この点は強く要望をしておきたいわけですが、従来一本立てのものが国と都道府県で二本立てでやっていたわけですから、国と同じようなことを第二種に關しては都道府県はやっていかなうかならぬわけですから、いわゆる財政的な面にして、あるいはいろいろな行政的なアドバイスにしても、これは十分な対応措置をやつていただきたい、このように思ひわけでありま

す。次にお伺ひしておきたいことは、従来三十八都府、それから六十八の市でいわゆる中型店舗の進

出規制の条例とかあるいは要綱がつくられて、それ相応に地域の実情に合ったような形で対処をしておるわけですから、当然今回のこの改正案とダブる面もあるわけですから、そういう自治体の条例や要綱の取り扱いを今後どのようにされるのか、その点をお伺ひいたします。

○島田政府委員　お答え申し上げます。今度の改正法と条例との関係でございますが、今回の改正に当たりましては、いま既存店舗の条例、要綱というふうな調整実績というものをいろいろ考へておりました、そういうものも十分勘案いたしまして、千五百平米以下の調整権限につきましては地方自治体に委任をしたわけでございまして、それからまた、調整対象店舗面積は、先ほど申し上げたように、五百平米を超えるところまで引き下げをするということにしたわけでござい

ます。そういつたかっこうで、改正法で条例を大体カバーできるような実態になってまいりました。他方、五百平米以下の店舗につきましては、これは御議論のあるところかもしれません、私ども従来実績を見ておりますと、一般の中小小売五百平米以下の店舗につきましては、一般中小小売業との顧客吸引力に余り優位な差は認められないし、その出店をめぐる紛争というものはほとんど余り実態としてないところから、これは対象にせず、別途小売商業調整特別措置法による調停、あっせんというかっこうで対処するという

ことを考へておるわけでございまして。そういうかっこうになりますと、現行の条例あるいは要綱というものの実態的にはその必要性は乏しくなってくるのではないかとこのように考へております。したがって、それで實際問題として条例のうちで五百平米を超えるものというものは国の改正法の方できつと措置がされるものでございまして、改正法が施行されれば条例は効力がなくなるのではないかとこのように考へております。

それから、五百平米より下のものにつきまして

は、これは法律的にはその地域の実態というもの踏まえて、それが合理的な内容のものであるかどうかというところで判断されるべきものだろうと思ひますから、こういつた場合につきましては、恐らく個々の条例で具体的に判断されることになるだろうと思ひます。ただ、先ほど申し上げたように、実態的にはもう今回の措置で大体カバーされるのではないかとこのように考へますので、各自自治体が個別に今度の改正法のようなかっこうでの条例、要綱を制定するということは、余り適當ではないのではないかとこのように考へておる次第でございます。

○玉城委員　その点につきましては、ただ現実の問題として、都道府県においては、今回の政府の改正案のとおり法案が成立した後も、現在抱えておる小売業界の出店紛争の問題がその状況を見ない限り、つくつた条例あるいは要綱はただ簡単に廃止はできないというふうな意見もあることは事実ですね。その辺これらの問題だと思ひますけれども、いわゆるその条例廃止によつて生ずる混乱が決して生じないような、そういう対処を強く要望をしておきたいと思ひます。

次に、この点も質疑が交わされてまいつた問題でありまして、大型店出店に伴ういわゆる町づくりの問題なんです。

これは現在流通面あるいは経営面からのいろいろな議論なんです、やはり都市づくり、都市計画、都市構造、そしてまた町づくりという重要な点からこの問題は対処しなくてはならない重要な時期に來ていると思ひわけですね。ですから、この件につきましてもそういう方向でこれから対処するんだという御答弁が大臣からもあつたわけでありまして、大型店が進出をし、周辺の中小小売商がいろいろな面で犠牲を受ける。しかし、やつてみたら思つたように売り上げがな

い、そうするとさつと引き揚げる、そこはもう空き家になつてしまふ、建物が建物だけに使ひようがないというふうなことも出てくることはよく御案内のとおりであるわけですね。

○島田政府委員　いまお話のありました町づくりの問題でございますが、先ほど申し上げましたかと思ひますが、法律の体系といたしましては、現在の法律が中小小売業の事業活動の機会の確保を図るという観点から、大規模小売店舗における小売業者の事業活動の調整をするという性格のものでございまして、都市計画との整合性等い

ゆる町づくりの観点というところでは、必ずしも法律の体系としてその中へ取り込むということとはむづかしいわけでございます。一方、町づくりという話になりますと、これは非常にいろいろな観点から考へなければならぬ問題でございます、その意味するところもきわめて多様であるわけでございまして、そういうものをそつくりこちらの法律の中へ取り込んでくる

ということとは、法律の体系として非常にあいまいになつてしまふということ、むづかしいのではないかとこのように考へておるわけでございまして、一方、現実には、御指摘のように、實際の小売店舗というものが都市機能として非常に重要な役割を持つておるといふことも事実でございます。したがって、それがどういふか、都市機能という立場から見ても非常に重要な問題であるという点は事実でございます。したがって、大店法というのを運用していく場合に、可能な限りそういう町づくりの観点というものを配慮しながら運用していくという方向で考へてまいりたいというのが私どものいまの立場でございます。

○玉城委員 これまでの傾向性として、こういう問題は今後多発していくのではないかと思うわけでありました。したがって、そういう立地基準的なものも、審議会あるいは地元等においても当然、流通面だけあるいは経営面だけではなくして、やはり三本柱としてそういう町づくりという問題も基本的な柱に置いてこの調整問題ということには対処していただきたい、このように思うわけでありました。

次にお伺いをしたいのでありますけれども、やはり期待されている問題の一つに、今回のこの大店法並びに商調法の改正に伴ってわが国の小売業に対する近代化ビジョンと申しますか、いわゆる説得性のある明確なそういう将来ビジョン、こういうものが当然この法案の改正に両々相伴ってやはり御説明があるべきではなかったか、そういう期待もあるわけでありましたけれども、しかし、そういうこともまだないわけでありました。したがって、これは私から申し上げるまでもなく、周辺の中小零細小売商の方々にとっては、この大店法の進出問題といふものは死活問題ですから、そういう中で問題が紛争として多々あるわけでありました。

したがって、小売業界に対する通産省としてのビジョンと申しますか、その点について、これは私の調べたもので少し申し上げておきたいのですが、これは五十一年の通産省の商業統計調査ですが、小売業全体の商店数が、飲食店を除いて百六十一万四千店、そのうち従業員一人ないし二人の零細店が実に百万店、六一・九%、それに三人ないし九人の従業員のものを含め合わせると百五十四万八千店、全体の九五・九%、従業員百人以上の大型店といふのは千六百店、〇・一%、こういう比率からして、この売り上げは全然そういう比率にはなっておらずに、非常に零細過多数性である、そういうふうな状況であるわけですね。

ですから、こういう小売業界の実態を今後どうしていくんだ、将来はどのように持っていくんだ、

だ、そういう考え方が示されていかないと、幾ら法律の改正をし、店舗面積の基準を引き下げてやっても、本当にうまくいくのかどうか、そういう疑問もあるわけでありましたけれども、その点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

御指摘の点、きわめて重要な問題でございます。やはり今後日本の流通業界のあり方というものがどうあるべきかという点を、将来展望を示すということはきわめて重要な問題であらうかと思ひます。ただ、これは非常にむずかしい問題でございます。

現在の流通のあり方というのは、どちらかと申しますと、現在のようないくつかの状況と申しますと、従来の高度成長下における量的な拡大への対応というのから大分異なつてまいりまして、国民生活の安定、向上、それから経済の均衡ある発展を図るために、やはり質的な改善というのを進めようという方向で流通のあり方というのを考えなければいけません。私どもそういう意味で、生産部門に比較しまして比較的に立ちおくれているとよく言われております。この流通部門の近代化というのを一層強力に推進するといふことが何より必要であるといふふうに考えております。商取引、いわゆる情報の流通の問題あるいは物の流通の問題、そういう二つの面での改善を図るということ、流通機能全体としての高度化を進めようという方向を目指すべきであらうというふうに考えております。

そのため、通産省としても、従来流通近代化のための基盤整備あるいは物流の近代化というような業種的な横断施策も検討しておりますが、同時に、業種別にやはり流通実態というものを調べまして、それに基づいて流通近代化構想というものも策定するといふような作業も現在進めております。さらに、中小企業につきましては、私から申すのもなんでもございますが、中小企業の体質強化を図るためにいわゆる小売商業の振興施策、組織化施策といふようなものを鋭意進めておると

いうのが状況でございます。全体としてどういふビジョンになつていくかということにつきましては、なお今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○玉城委員 ただいまおっしゃいましたことが通産省の今後の小売業界に対するいまの考え方である。実際に大型店が進出しますと、さっきも申し上げましたとおり、周辺の中小小売商の方々はもう生活防衛に立ち上がらなくちゃならぬわけですね。ですから、それについてはやはり政府としてこういうふうな持つていくんだ、現在こういう助成策があるんだというふうなものが、きわめて説得性のあるものが明確にほんぽん出てきて初めて納得といふものです。そういう流通近代化の促進といふことも出てくるのではないかと思ひます。

それで、まだちょっと時間がありますのでお伺いしておきたいのですが、現在こういう小売業界に対する助成策といふものはどういふものがあるか。これは中小企業庁の方になりますか、この利用状況ですね、実績と申しますか、いろいろな点があると思ひますが、その点を含めてお答えいただきたいと思ひます。

○左近政府委員 御指摘のとおり、中小小売商に対していろいろな助成策を講じて、その合理化、近代化を図るということが当面非常に必要でございます。したがって、政府といたしましては、金融、税制面の助成、あるいは経営改善に関するいろいろな調査研究、あるいは各種の経営のマネーアルの作成、あるいは診断指導というふうな小売商の近代化施策をやつてきたところでございます。近々いよいよおっしゃいますような大規模店舗の進出というのに対応してまいります。その近代化の必要性がございまして、五十三年度予算におきまして、商店街の近代化対策とか、あるいは小売商がチェーンをみずからの手で結ぶといふようなものの推進のための調査とか、あるいは小売業者の資質の向上を図るための研修指導といふような点をやっております。来年度予算といたしましては、大規模店舗の進出に伴

います小売商の対応策を具体的なケースについて検討するといふふうな予算も実は要求いたしております。こういうことで諸般の施策を講じまして、この中小小売商の振興というものを図つてまいりたいと思ひます。

何分、御指摘のとおり小売商の数は非常に多いわけでございます。われわれ一生懸命になりまして、中小企業庁、地方通産局あるいは都道府県あるいは各市町村といったものを通じてやつてまいっておりますけれども、まだまだ普及徹底の点で十分でないというふうな御指摘も受けておるところでございますので、今後はこの対策の質も考えますが、量的にも広めまして、末端まで行き渡るように努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○玉城委員 この点につきまして重ねてお伺いしたいわけですが、融資限度額の問題とか、手続の問題とか、あるいは金利の問題とか、それから融資期間の問題とか、これは具体的にこういう法律改正と両々相まちまして、特に政府系金融機関の融資内容を再検討するおつもりはないかどうか、その点をお伺いいたします。

(山下)徳委員長代理退席、中島(源)委員長代理着席

○左近政府委員 政府系三機関の融資の内容につきましては、逐次改善を図つてまいらなければならぬといふことから、来年度要求については、その融資条件についての改善も要求しておりますので、その改善が実現すれば努力をいたしたいというふうに考えております。

○玉城委員 時間がございませぬので、最後に、やはり小売業界に対する問題の一つとして、小売店の方々の後継者の問題ですが、この後継者問題といふものは、農業問題にしろ、あらゆる問題でいま非常に問題になつておるわけですね。特に、これは五十一年度の春の東京商工会議所の経営状況調査によりますと、二店のうち一店は商店主が五十歳以上の中高年で高齢化が進んでいる。しかも後継者が決まらなっている店はわずかに三割

しかなく、多くの店が長男などの家族にその意思がない、適当な候補者がいないと悩んでいらつしやる。そして商店主の方は一日に十時間平均働く店が四割もある。にもかかわらず、売り上げは十店のうち六店までは伸び悩んでいる。これは東京商工会議所の調査の結果ですけれども、こういう小売業界の今後の一つの現実の問題として、後継者の育成ということについてどういう考えか、どういふ御指導の方針で臨んでおられるのか、こういう実態からお答えをいただきたいと思ひます。

○左近政府委員 中小小売商の後継者対策の重要性につきましましては、われわれもつとに認識をいたしておりまして、それに対して幾つかの対策を講じております。

一つは、商工会、商工会議所に青年部、婦人部というものを設けまして、その活動を援助をしておりまして、次代の後継者の方々がそこでいろいろの会合を通じて育っていくことを助成をしております。

それから、若手後継者というものに対する海外の研修の機会を供与する、あるいは都道府県におけるいろいろな管理者の研修を行うとか、あるいは中小企業振興事業団における経営者の研修を行うとかいうような諸般の研修を用意いたしまして、そういう後継者の方々がうまく育つように努力をしておるわけでございます。

さらに、来年度につきましては、やはり若手経営者の養成と申しますか、国際的な知識も広めるといふ意味で、中小企業青年の船というものの制度を取り入れまして、東南アジアを巡航しつつ研修するというような制度も考へておるわけでございます。

そういう形で後継者の方々の知識、経験を涵養するといふふうな施策を講ずるわけでございますが、やはり基本的には、商店経営というものが魅力のあるといふべきか、一生かけてやれる仕事だといふ自覚を持ってもらふということが必要でございます。したがって、これは実は単にこうい

う後継者対策だけではなくて、商業対策全般にわたります。この大店法による商業調整もその一つでございますけれども、そのほか商業振興もやりまして、中小商店においてこれがうまくやっていると、中小商店に自信をつけていただくということが重要かと思ひますので、後継者対策といふものを講ずるとともに、やはり商業対策全体を今後一生懸命になってやっていきたいといふふうに考へておるわけでございます。

○玉城委員 時間が参りましたので、以上で質問を終わります。

○中島(源)委員長代理 宮田早苗君。

○宮田委員 大規模小売店舗法及び商調法の審議に当たりまして、まず先に私の民社党の基本的な考へ方を述べて、その後質問に入りたい、こう思ひます。

言うまでもございませぬが、今度の臨時国会は、簡潔に申しますならば、減税を中心とした補正予算の編成と構造不況業種を抱えた特定地域の不況立法を審議する、不況からの脱出を意図した国会でございます。当然、当委員会でもこの地域不況法案を一日も早く審議をして、沈没寸前にございまして地域経済対策を樹立する使命を負っているわけでございまして、こういう観点から、私どもは、大店法及び商調法の改正は、地域の不況法案の審議終了後速やかに取り組むべきだといふ主張を掲げたわけでございまして、両法案が前国会からの継続案件であるということ、及び各地域で問題化しております小売業の企業活動の調整を急ぐべきだといふ考へ方に立つて、大店法につきましては政府原案どおり、また商調法については中小小売商業の振興のために若干の修正を加えることによつて成立を図りたいということを前提に質問をするわけでございます。

〔中島(源)委員長代理退席、山下(徳)委員長代理着席〕

もちろん、業界の店舗拡張主義という弊害も指摘できますが、とにかくにも市場経済の原則にのっとり消費者ニーズにこたへてきたことは間違いないと思ひますが、産業構造、労働者の就業構造が徐々に変化しております今日の日本経済の中で、流通業界をどう評価し、今後どう位置づけていくべきか、まず大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○河本國務大臣 日本の産業の特徴の一つは、流通分野が非常に立ちおくれであるといふことだと思ひます。大規模店舗がこの流通分野の近代化のために果たす役割りといふものは、私は非常に大きいと評価をいたします。

それから第二点は、やはり流通分野が近代化され合理化されまると、当然そこから消費者の利益といふものが生まれてまいります。消費者利益に寄与するところもまた非常に大きい、このように理解をいたします。

さらにまた、流通分野の発展によりまして、雇用の機会の拡大といふことも進んでおりまして、この分での評価も考へていかなければならぬと思ひます。

ただし、何分にもわが国の小売業界は軒数がいたしまして百六十万軒もありまして、従業員が六百万近い特異な存在でございますから、この間の調整を十分いたしませんと、メリットの面もありましても、やはり地域社会に紛争をもた

らすことになりましますので、そういう点について十分な配慮が必要かと考へております。

○宮田委員 もう一点、大臣の御所見をお伺いしたいわけでございます。

ただいまおっしゃいました雇用の拡大ということについて、特にいま雇用対策ということが一番大きな問題になっておるわけでございます。この際雇用創出を製造業に求めるといふことは、非常に困難な情勢にあると思つております。傾向いたしましては、第三次産業とかサービス業に求めざるを得ない情勢、こう認識をしておるわけでございまして、もう一つの問題は、政府がやっております公共投資と民間の設備投資という問題に余り期待が持てない。

そこで、この種の第三次産業に対する設備投資の関係、こういう雇用創出と民間の設備投資といふことを踏まえて将来展望を、大臣の御所見がございましてならばひとつお知らせ願ひたい、こう思ひます。

○河本國務大臣 まず、設備投資の関係であります。御案内のような産業の事情でございますが、なかなか製造業の設備投資といふことは大きく期待できません。したがって、ことしの設備投資も、非製造業及び第三次産業、主として流通部門、金融部門等でございますが、こういう部門に非常に大きく依存をいたしております。そういう場合に、大規模小売店舗の新増設が設備投資に果たす役割りは相当高く評価していかなければならぬ、私はこう思ひます。

それから、雇用問題の動きを見ますと、現在の雇用者数は約五千五百五十万になっておりますが、昨年よりも約八十万ふえておりますが、この大部分は第三次産業で吸収されておる、こういうことでございます。もちろん、一面完全失業者の数もふえておりますが、これは毎年若い人たちがたくさん社会へ出てくるためにそうなつておるわけでございまして、そういうことを考へますと、やはり第三次産業が雇用面で果たしておる役割りといふものは非常に大きい、このように理解

をいたしております。

○宮田委員 私に、冒頭に大店法については原案賛成の意向を表明したわけですが、その理由について述べながら質問をさらに続けます。

両法改正案が継続審議になって以後今日まで、大店法については、スーパー等の営業時間の規制とか、あるいは調整過程での店舗面積の削減勧告の強化などが焦点になってまいっております。

これらはチェーンストアの経営基盤そのものにかかわる問題点でございますが、今回の法律改正原案によってそれなりの効果が期待できるということ、さらには業界内部の話し合い機運が高まっていること等にかんがみまして、第七条の「変更勧告」について通産省の見解を承りたいと思っております。

七条一項に「店舗面積を削減すべきことを勧告することができ」とございしますが、下限が五百平米ということになっております。五百平方メートルでなくゼロに削減することもあり得る、こういう解釈でよろしいかどうか、もう一度お聞きいたします。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

七条一項の勧告というのは、大規模小売店舗における小売業の事業活動がその周辺の中小小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがある場合に行うこととございします。法律的には、そういったおそれを除去するために必要な限度内であれば、店舗面積の削減というもののつきまして、個々の小売業者に対してはそれがゼロまでの削減が可能であるということは、さつき繰り返し答弁したわけでございます。

ただ、これは個々の小売業者についてでございますが、建物全体として見ました場合には、要するに五百平米を超える店舗面積の建物につきまして調整の対象にしているわけでございますから、建物ベースで見ました場合には、今回の改正によりまして調整の対象が五百平米を超える店舗面積を有する大規模小売店舗における小売業ということまで、千五百から五百というふうに拡大され

ました。したがって、従来は、建物ベースで見ました場合には、大規模小売店舗内の総店舗面積千五百平米まで、これは大都市の場合は三千平米まででございますが、そこまで可能だったのですが、今回は五百平米を超えるところまで削減するということが可能になる、そういう関係に相なるわけでございます。

○宮田委員 第七条に関連いたしましたもう一点で、変更勧告に当たって合理的な理由があるとき、二カ月以内の期間延長を条文化しているわけですが、この二カ月に限った根拠は何かというところがあります。これまでの地方都市におきまして大店店立地の際の紛争経過等を踏まえて御説明をひとつしていただきたいと思います。

○島田政府委員 勧告期間につきましては、今回の改正案では、従来の調整の実態というのを勘案いたしましたので、勧告期間を三月から四月に改めたわけでございますが、なお、最近の傾向としまして商圏範囲が広がっておるといふようなこと、あるいは地域の小売業の競争関係が複雑であるといふようなことが最近考えられますので、調整に当たりまして、そういった場合には広域の調査あるいは詳細な調査等を必要とする場合もあり得るというところから、そのために必要な期間としてさらに二カ月間勧告期間を延長できるといふような措置をしたわけでございます。これが今回の改正の趣旨でございます。

○宮田委員 地方都市において、こういうふうな形でお決めた場合、紛争経過等というものが十分に考えられておるのじゃないかと思っておりますが、その点について何かございしたら、お知らせ願いたいと思っております。

○島田政府委員 趣旨はいま申し上げたところでございますが、実際の調整というふうな実績を考えた場合に、これで十分だろうかという御議論もあろうかと思っております。実際に調整を行う場合には、小売業における事業活動の調整というふうな問題は、関係者間で円満な話し合いをやって解決

していくというのが好ましい結果をもたらすといふこととございしますので、勧告調整期間はいまのようなかっこうになっておりますが、法五条あるいは六条の届け出以前でも、できるだけそれより前にも関係者間で話し合いを行って合意を得られるようなことをしていくということによりまして、実際問題としては十分対処できるのではないかとはいふに考えております。

○宮田委員 いま答弁をいただきましたこの二カ月の期間延長に対して、中小小売業者の間から、これでは短いのではないかと、さらに延長すべきだという意見もございしますが、通産省の御見解をさらに承りたいと思っております。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

実際のケースはいろいろございします。したがって、そういったような御議論が出てくることもあり得るといふふうに十分考えられるわけでございますが、一方におきまして、勧告期間につきましては、この期間というものが届け出者の権利を制限するということでもありますので、余りに長く延長すると、届け出者の権利をそれだけ制約するといふ関係に相なるわけでございます。

〔山下(徳)委員長代理退席、委員長着席〕
それから一方、ある程度の期間がないとやはり円満な調整ができないという関係にございします。その辺を勘案いたしまして、政府原案におきましては改正案のような措置にいたしましたわけでございます。

○宮田委員 午前中の質問でお答え願った件でございますが、実は大手の大型店はさておきまして、中小規模の営業につきまして店舗面積が五百平方メートルということに規制されます結果、販売をいたします品種によりましては営業活動に支障をもたらす場合があるということとあります。

たとえば家具とか自動車等の関係でございますが、これについて、法をいかに運用するかの問題かとは思いますが、答弁の中では十分にその点は考慮するといふこととございましたが、具体的にどう焦眉の問題と思っておりますので、どのような措置をな

さいいますか、その点の御説明を願いたいと思っております。

○島田政府委員 先ほどもお答えいたしましたように、家具とかあるいは自動車修理といったような場合には、どうしても扱う品物が大きいということ、通常の品に比べてまして売り場面積がどうしても広くなるということになるわけでございます。大店法では、先ほどから申し上げておりますように、周辺の中小小売業者に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるかどうかという判断をして、そういうおそれがある場合に必要の調整措置をとるといふことになっておるわけでございますから、いま申しましたように、物の性格上そういったことから、直ちにそういったおそれが出てくるかどうかという点になりますと、いろいろ議論のあるところとでございます。

したがって、私どももいたしましては、前に御説明いたしましたように、法律上その面積について例外をつくるということは、この法律の体系、構成上それは困難であるといふふうに考えておりますが、運用に当たっては、いま申しましたような趣旨から、そういった場合には――この場合でも、実際周辺の小売業者に影響を及ぼすような場合には調整の必要があるのは当然でございます。そういったおそれの程度というものが、一般的に言うところの他のものに比べてという面積だけで比較した場合に少ないという点を、実際に調整を行う場合に、そういうおそれがあるかないかという判断をする場合に十分配慮してその判断をするといふことが必要だといふ趣旨の指導をしていきたいというところでございます。

○宮田委員 最初の質問の際に、私は、チェーンストア業界が日本経済、とりわけ第三次産業分野で果たしてきた役割りを強調したわけですが、視点を変えまして、この業界の雇用吸収力に注目したいと思っております。

大臣も見解をおっしゃったわけでございますが、御承知のように、構造不況業種の多い製造業

が不振そのものでございまして、目下採用シーズンたけなわではございますが、若年労働力の採用計画は軒並みダウンをしておりますのが実態でございます。それに引きかえて、流通業界はこれから成長産業ということでございまして、若年層も集中しておりますし、一方、家庭の主婦の働き場所としてもかつこの職場となっておるわけであります。最初の質問と答ふる部分もございまして、雇用の面から今後の流通業界に寄せる期待とございますか、ビジョンとございますか、そういうものがございましたらばお示し願いたい、こう思います。

○島田政府委員 直接のお答えになるかどうかわかりませんが、チェーンストアにおける従業員数は、昭和五十二年現在で協会加盟店舗で見した場合約二十二万人、うち七万人がパートタイマーということで、全体では約三十万人を超えるものというふうに一応考えられるわけでございまして。雇用問題を考えました場合に、現在製造業における雇用というのがいろいろむずかしい問題を抱えておるといふ状況を考えますと、雇用を吸収し得るといふ部門としまして非常に重要な意義を持つておるといふふうに私は考えておる次第でございます。

○宮田委員 両改正案によつて都道府県知事への権限移譲といいますが、権限強化が図られるわけでございまして、特に第二種大規模小売店について通産省サイドからの意見をどう反映させるおつもりか、この点どうですか。

○島田政府委員 お答え申し上げます。今回の改正案では、御案内のように、第二種大規模小売店舗の調整事務というものは、従来の調整実績、それから行政効率というような点から判断いたしましたし、都道府県知事で行っていたことが合理的であるというふうに考えまして、都道府県知事にその調整をゆだねたところでござい

ます。道府県知事、こういうことになるわけでございしますが、通産大臣としましては、都道府県知事の調整に際しましては、法の総括大臣という立場から必要に応じて指導を行うということが可能でございまして、また、いろいろな運用のやり方につきましては、常時都道府県知事と密接に連絡をいたしまして、両方にその生ずることのないように配慮していきたいと思ひます。

一方、繰り返すのを省略いたしますが、第一種につきましては、逆に都道府県知事が窓口であり、それを經由して通産大臣に上がってくる、その場合に都道府県知事が意見を述べることができ、こういうかっこうで両者の関係というものを円滑に運営していくというふうにしなうかと考えておるわけでございまして。

○宮田委員 大臣、これから何か用事があるそうでございますから、一つだけ伺ひしておきたいのは、この法律の改正案と関係ない事項でございまして、まことに失礼でございますが、間接的な関係があるものでございまして、お伺ひしておきます。

といたしますのは、チェーンストア業界に対する国民の声として、例の円高差益の還元ということが盛んに言われておりますこと、このこと、それは何と申しますか、輸入牛肉の関係について業界からいろいろ要望もあるようでございまして、いろいろの方々から御意見を聞いてみますと、そういう意見があるにもかかわらず、業界に対する割り当てといふものが、これは所管は違ひますけれども、年々下がつておるといふ統計が出ておるわけでございまして。この点については消費者の皆さんが要望されておりますことは逆な現象を呈しておるわけでございまして、この点、通産大臣の方より一層の御協力をお願い申し上げます。

○河本國務大臣 この牛肉の問題は非常に大きな問題だと私は思ひます。つい数日前から、池袋のワールドインポートマートビルで、今度アメリカから通商ミッションが参りましたのを機会に牛肉の安売りを試みにやっておりますが、延々長蛇の列が毎日続いております、非常な関心と呼んでおります。私は、現在の牛肉問題に対しては何らかの改善、工夫の余地があるのではないかと考えておりますが、御趣旨のほどは農林大臣に十分伝えまして、非常な関心を皆さんお持ちであるということを連絡をしておきます。

○宮田委員 大臣、どうもありがとうございます。そこで、続いてお伺ひいたしますのは、さきに都道府県知事との関係についてお聞きいたしました、千五百平米以上が大臣、それから千五百平米から千五百平米までが知事の調整ということになつておるわけでございしますが、この理由は一体どういふことですか。

○島田政府委員 お答え申し上げます。今回の改正案では、いま御指摘がありましたように、店舗面積は、千五百平米以上というものの加へまして、新しく千五百平米を超え千五百平米未満の建物というものが対象にして、これを一種、二種と分けて、そして一種は通商産業大臣、それから二種は都道府県知事、こういうことにしたわけでございまして。

なぜ、どういふ考え方で分けたかということでございますが、これはやはり従来のいろいろな実績、それから行政効率というようなものを勘案いたしまして区分したわけでございまして。そしてまた、こういうふうにするにによりまして、一方では、流通の近代化あるいは最近における大型店のチェーン展開というような点を考えますと、全国的な立場から調整を行うという必要があるというところ、片方は、そういったお店が地域経済に非常に密着した問題を含んでおるといふこと、そういった点も勘案いたしまして二つに分けて、その関係を、先ほど申しましたように、一種の場合には都道府県知事經由で上がってくる、意見を述べ、もう一つは二つの政策の調整を

図るといふ考え方で構成をしたものでござい

ます。○宮田委員 次に伺ひたいのは、小売市場の店舗当たりの面積を三十平米ということにしておられますが、この根拠と意義について御説明をお願いいたします。

○左近政府委員 今回の改正におきまして、小売市場につきまして零細な中小小売商のテナント保護を図るといふ観点から措置をいたしたわけでございまして、その定義の中で、零細なテナントが入居しているというふうな趣旨から、この三十平米未満の区分という要件を追加したわけでござい

ます。それはつまり零細性というものをそれであらわしたわけでございまして。そこで、その三十という数字の根拠でござい

すけれども、いまわが国全体の小売業の店当たりの平均売り場面積というのは、試算いたしてみますと、大体五十平米ぐらいに相なります。それから、小売市場の中の小売商の平均の売り場面積というものを試算いたしてみますと、これが二十平米ということになります。したがって、そういう数字を勘案いたしまして、大体小売市場の実態に合致し、かつ、零細性ということとすれば三十平米という基準ではなからうかというところで、この数字にしたわけでござい

ます。○宮田委員 ところが、小売市場の方から、これを五十平米にしたらどうかという意見も出ておるわけでございしますが、その場合の調整能力といひますか、メリット、こういうことはどういふふうにお考えか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○左近政府委員 三十平米でございまして、現在の小売市場の中で約七割がそれに該当するということに相なります。それから、これを仮に五十平米ということと線を引いてみますと、約九割が入る、こういうことに相なるということの計算ができております。

○宮田委員 次に進ましていただきますが、都道府県、市町村独自の条例が非常にたくさんできておると聞いておりますが、この要綱との整合性の

問題について、廃止すべきという行政指導の音が非常に強いわけですが、この法律ができたといふなら、その点についてはどういふふうな考えをお持ちか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

〔中島源〕委員長代理退席、委員長着席

○島田政府委員 私どもの考え方を申し上げます。今回の大店法の改正に当たりましては、調整対象の店舗面積を五百平米まで引き下げることになりました。と同時に、従来の地方自治体における条例、要綱による調整実績ということも考えまして、千五百平米以下の調整権限につきましては、これを地方自治体に委任をしたことは先ほど来申し上げておるところでございます。

一方、実態的に申しますと、もう一つ五百平米以下の店舗につきましては、これも前に申し上げたかと思いますが、私もといたしましては、一応顧客吸引力等の点から考えまして、一般中小売商との顧客吸引力に、五百平米以下ということになります。余り際立つた差というものは見られないのではないかと。また、出店をめぐる紛争というのでも従来までのところ余り実績がないというところから、一応そういうものが仮に今後出てくるとすれば、それは小売商業調整特別措置法のあつせん、調整規定により対処するということから臨みたいというふうな考えをたつてあります。そういうふうな考えをたつてあります。実際の現行の地方自治体における条例、要綱につきましては、実態的な必要性というものは、もう今回の改正案が成立した場合には足りなくなってしまうのではないかと。いうふうに考えております。

したがって、私もといたしましては、この大店法、商調法の今回の改正案ができました場合には、いままでもういった千五百平米までしか規制、調整がなされないという時代につくられた条例あるいは要綱につきましては、その必要性がもう乏しくなつたところから、そういったものについては都道府県においてしかるべき措置されることを期待していただくわけでございます。

○宮田委員 ただいまの問題についてもう一度伺いをいたしますのは、五百平米ということで一応規定されるわけでございますから、その範囲に入ります条例というのは自然消滅ということになるかと思ひますが、それ以下の条例で取り決めているおるわけでございます。たとえ三百平米とかいふところもあるように聞いておりました。その点についてよろしく御指導ということなのでございますが、何らかの措置をとらない以上は、なかなかそれをやめさせるというわけにはいかぬじやないか。これをそのままの形で持つておきますと、また五、六百から四百にしろとか二百にしろとか、こういう条例というものができるとなると、もう一度明確にしたいと思ひます。

○島田政府委員 私どもの考え方は、いま申し上げましたようなことでございます。したがって、実際上の必要性というものは今回の改正によってなくなつていくのではないかと。いうふうに思ひます。もちろん、条例を制定する権限というものは都道府県にあるわけでございますから、直接私どもがすぐそれをどうこうというわけにまいらないわけでございます。そういう実態でありますし、それからまた、商業調整制度というものは、余り複雑になるといふことはかえつて混乱を生じますために、今回の改正案というものができました場合、できるだけすっきりしたところで商業調整が行われるように、都道府県等にも十分私どもの考え方を浸透させたいというふうに考えております。

○宮田委員 次に御質問いたしますのは、商調協の委員構成の見直しをやるべきだという意見もだんだん出てきておるように見受けるわけですが、そういう意見が出ますところを見ますと、どうも商調協の運営に不明朗なところがあるのじやないか、こういう問題について改善をしるという意見でございますけれども、この見直しをやるべきだということに対してどのようなお考えをお持ちか、その点をお聞かせ願いたいと思ひます。

○島田政府委員 お答え申し上げます。商調協というものがこの大店法を実際に運用していく場合にきつめて重要な役割を果たしておるといふ点は、繰り返すまでもないところでございます。ところで、この商調協は商工会議所あるいは商工会と設置されております。この委員の構成につきましては、通達によりまして、商業者、消費者、学識経験者の代表者のうちから相互に均衡のとれるように考慮して選定するというところで指導いたしていただいております。また、その各委員がその代表する各層の意見を正しく反映する代表者であるということになるように、これはもう当然のことでございます。

しかし、実際いろいろなケースということになりますと、現実にはいろいろ問題と申しますか、むずかしい点もあるわけでございますが、これをどういふかこうで改善していくかということが今後の課題でございます。私も、現在部内で具体的にどういふふうにしたらいかなということも検討をいたしておるわけでございます。いずれにいたしましても、商調協の運営というのが公正中立に行われるということが、商調協の権威を高め、またその存在を重からしめるゆえんでございまして、したがって、私ももう一つ伺ひたいところになるように、できるだけ検討し、関係者とも十分に相談をしていきたいというふうに思つております。

○宮田委員 この問題については、御存じであつたならばお答え願ひたいと思ひます。例の熊本の問題について、一応いきさつは御存じと思ひますけれども、ああいう形になって再度申請なさつたということが新聞あたりに出ておるわけでございます。この経過、わかつておりましたら

ば、簡単によろしゅうございますからちよつとお知らせ願ひたいと思ひます。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

熊本ダイエーの件につきましては、五十年に申請がなされて、それから一度その後申請が変更されて、最初が五十年の三月で、三条の届け出がなされました。それから、五十二年に面積が縮小されました。さらに変更届け出がなされた。その間、第一回目の段階でも事前商調協が開催され、それから第二回の段階でも事前商調協が開催されたわけでございます。そして五十二年六月十六日に五条の申請が出てまいりました。

商調協が開かれた後、大店審で検討がされたわけでございますが、大店審といたしましては、五十二年の八月から九月まで鋭意検討を続けました結果、審議会としては、商調協の審議が数字的な検討を含めてなお検討すべき点が残されていること、それから、審議会も論点が多岐で十分に論議を尽くす時間的余裕がなかつたということから、当事者の協力を得て、もう一度そういう事情を勘案しまして届け出者が一たん届け出を取り下げて、そして関係者で適切な措置をとられるように要望するという審議会としての要請がございました。

それを受けまして、現在ダイエーの方といたしましては、五条の届け出の取り下げを行い、それから九月十六日付で五条の申請がなされて、現在商調協で審議が行われておるといふのが簡単な経緯でございます。

○宮田委員 最後に、もう一つ伺ひしておきますのは、ここでの所管ではございませんが、例の農協、生協の関係に伴つて考えられます今度のこの法律の問題についてであります。

本来、農協、生協というのは、特定のところが定義というふうになっておりますが、最近、小売商業の方々とその他の方々から、何しろ不特定多数が対象になつて何ら変わらないじやないかというふうな意見も非常に強く出ておるよう聞いておるわけでございます。この法律を改正

し提案されるに当たりましては、その点もある程度勘案をされたと思うわけでございますが、この関係はどうとらえてこの法律が出されたか、この点をお聞かせ願いたい、こう思います。

○左近政府委員 生協や農協の出店とかあるいは員外利用ということで、各地で問題が生じておることはおっしゃるとおりでございます。これは生協や農協の中に、本来は組合員に対する生活物資の供給という組合本来の趣旨を逸脱した行為があるということであるからであります。したがって、われわれといたしましては、やはりそれぞれの生協、農協は組合本来の趣旨のつとめてその活動を適正化してもらわなければいけないというところを考慮しておるわけでございます。

ただ、それぞれ生協、農協には根拠法規がございまして、しかもその法規では、やはりそれぞれそういう趣旨を守るための規定もあるわけでございます。したがって、直ちにすべてを大店法の中に入れてどうこうするということにはなかなかむずかしいことになりましたので、今回はこの改正の中に入れていただくわけでございますが、現在、それぞれの所管省でございまして厚生省とか農林水産省におきましては、今回の大店法、商調法の改正に伴いまして、従来の活動のいわば自衛通達と申しますか、自衛を要請する通達を検討しておるといふふう聞いております。

当庁といたしましては、やはりそういう自衛通達を出されて、それが守られるように十分監視してまいりたいというふうな考えでございます。また、実際の個別の活動につきましては、商調法の十五条のあつせん、調停という規定の活用もできるわけでございますので、そういうものを考えながら今後十分この動きを注目してまいりたいというふうな考えております。

○宮田委員 終わります。

○橋口委員長 安田純治君。

○安田委員 私は、小売二法改正案にあらわれた政府のこの問題への基本的な姿勢に関しまして、一言まず伺っておきたいと思うわけです。

昨年の春ごろまでは、政府は法改正の必要を認めないと言明しておたわけですが、ところが、突如として法改正に一転した。外見上はそう見えるわけでありまして、そこで、なぜ法改正に踏み切ったのか、法改正を必要だと判断した最大の理由は何かであらうかということをお伺いしたいわけでございます。

この点に關してまして、次に、大型店の出店にブレーキをかける、抑制をするということに重点を置いたのか、それとも大型店の出店をさらに促進させることに重点を置いたのか、そのいずれでもないということになるのか、改正案作成の方針についてどうであったのか、伺いたいと思ふ。

○島田政府委員 第一のお答えでございますが、現行の大店法は御承知のように四十八年に制定され、四十九年三月一日から施行されたわけでございます。その後およそ五年を経過しているわけでございますが、先ほども申し上げましたけれども、この間わが国の経済というのが基調が変化してきた。そうした中で大型店の出店が増加してきた。特にその出店パターンというの、郊外立地あるいは地方中小都市への出店傾向というのが見られるようになってきた。最近ではさらに、中型店と申しますか、基準面積以下の店舗というものの紛争事例が増加するというような傾向が見られるに至つた。こういった条件の変化というものがあつたわけでございまして、そういったものにかんがみまして、国会でも、小売商業調整制度のあり方について抜本的な対策を講じるように八十国会で特別決議がなされたわけでございまして、

私もどなたといたしましては、そういった状況にかんがみまして、昨年七月以来、小売問題懇談会を開催し、さらに今年、その後におきまして中小企業政策審議会、産業構造審議会の合同委員会で小売商業政策のあり方について検討をお願いいたしました。その意見具申が本年四月に得られましたので、その方向に沿って今回大店法及び商調法の一部改正を作成し提出したと、こういう流れになつておるわけでございます。

その改正に当たつての方向はどうかということでございますが、今回の改正につきましては、御案内のように、中政審、産構審の意見具申としまして、大店法、商調法の両方の錯綜した関係を整理するというところ、それから大店法の対象面積を引き下げると、それから調整に当たつて都道府県知事の関与を強化することというような内容の意見具申が出され、それを受けまして、私もその趣旨を十分取り込んで改正案を考えたわけでございます。

特に改正案につきましては、今回大店法で調整の対象になる面積を五百平米まで引き下げるといふことにいたしましたので、中小企業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるというものは、おおむね調整の対象になるというふうな考へておるわけでございます。また、そうした結果、調整措置におきまして、建物の店舗面積合計で五百平米まで削減できるというふうなかつたに相なつたわけでございまして、これによりまして、周辺中小小売業への影響を除去するに十分な勧告命令というものが可能になつたというふうな考へております。また、五百平米以下につきましては、引き続き商調法のあつせん、調停規定により対処できるという体制になつております。

そういった点を考えますと、今回の改正というものは大規模小売店舗における小売業に対する調整というものを強化する方向にあるというふうな私どもは考へておるわけです。

○安田委員 抜本的改正をせよという国会の決議を受けた部分もあるとおっしゃいますけれども、どうも抜本的改正と言へるかどうかが、いまの政府の案にはなほ疑問であります。時間の関係で何が抜本かということについては若干飛ばしますけれども、少なくとも大型店の出店の規制を強化するという方向で改正したつもりだ、こういうふうにおっしゃるわけですね。

従来の経過を考えますと、大店法などの改正を要求する運動は、大店法が施行された四十九年の翌年、もう五十年からすでに始まつておるわけでありまして、中小小売業者だけの運動から、次第に労働組合や地域の住民組織、婦人組織へと広がつてまいりまして、今日では自治体を含めてまさに町ぐるみ、地域ぐるみの運動も珍しくなくなつておるわけですね。そしてその要求は、大スパーナなどの地域の実情を無視した横暴な出店に対して有効にストップをかけられるような法律に改正してほしい、こういう点が中心であると思ひます。つまり、法改正をめぐる運動の本流は、明らかに規制強化を求める側にあつたと言わざるを得ません。この規制強化の法改正を要求する闘いの発展を恐れて、にわかに大スパーナなどが巻き返しの策動を強めているわけでありまして、もし政府が公正な立場で真に国民的要求に沿つて行政を進める立場に立つならば、この問題の事の経過からも、法改正は規制強化に向かうものであるべきことは当然であると私も思ひます。

ところが、いまの御答弁にあつたような規制強化のつもりと言われましても、現在提案されております政府案は、部分的にはなるほど改善点を含みながら、肝心のところでは要求に背を向けておる。あつたことか、幾つかの改善点すら盛り込まれておると言わざるを得ないわけでありまして、たとへば、あれほど要求が強かつた許可制導入を避けまして、一方、商調法の許可制部分も届け出制に改悪しようとしているのもその一つであります。ちょうどパンを求めるときに石を与へ、魚を求めるときにへびを与えるという、そういうことにびつたりするような政府の提案であると言わざるを得ないと思ひます。

そこで、改めて伺ひますが、許可制と届け出制とではどう違うのか、正確にお答え願ひたいと思ひます。

○島田政府委員 お答え申し上げます。法律論かと思ひますが、許可制と届け出制につきましては、許可制は原則的に禁止されているものを一定の場合に解除するといふ機能を有しているというふうな考へております。これに對しまし

て、届け出制というのは原則自由という考え方でスタートしているという考え方の差があるのかと思ひます。

ただ、大店法の届け出につきましても、この法制の内容は、御存じのように、通産大臣または都道府県知事が大規模小売店舗に入居し得る小売業者の届け出内容を事前に十分に審査する、その結果、中小小売業者に相当程度の影響を与えるおそれがあると認められる場合には、審議会等の意見を聞いて、開店日の延長、店舗面積の削減等の勧告を行行、従わない場合には命令を行うことが出来る、それから、命令違反者に対しては営業停止命令または罰則を科するというような構成になつておるわけでございますから、必要な規制の効果につきましても、事実上許可制と同じような効果をおし得るものであるというふうに私もは考へておるわけでございます。

○安田委員 昭和四十八年九月十三日に、参議院の商工委員会が森口審議官が答弁されておるわけですが、許可は、その効力が発生しない限り営業がでないわけでございますけれども、届け出は、一定の時日が経過すれば営業できるといふ点で本質的な違いがあるのかと存じます。「こういう答弁をしては、それはその答弁どおりでいいでもいいたいですか。」

○島田政府委員 届け出で一定の期間がたてばその営業ができる、その点だけをとりえればそのとおりだと思ひます。

ただ、その間に、いま申し上げましたように、本法におきましてはいろいろな調整が行われるという関係にあるわけでございます。

○安田委員 要するに、許可制と届け出制は根本的に違うわけでありませう。

次に、原則として出店を認めるといういまの体系のもとで、現行法の第七条の「変更勧告」に、開店日の繰り下げの勧告ができるということになつていますね。調整勧告ですね。開店日を無期限に延期せよという勧告ができるかどうか、伺いた

○島田政府委員 七条一項の勧告ですが、結局、大規模小売店舗における小売業の事業活動が周辺の中小小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるという場合に行うわけですが、法律的には、そうしたおそれを除去するために必要な限度であれば、開店日についてはその必要に応じて何年でも繰り下げが可能であるというのが法律上の解釈であらうかと思ひます。

○安田委員 では、店舗面積の削減について先ほど来同僚委員からいろいろ質疑がございました。要するに、一小売業者という範囲で見ればゼロ削減もある、しかし、一つの建物ベースで考えると最大限五百平米を超える部分まで、そういう答えになると思うのです、いままでの議論を聞いておりますと。結局、建物ベースで考えますと五百平米以下は規制できない、そういうことになると思ひますが、それでよろしいですか。

○島田政府委員 解釈としてそういうことでございませう。

ただ、実際問題として、何千平米あるいは何万平米という申請が五百平米程度まで削減された場合に、実際上それで事業活動が行い得るかという事実上の問題を考えますと、そういうケースに關して言えば、実際上五百平米というのをはきわめてきつい話であるということをおし添えます。

○安田委員 それは、何万平米という極端な例を考へればそれでいいけれども、少なくとも知事権限の対象になつてはいる五百平米を超える一千五百平米まで、そういうことを考えますと、そういう極端な一万平米の場合、何万平米の場合には非常にきつい規制と言われるかもしれませんが、いまの政府提案の規制対象の範囲で言えば、とにかく五百平米までは建物ベースで考えればいいんだ、そういうことになりませう。

る。これはどういう基準でそういうふうに削りますか。

○島田政府委員 その基準というのは、結局、る申し上げておりますように、その店舗の面積と

○安田委員 ということは、言葉をかえて言えば、その周辺の小売業者に相当程度の影響を与える、その影響を除去するために五百平米まで削ることが必要な場合があり得るということですね。そう伺わざるを得ないですね、そういうことがあ

○島田政府委員 理屈から言いますとそういうことにはなるかと思ひますけれども、実際問題として、五百一平米まで削減するということになつた場合、それは実際上は、もう先ほど申しましたように、どういふケースが想定されるかわかりませんが、私ども従来の運用の実態から見ますと、そういう場合、仮にそこまで削減をするといふことになれば、実際上そのケースに關しては、根本的にその出店計画を検討せざるを得ないような事態になるであらうというふうに考へております。

○安田委員 そうしますと、たとえば六百平米の場合も、これは知事権限ですけれども、届け出の場合も、これは知事権限ですけれども、ただ六百平米、九十九平米ですか、減らすなんということは、根本的な出店計画とは直接関係がないと言えるわけですよ。何万平米ということをおしければおっしゃ

るとおりですけれども、六百平米も規制の対象です。それから、そうなりますと、九十九平米減らすといふことはあり得る。しかれば、それを一歩を進めて一平米、もう少し削つて五百平米になると、今度は全然規制の対象外である。これはしかし、六百平米が五百一平米までゼロ削減もあるといふこととでなるといふことは、そうしなければこの六百平米の第二種大店舗は周辺小売業に対して相当程度の影響を与えるという判断があつて、九十九平米減らすわけですからね。ところが、あと一平米減らした場合は、これは大店法の届け出の対象外で自由にやれるのだ、こんな理屈、通りますですかね。

○島田政府委員 どういうケースを想定するかというところによつて議論も異なつてくると思ひますが、実際上いま仮に六百平米の出店があつた場合に、その周辺小売商への影響を除去するといふために五百平米まで削減するといふケース、それから、たとえば数千平米の建物の場合にそれを五百平米まで削減するといふ場合を考へた場合に、実際的には非常に違つてくるということがあり得るわけでございます。

それから、いづれにしても、今回の法律では五百平米というのを一応の調整の最低限にしておるわけでございますから、それはこういう線を引く限り、千平米でも千五百平米でも必ず起る問題であらうかと思ひます。

○安田委員 ですから、理屈を詰めていくと、線を引く限り必ずそうなるということに陥らざるを得ないわけですね。五百平米を超えるところまで規制の対象を広げた、しかもゼロ削減もあるといふ大変なことはいふことを言うのだけれども、いまの私の理屈を詰めていくと、線を引く限りはまことにこつけない話にならざるを得ない場合もあるといふことになるわけですね。

ですから、五百平米以下の規制ができないような法改正にはどうしても賛成し得ないという立場がここではつきりするわけですね、どうも理屈の上からいって、六百平米の場合、九十九平米減ら

さなければ周辺の小売業の相当程度の影響を除去できないというところは実際あり得ないこととすれば、何で六百を規制の対象にしたのだということになつてしまふし、その場合に、ゼロ削減があるというけれども、実際ゼロ削減はほとんどないのじゃないかということになつてしまふし、それが本当に五百平米を超える部分までゼロ削減があり得るというならば、それは相当程度の影響を除去するために必要なことだということがあり得るとするならば、しからば五百平米の場合影響がないのか。これは線を引けば必ずそういうことが起きる。だから、五百平米に対象を下けたとは言ふけれども、実際問題として、届け出制を前提として、そしてその中で一定の線を引けば、必ずこういう問題が起きてくるということをはつきり指摘しておかざるを得ないと思ふのです。

次に、今度の改正案の中で、変更勧告ができる期間、つまり届け出から勧告までの期間について延長と短縮の規定を設けた目的は何かをお伺いしたいと思ふます。

○島田政府委員 延長と短縮の規定を設けた理由いかんということですが、まず、延長の方でございすけれども、勧告期間につきましては、従来は三月ということになっておるわけですが、今回それを四月に延長したわけでございます。それから、必要がある場合にはなお二カ月延長ができるということにいたしましたわけでございます。

特に、三月から四月に延ばしたという点につきましては、商團の範囲が広がる、あるいは地域の小売業の競争関係が複雑になるといふような場合に、調整に当たつて広域な調査等を必要とする場合があり得るといふふうに考えられましたので、従来三月といふふうになつておりましたのを四月に改め、さらに必要な場合に二カ月の延長ができるということで、所要の期間を確保するといふふうにしたわけでございます。

売店舗にテナントとして入居しております小売業者の単なる入れかわりの場合でございまして、周辺の中小小売業に影響を及ぼすことがほとんどないといふような場合を想定しております。こういった場合にも、今度の改正ですと、五カ月間は営業開始ができないということになるわけでございます。

今回の改正で、調整期間をそういうふうにかつて、特に五条の届け出時期につきましては、四カ月前から五カ月前といふふうなかつておるわけでございますが、その反面、逆に実態的には何ら影響がないという場合に、その期間を待たせるといふことは、当該テナントあるいは建物設置者に対して過大な負担を課することになると思ふわけですので、そういう問題のないケースについては直ちに営業を開始できるような手当てをするといふことで、勧告期間の短縮の規定を設けたといふ次第でございます。

○安田委員 従来行われておりましたいわゆる事前商調協の場合に、先ほど同僚の西中委員から質問があつて、何か奥歯に物はさまつたような回答だったので、はつきりさせていたいただきたいのですが、事前商調協の調整期間といふことが話し合ひの期間、これに制限を設けるということになるのかどうか。先ほどの御答弁を聞いておりますと、従前余りに長引いておる、この弊害をなくしながら存続したいといふ言い方をされておりますが、事前商調協の期間を制限を設けるつもりなのかどうか、はつきりさせていただきたいと思ひます。

○島田政府委員 いまの商調協の運用の問題に關しましては、現在いろいろな点につきまして私ども検討している段階でございすので、関係者とも十分相談をいたしまして結論を出したいといふふうに考えております。

○安田委員 確かに商調協はストレートの法律事項にはなつておりませんので、直接この法案の条文の審議については対象としてはつかまえないくいわけですが、いかにも大型店の規制強化の方向で

あるといふようなお話、ゼロ削減もあるといふうな、いままでは法改正を要求しておつた多くの地方の要求に沿うがときどきまい話があるわけですが、いざこいざのことを一つ一つ詰めてみますと、これはかえつて改悪になる場合があるのじゃないかといふことを心配するわけですが、先ほど申し上げましたように、パンを求めたのに結局石を食わされるということになるのではないかと。そういう幻想を、この法改正にいろいろ関心を持つてゐる、利害関係を持つてゐる方々に与えるといふことは、もつてのほかであるといふふうに思ひます。

結局、はつきりさせていただきたいわけですが、調整がつかない、話し合つても折り合ひがつかない場合に、結局見切りをつけて出店させることが、今度の改正によつて合法化されることになるのではないかと。そうなりますと、昭和四十八年に中曾根通産大臣が、「スーパードの新設等につきましては、商調協にかけて地元の了解を得るようにして、初めてその開店を認めるといふ形に依然としてやつていくつもりでございます。」といふことを答弁されておりましたが、この答弁が変更されるのかどうか、もし変更されるとしたら変える理由は何か、この点を伺いたいと思ひます。

○島田政府委員 お答えします。

先ほど申し上げましたように、現在の大店法では、特に商調協における地元調整というものが非常に重要な役割を果たしているといふのは疑ひのないところであるといふふうに私も考えております。実際問題として、各地でいろいろ問題が起きてゐる場合に、その解決のためには、地元の利害関係者の間で十分話し合ひをして解決をしていくということが重要であるといふふうに考えております。そういう点から、商調協方式というものも、いろいろな検討は行いますが、今後とも存続させるべきものといふふうに考えておるわけでございます。

○安田委員 いや、私が伺つておるのは、中曾根通産大臣が、昭和四十八年の九月十一日、参議院

の商工委員会で、「地元の了解を得るようにして、初めてその開店を認める」といふ形に依然としてやつていくつもりでございます。」と答弁されてゐるわけですね。ですから、中曾根通産大臣が当時答弁されたことをそのまま踏襲していくといふことになれば、事前商調協のいわば調整期間です、見切り発車ということについては一定の答えが出るわけですが、これはいまの御答弁ですと、これから関係者といふ話に合つて決めたので全くわからぬ。そうならば、一体中曾根答弁を変える気なのか変えない気なのか、はつきりさせていただきたい。

○島田政府委員 要するに、商調協での調整という方式をとつておるわけでございますから、商調協において十分いろいろな関係者の議論を詰めていくという考え方は、全然変えていないわけでございます。

○安田委員 そうしますと、事前商調協は残して、いままでもどおり十分そこでは話し合ひをやるということに承つていいのでしょうか。

○島田政府委員 十分話し合ひを進めるといふ点は当然でございます。

ただ、そのやり方につきましてもいろいろと改善すべき点があるのじゃないかといふ点もいろいろ御議論がございすので、そういう点もあわせて検討したい、こういうことでございす。

○安田委員 その点では、中曾根通産大臣の答弁に従前どおり踏襲するということに伺つてよろしいのでしょうか。大変しつこいようですが、見切り発車をしないんだ。法律上はいままでも届け出受理から調整期間というのには限られてゐますわね。今度は幾らか延ばしてゐるけれども、この法改正に伴つて事前商調協がどうにかなつて、見切り発車をするようになるのかならないのか、現在の状況でどつちとも全く言えないのか、どうなんですか。

○島田政府委員 調整を進める場合にいろいろなやり方があるかと思ひます。したがらしまして、話し合ひといふのを精力的、効率的に進めるとい

うようなかつこうでいろいろな改善は考えたいと思います。

○安田委員 私の質問の制限時間が参りましたので、次回に残りの質問はいたすことにいたしました。要するに、現在提案されております政府案は明確な改善点がある。つまり、大手スーパーなどの進出がますます多くなりやすくなる点がある。第一に、地元との調整、話し合いの期間に制限を事実上設けたことになるのではないのか。第二に、商調法について従来の許可制の部分を届け出制に変えていること。第三に、商調法改正によって五百平米以下の大企業の出店への規制が緩められることになる。つまり調査の申し出、調整、そういうことが削られておりますので、こういうことをはっきりしておきたいと思うのです。その点が一つ。

それから、改善点であるとしきりに宣伝されております五百平米への引き下げにつきましても、いろいろ実態面でも問題があるだろう。地方自治体の条例、要綱は二百を超えております。その七〇％は五百平米以下から調整の対象にしているのが現状ですから、いわば追認行為みたいなものだ、改善点だと言っても。

そういうこともあるのじゃないかということを指摘しておきまして、また次回に残った質問をしたいと思ひます。

○橋口委員長 大成正雄君。

○大成委員 最後でございますので、お疲れでございますが、よろしく願ひいたします。

私たちがいまここに審議しております大店法、商調法の改正につきましては、全国の大店法あるいは中小小売店は、大変な関心を持って成り行きを注目しております。特に中小小売店の場合には、本法改正の成り行きによつては、いわゆるそれのお店の死活にかかわる重大な問題であります。それだけに立法府としてのわれわれの責任を十分果たしたい、そういう意味から御質問を申し上げます。

今日、大店舗の展開状況を見ますと、郊外立

地、地方分散等の傾向をたどりながら、大店法による届け出件数が、スーパー、百貨店で四十九年が三百九十八件、五十年が二百八十件、五十一年が二百六十五件、五十二年が三百十八件と、四十九年以後だけでも二百六十一件という届け出になっております。また、政府の方からいただいた資料によりますと、五十二年から五十三年の八月まで、基準面積未満の届け出、条例あるいは要綱等による基準面積未満の届け出が八百五十三件、こういう数字になっておるわけでありまして。今日、日本列島に展開されておる大店法の状況を見ますと、四十九年の商業統計によれば、百貨店が三百二十二、スーパーが一萬二千三十四、中小小売店が百五十三万六千店、こういう数字になっておるわけでありまして。

大店法のたてまえからいって、消費者の利益というものももちろん重要ではあります。今日、消費者の選択の自由というものはある程度保障されておると見なければなりませんし、一方、私たちの立場からするならば、これらの大店に圧迫されて死活問題になっておる小売店の立場をより一層重視をしなければならぬ、こういう立場でございます。

さて、そこで私が御質問を申し上げたいことは、前国会のときに特別決議を本委員会としていたしたわけでありまして、この特別決議を受けて通達も出されておるわけでありまして、いわゆる駆け込みの申請と申しますか出店と申しますか、そういうこととの状況をまずお聞きをしたいと思ひます。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

前国会の決議を踏まえまして、関係団体に対して、これは三月にも駆け込み新増設の自粛要請をしたわけでございますが、前国会における決議を踏まえまして、さらに関係団体に対して駆け込み新増設の自粛を要請をしたわけでございます。

最近の届け出件数の状況を見ますと、本年度に入りまして第一、四半期は五十九件、第二、四半

期は四十三件ということになってございまして、先ほど先生もお話しになりましたが、それまでの半年の件数が大体四半期で七、八十件ぐらいでございまして、それを相当程度下回っている状況にあるわけでございます。

それからまた、基準面積未満の店舗の新設につきましても、私どもの調べたところによりまして、最近において特に駆け込み的な出店が増加しているという傾向はないように承知しております。

○大成委員 本法が改正をされまして、若干の修正は避けられないと思ひますが、これの実施段階に入ることが予想されるわけでありまして、それまでの経過措置等に絡んで若干の御質問を申し上げます。

先ほどの審議官の御答弁では、現在各都道府県で持っております条例、要綱、これらははしかるべく措置されることを期待する、こう言われておるわけでありまして、全国の状況を見ますと、下限三百平方メートル以上というものが十六件、五百平方メートル以上が十五件、七百平方メートル以上が二件というふうな状況になっておるわけでありまして。本法大店法の適用五百平米未満ということになりますと、まだ条例、要綱である程度指導されるに足りる条件を満たしておる県が相当あるわけでありまして、これらに対してただ措置されることを期待するということだけではいまいかどうか、また、その条例、要綱というものは法律的にどのように理解しているのか、その点を承りたいと思ひます。

○島田政府委員 先ほど御説明いたしました

が、繰り返して申し上げますと、五百平米ということ、一応地方自治団体の条例の中で調整対象店舗が五百平米を超えるようなものにつきましまして、これは今度の法律がそういうふうなことで五百平米以上につきまして調整対象にするということになりますと、実際上もう完全にダブってしまうわけでございますから、改正法が施行される時点におきまして、条例というのは実際上意味がなくな

なるのではないかとこのように考えております。それから、五百平米未満のものも調整対象にしておるといふ条例につきましまして、これが法律的に見てどうかという問題になりますと、これはやはり法律的には、当該地域の小売業のいろいろな実態というものを踏まえまして合理的な内容を持っているかどうかということと判断されることになると思ひますので、この法律の調整対象面積を下回っているというところで、直ちにこれが今度の法律の關係で違法であるというふうな議論にはならず、各条例について個別に判断されるということになるかと思ひます。

ただ、繰り返して申し上げますように、私ども今回の改正に当たりましていろいろ検討しました結果を申し上げますと、いろいろな各種データから判断いたしました、大体五百平米というものが吸引力を持つ一つの線である、したがしまして、それより以下になりますと一般の中小企業とそれほど吸引力において優位な差があるというふうにも判断しにくいのではないかと、それから、実際の紛争件数というの、五百平米以下になりますと余り実例がないというふうなところから考えまして、一応五百平米という線で調整を行うとすれば、実際問題としては十分対処ができるし、それからまた、例外的にいろいろ問題がある場合には、商調法のある、調停という規定で対処し得るというふうな考えですので、実際上五百平米以下につきましても、個別に条例なり要綱を制定するといふ必要性は余りないのではないかと、このように考えております。

○大成委員 そこで、先ほどの質問にも関連する

わけでありまして、今回の改正で十四条の二と十六条の二がそれぞれ削除されておるわけですが、その理由として、この十五条が生きています。いまお話しになりましたあつせん、調停ということなのですが、この十五条の内容というのは、この法文をごらんいただければわかりますけれども、一次の各号の一に掲げる紛争につき」ということで、その紛争の内容を四項目にわたって規定しているわ

けです、現行法では。これに当てはまらない紛争
というの十五条を適用できないのです。です
から、そういう手落ちを考えますと、どうしても
この十四条の二と十六条の二というものは生かし
てもらわないとどうにもならない、このように考
えるのです。

具体的事例として埼玉県の八潮市の事例を一
つ申し上げますと、八潮市のマルエツ八潮店の事
例は、ここの一月に、七百四十五平米の二階建
です。千四百九十平米の建物を長田さんとい
う人がつくって、それをマルエツが借りて、そし
て申請を出した。地元対策協と調停をして、協
定を結んで、そして二階部分は使わない、七百四
十五平米でということにスタートをした。ところが、
この六月二十五日になって、マルエツが一方
的に二階の方のオープンを開始した。それで、仮処
分を対策協がかけようとしたところが、今度はそ
のマルエツの方の名義変更をして、その建物の持
ち主である長田さんがこの経営者に肩がわりす
る、こういう形で、オサダ屋八潮店という形で始
めた、こういういきさつなので。

しかも、八潮市には指導要綱もあります。埼玉
県の要綱もあります。そういうことは全く無視
されて、一方的にこの開店がなされておる。従業
員の服装からいっても、商品の仕入れその他から
いっても、全く同一店と同じような状態で、そう
いう形のものがいままかり通っておるという事例
があるわけなんです。

こういったことを踏まえますと、先ほどのお話
の五百平米未満というものは、こういったケース
でいかようにでもできるのではないかと、こういう
ことが予想されるわけですが、いかがなものとし
ようか。

○左近政府委員 商調法の十四条の二及び十六
条の二につきましては、今回の大店法の改正に伴い
まして削除をしたわけでございます。

御指摘の十五条のあつせん、調停の範囲でござ
います。これは十四条の二及び十六条の二の範
囲をカバーしております。したがって、こ

の五百平米以下のときに問題が起きました場合
には、この十五条で従来の十四条の二及び十六
条の二の範囲のものはあつせん、調停に入るとい
うふうにおかれれば解しておりますので、この辺
で、この条項で対処していきたいというふうに考
えております。

○大成委員 いまの長官の御説明からしますと、
十五条は、製造業者と中小小売業者との紛争、そ
れから卸売業者と中小小売業者との紛争、それから
中小小売業者以外の者の行い一般消費者に対する物
品の販売事業に関する紛争、それからもう一つ
は、「当該小売市場開設者又はこれらの小売商と当
該建物の所在する場所の周辺の地域内の中小小売
商との間に生じた紛争」、こういうふうな四つが限
定されているのです。そうすると、いま長官の
おっしゃる通りにこれ以外の一般的な紛争はこの
十五条のどこに当てはまるのでしょうか。

○左近政府委員 この三号で「中小小売商以外の
者の行い一般消費者に対する物品の販売事業」と
いうことで、大企業が行います小売業については
該当しておるわけでございます。十四条の二及
び十六条の二におきましても、これは大企業が行
うものについての調整の申し出でございましたか
ら、この範囲は十五条の第三号で読めるといふ
うに考えておるわけでございます。

○大成委員 大企業以外の行いものとの間にこの
三号に当てはまる紛争が出てきた場合に、どうい
うことでしょうか。

○左近政府委員 従来も、この調整の申し出とい
うのにつきましましては、大企業の行い事業につ
いての調整でございますから、それに該当するもの
は第三号に入ることでございます。そのほか、
生協とか農協というふうな問題もここへ入
るわけでございます。

ただ、本当の意味の中小小売商同士のあつせ
ん、調停というものはこれに入りませんけれど
も、これは従来もこの商調法の中では入れてい
なかつたものでございます。

○大成委員 そのことが確認できれば、結構でこ

ございます。

さて、そこで今回の法が改正された場合に、こ
の五百平方メートル未満のいわゆるミニスーパー
的なものが、われわれの居住圏、生活圏に密着を
して計画的に乱立するといった、そういうおそれ
はないかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○左近政府委員 いま御指摘のとおり、今度の改
正法が成立いたしますと、五百平米以下のものは
いわば大店法の範囲外になるものでございませ
う。そういう小型スーパーを出店させた場合にど
うなるかという御指摘だと思います。

先ほどから島田審議官が御説明しております
ように、五百平米というものが顧客の吸引力その他
でつまり一般の小売商に対して優位の差があると
いうラインを引いたわけでございますので、理屈
から申しますと、この五百平米以下のもののいわ
ば中小小売商に対する優位性というものは余りな
いといふことになるわけでございます。しかしなが
ら、いま御指摘のとおり、そういうものを相当た
くさんつくりましてやるといふようなことになり
ますと、これはまた問題が起ってくるという可
能性はなきにしもあらずという御指摘もなすけ
るわけでございます。したがって、そういう
点につきましましては、先ほどから申し上げてお
る十五条のあつせん、調停を活用して処理をいた
したい。そして乱立を避けさせたいということ
を考えておるわけでございます。

○大成委員 セブン・イレブンのああいふ百坪
前後の店舗を戦略的に展開しておるといふ事例
もあるわけでありまして、未来の流通戦略の中
で、この法の規制値以下の面積で新しいという
手法が展開されないという保証はない、そういう
意味でも十分ひとつこの点は注目をしていただ
き、ただかなければならない、このように思いま
す。さらに、この大店法の関係でお聞きしたいと思
うのですが、大店法の七条二項をごらんいただ
きますと、商工会議所、商工会等の意見を聞く以外
に、三つの方々の意見を聞くということになって

おるわけ。これは小売業者またはその団体、
それから消費者、その団体、それから通産省令で定
めるところにより申し出をしたものの意見、この
三つがあるわけですが、通常、会議所、商工会の
意見というものは商調法等を通じて反映される仕
組みになっておりますし、商調協の構成も三者構
成で、そういったものの代表も入っておるとい
うことであります。この七条二項の規定からい
いますと、「意見をきかなければならない」というよ
うな規定になっております。商調協とは別に、
こういった七条二項の消費者や小売業者やある
いは申し出たもの、こういったものの意見を聞く
ということ、行政の面としては非常に大事なこ
とではないかというふうに考えるのですが、過去の
運営の実績等からしますと、この点が無視され
ているような気がしますが、この点いかがでしょ
うか。

○島田政府委員 お答えいたします。

いまの点につきましては、官報公示をしまして
一定期間内に通産省令で定める手続に従いまし
て意見の申し出のありましたものにつきましまして、
その意見は審議会長あてに出るわけでございます
が、この意見につきましましては、審議会でこうい
う意見が出ておるといふことを御披露いたしまし
て、審議の参考にしておるわけでございます。

従来の実績からいたしまして、ちょっと件数
はわかりませんが、案件によりましては幾
つかの意見が出てくるというケースが幾つかござ
います。

○大成委員 せっかくの規定があるわけであり
ますから、この商調協そのものの構成、運営が、必
ずしも過去の実績からすると適正であったとは言
えないわけでありまして、この七条二項の規定
を準用して広く意見を聞く、正しい意見が反映さ
れるような、そういう運営にぜひ持っていただ
きたい、これは希望いたします。

次に、この七条の「相当程度の影響」とい
った問題で、きょうもこの目安の問題、調整の基準と
いった問題でいろいろ議論されておりますが、役

所側としては、研究する、検討する、早急に結論を出したい、こういった程度の答えしか出てこないわけでありませう。

自治体の中では、たとえば豊中方式であるとかあるいは京都方式であるとか、それぞれの目安をつくらせて調整基準としておられるところもあります。ありますが、全国画一といったことにはないかと思ひますが、客観的なあるいは数値的な予測システムを開発して、そうして統一的なあるいは定量的な基準をつくらせていくことは不可能ではないと思ひます。

ですから、この「相当程度の影響」というその内容は、一にかかつてこの目安、基準ということになってくるわけでありませうが、この目安、基準は早急に検討する、こういうことでありますが、それぞれの地域でそういった目安、基準を持つためには、ある程度の作業を集積していかなければならない、ある程度データを集積し、それを整理し分析していかなければならない、こういうことでありまして、相当の費用もかかるわけですね。こういったことに対して政府はどのように考えるか、お聞きしたいと思います。

○島田政府委員 お答えいたします。現在、この審査資料の作成委託費というところで、商工会議所、商工会に委託費を出しております。いろいろのそういった審査のために必要な資料の作成費というのを、委託というふうに出してあるということになっております。

○大成委員 会議所、商工会の財政の基盤からしたならば、とてもこのような権威のあるデータを集積することはむずかしいと思ひます。むしろ自治体があるいは都道府県がそれを所管すべきだと思いますが、この点はひとつ研究の中の重要な課題として来年度予算に反映できるように希望を申し上げておきます。

次に、全国の各主要都市の駅前周辺の再開発、恐らく都市計画事業として推進される事業の中にその再開発事業の核店舗として大型店が誘致される、こういった傾向は間違いないと思ひます。

この再開発は、日本住宅公団による開発、あるいは団体施行による開発、あるいは都市再開発法の組合方式による開発、あるいはデベロッパー方式による民間施行型の開発、いろいろこの方式はありますが、いずれも駅前周辺という高い地価の上に集積される再開発ですから、非常にそのコストが高くなる。そのコストを消化するために、あるいは負担を軽減するためにこの核テナントを誘致する、またそれによって魅力ある商業集積をやる、こういうことだと思ひますが、そのことによってその地域の中小小売店には大変な影響を与える、しかし、多少の影響があつても再開発はやらなければならない、こういった二律背反の立場に置かれておられるわけですが、このことに関しまして通産省はどのような考え方を持っておられるか、承りたいと思ひます。

○島田政府委員 答弁する前に一言、先ほどの御質問に対して申し上げましたので、つけ加えてさせていただきますが、基礎資料の整備のための予算でございますが、来年度につきましては、第二種大規模小売店舗の調整に当たつての基礎的な資料を整備するために、第二種大規模小売店舗実態調査委託費というのを計上するというところで、これは都道府県を対象にして予算要求をいたしております。この点つけ加えてさせていただきます。

それから、いまのお尋ねでございますが、いま御質問のありました駅前等の再開発事業という問題、これはもう膨大な建設コストがかかるというふうな点から、地権者のほかに核テナントとして大型店を誘致するということが、その事業の成否に大きな影響をもたらすというふうなことは恐らく否めないであらうと思ひます。ただ反面、そういった大型店の誘致というものが周辺の中小小売業に対して大きな影響を及ぼすおそれがある、この間の調整をどうするかという問題になるかと思ひますが、これは非常にむずかしい問題であらうかと思ひます。いずれにいたしましても、こういった場合には、結局は地元との商調協等で十分話し合いを行い、検討しながら問題の解決を個別に具体的に

に図っていくしかないというふうに考えます。その際、何らか客観的なデータあるいは影響の予測というふうな方法があれば、より円滑に話し合いを進むであらうというふうに考えられるわけでございますが、この点につきましては、先ほど御指摘がありましたように、現在当省でいろいろ検討いたしておりますが、審査資料というふうなものをはから策定、検討ができないかというところで、鋭意勉強をしておられるのが現状でございます。

○大成委員 建設省の方は来ておられますか。来ておられませんか。

再開発コストの負担軽減については、いろいろ考え方もあらうかと思ひます。いわゆる再開発組合という再開発法の認可を受けた組合施行といったことのためにいろいろの国庫補助もあるわけでありませうが、一般のデベロッパー方式による民間施行型の再開発に関しまして、組合員の負担が軽減されるようにぜひひとつこの点は御検討をお願いしたい、このことは要望として申し上げます。

時間がありませんので、はしらせていただきますが、この商調法三条の小売市場の地域指定の問題ですが、この小売市場という名称を抜き出して特にこれに対する法的な措置を講じておられるということは、果たして今日の流通の現状からして必要があるのかどうか、こういったことです。

昭和三十四年といへば、日本全国にまだスーパーなんというものは展開されておらない、まだ流通そのものが今日のよう近代化がなされない時点であつたかと思ひます。特に政令で野菜と生鮮魚介類、こういうことで扱ひ品目を限定しているわけですね。ということでは、最寄り品としてのいわゆる八百屋さん、魚屋さん、肉屋さん、そういったものに与える影響というものをなくすために昭和三十四年にこういった立法がなされたかと思ひます。今日一般的な総合食品店的なそういうスーパーも、近隣の八百屋、魚屋、肉屋に与える影響は同じです。特に大阪とか兵庫県とかそういう

った地域を指定して、数多く都市を指定しておるといった考え方は何か実情に合わないのじゃないか、このように私どもは思ひます。

法のねらいとするところは、近隣の同業種に与える影響をなくすためにこういう規定を設けているわけですから、この商調法で小売市場という特殊な名称をつけて、それを抜き出してこれを保護しているといった行き方は、今日の流通の現状からしては私は意味がない、むしろ包括的にこれを措置していくということの方が賢明だと思ひますが、いかがなものでしょうか。

○左近政府委員 商調法は、制定の当時の小売業に関するいろいろな問題を解決するためにできたものでございまして、たとえば購買会に対する問題とか、それから小売市場に対する問題といったものが問題になっておつたわけであつた。いま御指摘のような周辺の小売商店に対する問題でございまして、もう一つは、やはり当時小売市場というのをいけば特定の人が市場を建てて、そこに零細の小売店を入居させて、いわば相当取寄をしたというふうなことが言われておりました。そういうものを防止するということ意味で、要するに零細のテナントを保護するという色彩が相当強かつたわけでございます。したがって、この小売市場というものの規制というものが当時必要とされ、しかし、小売市場というのは全国に必ずしも行き渡つておられるわけではございませんので、小売市場が集中しておられるところを地域指定をしたという経緯でございます。

われわれが見ておられるところでは、いまおっしゃいますように、周辺に対する影響という問題につきましては、御指摘のとおり小売市場だけで問題が解決するわけではございません。したがって、実は今度大法を改正して、五百平米を超えらるものまで範囲を拡大して、包括的な商業調整の問題に対処することにしたいわけでございます。それで、残りましたのは、やはり小売市場に入居の零細テナントの保護でございますが、これに

ついで、やはり小売市場の規制を全然やめてしまふのはどうか、やはりテナントの保護という点についてはやっていたいかなければいけないということ、これはやはり小売市場の集中しておる地域についてやっていくことを継続することにしたいわけでございます。

したがって、商業調整の趣旨としては、やはり大店法で今後対処していくというのが本筋だろうと思ひますし、なお、商調法でも、その大店法の規制以外のものについて、先ほど申しましたように十五条のあつせん、調停規定も設けておりますので、その分を活用していきたいというふうに考えているわけでございます。

○大成委員 時間が参りまして恐縮ですが、農林省からせつかくおいでいただいておりますので、ひとつそれだけ終わらせていただきたいと思います。

最近、インスタントラーメンから牛どんに始まりまして、幹線道路沿いのレストラン、そういう外食サービス店が数多く系統的に展開されておるわけでありまして、このことによつて農林省は米がよけい消費されるということで結構な話かもしれませんが、インスタントラーメンは別ですが、これは既存の飲食店に与える影響も大きいわけでありまして、消費者のニーズがそれを要求しているという事です。これもやむを得ないことではございまして、これは決していかにいふと言つてはいるわけじゃありません。しかしながら、無秩序に放置されるということもいかなるものか。分野法によつてある程度の調整規制は行われるわけでありまして、現状と今後の見通し、あるいはその指導方針、こういうことに対して一言だけお聞きして終わりたいと思ひます。

○安達説明員 お答えいたします。

外食産業または飲食店につきましては、対象範囲としてどこまでをとらえるかの問題があるわけでございますけれども、五十一年の通産省商業統計によれば、全国の飲食店舗の数は六十一万六千店であり、そのうち従業員四人以下のものが約八

〇%を占め、全般に零細であります。なお、商業統計は事業所ベースでございますので、企業ベースの数字ではございませんが、さしあたり手元にある公式の統計として申し上げさせていただきます。

なお、外食企業についての企業と中小企業等との分野調整上の問題につきまして、また具体的事案は聞いておりませんが、問題がある場合には、必要に応じて当事者の話し合いの指導、あつせんに努める等、中小企業分野調整法の適正な運用を図つてまいりたいと考えております。

○大成委員 終わります。

○橋口委員長 次回は、来る十六日月曜日午前十時理事会、午前十一時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時十七分散会

小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律

法律第八十二回国会、中村重光外九名提出

小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律

小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条の六の次に次の一条を加える。

（商店街振興組合等による調査の申出等）

第十六条の七 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、事業協同組合又は協同組合連合会であつて商店街振興組合又は商店街振興組合連合会の設立の要件に準ずるものとして政令で定める要件に該当するもの並びに第三条第一項の許可に係る一の小売市場内の小売商であることをその組合員の資格とし、かつ、当該小売市場内の小売商の大部分が組合員である事業協同組合及び当該事業協同組合である事業協同組合は間接の組合員の資格とする協同組合連合会（以下この条において「商店街振興組合等」という。）は、この法律の適用については、中小小売商団体とみなす。この場合において、第十四条

の二第二項中「特定物品販売事業と同種の事業」とあり、第十六条の二第二項中「中小小売商団体の構成員の資格に係る特定物品販売事業と同種の事業」とあるのは「商店街振興組合等の構成員たる中小小売商が現に販売する物品と同種の物品の販売事業」と、第十四条の二第二項中「中小小売商の経営」とあるのは「中小小売商（当該同種の物品の販売事業を行う中小小売商をいう。以下第十六条の二第一項、第十六条の三第一項及び第十六条の五第一項において同じ。）の経営」と読み替へるものとする。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会の設立の認可の申請であつてこの法律の施行の際現に受理されているもの及びこの法律の施行の日以後六月以内に受理されたものに係る団体は、当該設立の登記があるまで又は当該申請について不認可の処分があるまでの間、改正後の小売商業調整特別措置法第十六条の七の規定の適用については、商店街振興組合又は商店街振興組合連合会とみなす。

理由

商店街振興組合等の構成員たる中小小売商の事業活動の機会を適正に確保するため、商店街振興組合等も大企業者の事業の開始又は拡大に係る紛争に関する調整等の申出ができるようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律

法律第八十二回国会、橋口隆外四名提出

小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律（特別）
小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条の六の次に次の一条を加える。

（商店街振興組合等による調査の申出等）

第十六条の七 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、事業協同組合又は協同組合連合会であつて商店街振興組合又は商店街振興組合連合会の設立の要件に準ずるものとして政令で定める要件に該当するもの並びに第三条第一項の許可に係る一の小売市場内の小売商であることをその組合員の資格とし、かつ、当該小売市場内の小売商の大部分が組合員である事業協同組合及び当該事業協同組合であることをその直接又は間接の組合員の資格とする協同組合連合会（以下この条において「商店街振興組合等」という。）は、この法律の適用については、中小小売商団体とみなす。この場合において、第十四条の二第二項中「特定物品販売事業と同種の事業」とあり、第十六条の二第二項中「中小小売商団体の構成員の資格に係る特定物品販売事業と同種の事業」とあるのは「商店街振興組合等の構成員たる中小小売商が現に販売する物品と同種の物品の販売事業」と、第十四条の二第二項中「中小小売商の経営」とあるのは「中小小売商（当該同種の物品の販売事業を行う中小小売商をいう。以下第十六条の二第一項、第十六条の三第一項及び第十六条の五第一項において同じ。）の経営」と読み替へるものとする。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会の設立の認可の申請であつてこの法律の施行の際現に受理されているもの及びこの法律の施行の

日以後六月以内に受理されたものに係る団体は、当該設立の登記があるまで又は当該申請について不認可の処分があるまでの間、改正後の小売商業調整特別措置法第十六条の七の規定の適用については、商店街振興組合又は商店街振興組合連合会とみなす。

理由

商店街振興組合等の構成員たる中小小売商の事業活動の機会を適正に確保するため、商店街振興組合等も大企業者の事業の開始又は拡大に係る紛争に関する調整等の申出ができるようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商工委員会議録第一号中正誤

ページ	段	行	誤	正
六	二	一〇	そいう	そいう
三	三	一〇	なったのじゃ	なったのじゃ
三	四	一四	短期的に	短期的に
三	三	三〇	そして、来	そして、将来
三	四	四	こときに	このときに
三	一	末	いいうのは	いいうのは
三	二	四	ようぬ	ように
三	四	七	そいういう	そいう
三	四	二	これを主として	これは主として
三	一	二	申し上れ	申し入れ
六	三	二	いっかな	いっかな